と共に、大阪中央電信局は帝國通信網の東西を繋ぐ唯一の大集中局となり、九月六日以後罹災地發、無料公衆報の取扱を開始し、或は陸軍飛行機に依り、或は鐵道吏員に託し、或は特に局員に携行せしむる等の方法に依り、罹災地發無料電報の疏通を圖つた。之等特殊取扱電報の通數を加ふれば、同月八日に於ける取扱通數は實に四十五萬三千百四十五通に上り、帝國電信創業以來の最高記錄を作つたが、同月十三日は電信機械のみに依り十九萬五千通の電報を取扱ひ、之亦空前の機送能率を發揮した。其の後約一箇月間も一日平均十六萬通の電報取扱數を續け、如何に當時の事務が多忙繁劇を極め、其の活動の眼覺ましきものあつたかが推察出來る。

十一、平調に復す

之がため大正十二年度の取扱通數は三八、三七七、八九八通に增加し、前年度の三五、二九九、八四二通に比して約一割を增加した。その後は

大正十三年度	三六、一九二、四八三通
十四年度	三六、七七五、九八三通
昭和　元年度	三六、九二四、四四一通

と平調に復して、僅少なる自然的增加率を示し、施設の整備と共に從事員も年々改善せられ、昭和元年度末に於ける從事員の平均勤續年數は四年十箇月、平均年齡は二十二年六月に達し、素質最も低下せる大正七年に於ける勤續年數一年九箇月、平均年齡十七年六月に比し、全く隔世の感があつた。

十二、奥丹後震災の襲來

此の間大正十四年五月二十三日但馬地方に激震あり、關東大震災に次ぐ繁忙を呈し、連日連夜通信連絡に努め、その辛き經驗は尙記憶に新たなる昭和二年三月七日午後六時二十八分、突如として奥丹後地方を中心として同地未曾有の大激震襲來し、大阪中央電信局は其の第一震に依り、須臾にして電燈消滅し、室内は勿論市中一帶暗黑と化し、局舍の振動甚だしく、天井壁等十數箇所に龜裂を生じ、蛇腹の墜落せるもの數箇所、其の他壁類の落下せるもの、機械器具類の顚倒墜落せるものがあつた。之がために大阪を中心として電報殺到し、各回線繁忙の程度は、前記二回の震災に比すべくもなく、又大阪中電發信に在りては、午後八時頃より新聞電報、見舞電報等陸續として賴信あり、鄕里知人の安否を案じつつ窓口に詰め寄せた公衆は長蛇の如く行列して、其の樣は物凄きばかりであつた。震災當日より同月十一日迄に於ける取扱通數は百十五萬六千百二十九通を算し、十二割餘を增加したが、就中三月九日の如きは一日分にて三十四萬八千六百五十三通に達し、但馬地方震害當時の最繁忙日即ち五月二十四日の十六萬一千八百六十六通の二倍を超え、關東大震災當時の最繁日に次ぐ記錄的取扱數に上つた。之等の影響も手傳つて昭和二年度の電報取扱通數は前年度分より二パーセントを加へ總計三七、六九八、一四四通となつた。

十三、新局舍へ移轉

この頃に至り、大正十四年三月二十五日市内北區堂島濱通二丁目田蓑橋畔に建坪八百三十四坪七四、延坪三、九九三坪一八の近代的樣式鐵筋コンクリート六階建として新築の工を起した。局舍の外廓が漸く竣工に近付きつつあつたが、前述の如く奥丹後震災に依り當時現用の局舍に通計四十箇所の破損を生じたため、應急修理にては安心して執務することを得ざるやうになつたので、新局舍竣成を急ぐ必要を認め、且つ　今上陛下御即位の御大禮が昭和三年十一

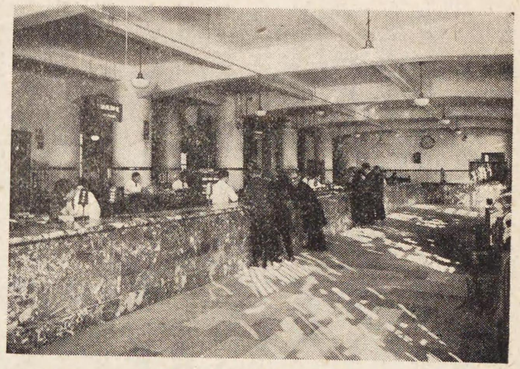

大阪中央電信局受付

月と確定せらるるや、愈〻新局舎の移轉を急務とするに及び、殘工事及局内設備を促進し、昭和三年九月に至つて附帶工事完成した。新局舎に對しては各新聞紙は其の寫眞を大きく載せて「海の底からボッカリ浮び上つた水晶宮を思はせるやうな電信局」として全國に向つて紹介し、又大大阪の名所として地誌類や繪葉書等に掲載せられ、一躍名聲を博した。

九月二十九日移轉式擧行翌三十日及十月一日の兩日を局員家族のために開れ、一千三百有餘の電信同線を切

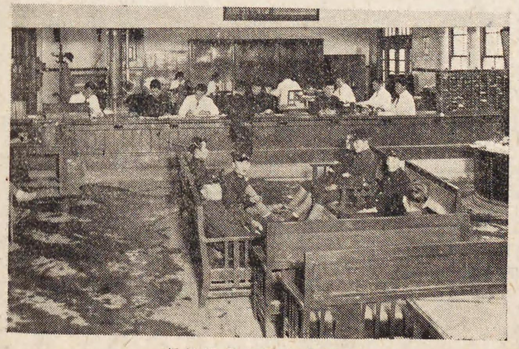

大阪中央電信局配達部

た「大阪中央電信局」の

放し、十月七日午前零時十分を期して一齊に三百有餘の電信同線を切替へ、移轉を完了し、舊局舍の入口に掲げられた「大阪中央電信局」の金看板は取外された。

十四、昭和三年より五年間

昭和三年秋の御卽位禮、同五年及七年の二回に亙る帝國議會解散に次ぐ總選擧、同六年の府縣會議員總選擧等の對內的事象を初めとして、昭和六年より同七年にかけての滿洲上海事件に續く滿洲國の獨立、國際聯盟會議等に伴ひ、異常なる繁忙を見たが、常に帝國電信網の中心となり、東京中央電信局と相呼應して關係電報の取扱に努め、ために一時減少に傾きかけた同局發著電報通數も昭和六年度より俄然增加し始めて來た。卽ち次表の通りである。

年度別	有料發信總通數	有料著信總通數	合計
昭和三年度	一、〇三七、八九四	一、〇八四、四五五	二、一二二、三四九
四年度	八五七、五二一	一、〇六三、四二〇	一、九二〇、九四一
五年度	八〇二、五八七	一、〇一一、〇九〇	一、八一三、六七七
六年度	一、〇三九、九八三	一、〇八四、九二二	二、一二四、九〇五
七年度	一、〇七七、六八七	一、一五〇、九八二	二、二二八、六六九
八年度	一、一〇五、八〇七	一、二〇四、三四五	二、三一〇、一五二
九年度	一、二三四、三七〇	一、三三一、八九五	二、一六六、二六五
十年度	一、四一〇、一四〇	一、四一四、〇二〇	二、八二四、一六〇
十一年度	一、五六〇、〇六八	一、五二三、一九四	三、〇八三、二六二
十二年度	一、六九七、五二四	一、五八八、五八六	三、二八六、一一〇
十三年度	一、六七二、二四三	一、四八七、八八七	三、一六〇、一三〇

第四章　電信法令

第一節　創業當初の布告類

明治二年十二月二十五日、東京横濱間に我國最初の公衆通信の取扱が開始せられたことは、前述の通りであるが、之に關聯して十一月に東京及横濱兩傳信局の名を以て所謂「傳信機に關する七項」が布告せられた。その第一項に於いては「傳信機」は幾百里相隔てる場所でも人馬の勞を省き一瞬間に音信を通達する至妙な機關であることを述べ、以下六項に分つて東京傳信局は鐵砲洲運上所門右側、横濱傳信局は裁判所東角にあり、毎日「朝第八字より夕第八字迄開場」するから、用向ある者はその要用を成るべく簡略に認めた上、右の傳信局に持參し「先の宿所宛名」及「仕出元」以外は假名一字に付銀一分の割合で代銀を差出すこと、若し傳信局から離れた場所へ「早飛脚」で達して欲しいときは、その賃銀として里數に應じ東京は銀五分以上横濱は銀六分以上を拂ふこと、又諸相場其の他秘密の通信は、豫て諸店共申合せの「隱し言葉」を用ひてもよろしく、若しあらはに申出ても役所では封をして達し、掛り役人は其の往復のことを一切他言せぬ「掟」であるから秘密は洩れないこと等、差出上の注意の外一方から通信があつた節は「使」を以て達するから名宛の者又は名代の者は其の使に「刻付の請取書」を渡すことを定め、若し返答を差出したときでも其の使に渡すことは禁じてゐる。

右の如く最初は假名に限られたが、翌三年四月十六日から、在留外人の便利を圖るため「横文通信」を開始することとなり、神奈川縣廳の命に依り日本政府機械方のアール・ヘンリー・ブラントン氏の名で布告すると共に外字新聞にも廣告した。其の布告に依ると横文通信は別段歐羅巴人を雇ひ置かぬ故「急速且精密ニ通スル事慥ニ請合難キ事モ可有之ニ付右ノ廉ハ兼テ承知ニテ來ルヘ」き旨を冒頭し、「發信時限」は毎朝第八時から毎夕第八時迄、「横文通信賃銀」は二十語以下金一歩、二十語以上は十語に付金一歩とし、「名當書」は六語迄無賃銀と定め、「書翰持込」は二哩内無賃、二哩外は一哩に付金二朱の割合となつてゐる。

其の後大阪神戸間の電信成り、三年八月二十日より大阪、神戸兩傳信局間に其の取扱を開始するに及んで、東京横濱間開始の場合と同じやうな布告を發したが、代銀を假名一字に付錢拾六文、開場時間を朝第七時から夕第七時迄とし、横文通信は取扱はなかつた。又同年閏十月二十九日日曜日其の他の休暇を廢して公衆の利便を計り、十一月五日から年中晝夜の別なく通信を取扱ひ、午後七時から翌日午前七時までは賃料を倍課することとなつた。

此の時まで公用通信は無料であつたのを兵庫縣限り、一般通信料の半額を徵することに布令したが、翌四年五月二十二日、太政官達を以て「官用傳信機稅則」を定め、東京及横濱は六月一日から、大阪及神戸は同月五日から「御用向通信」に對し、一般通信料と同額の手數料を徵することとなり、又皇城内及外務省と築地傳信局との間に電信線が架設されたので、五月二十五日には工部省達を以て「宮中傳信機稅則」を定め、築地傳信局を經て宮中又は外務省と横濱との間の通信手數料に關し規定するところがあつた。

明治五年四月二十二日西京大阪間に電信開通し、又九月七日から翌年十月にかけては東京長崎間の各電信局が順次通信を開始する運びとなり、取扱局數の增加を見たが、之に先ち五年四月十五日工部省電信寮の名を以て「音信表」を布告した。これは主として東京長崎間各局相互の音信料を定めたものであるが、一音信の字數を定め、又音信料を「錢」で表はすやうになつたのは之が最初である。而して電信局から隣局迄の音信料は和文一音信卽ち片假名二十字迄毎に七錢、更に局々を經るときは一局毎に一音信二錢を增すやうな經過局數に依つて遞增する一種の距離制を採用した。之と同時に各局共橫文通信を開始し、其の音信料も和文に倣ひ、隣局迄は一音信卽ち二十語迄毎に二十五錢、更に一局を經る毎に一音信十錢を增し、宿所宛名は總て語數に算入することとなつた。尙此の音信表中には右の外屆賃に關し、大阪は府內、西京は洛內、其の他の各局は十町四方を無賃とし、其の以遠は五町迄毎に二錢を拂ふことに定められてゐる。試に東京からの和橫文一音信料を擧げると次の如くである。

宛局	和文	橫文	宛局	和文	橫文
橫濱	七錢	廿五錢	沼津	九錢	卅五錢
靜岡	十一錢	四十五錢	豐橋	十三錢	五十五錢
名古屋	十五錢	六十五錢	岐阜	十七錢	七十五錢
彥根	十九錢	八十五錢	西京	二十一錢	九十五錢
大阪	二十三錢	一圓五錢	神戶	二十五錢	一圓十五錢
姬路	二十七錢	一圓二十五錢	岡山	二十九錢	一圓三十五錢
尾ノ道	三十一錢	一圓四十五錢	廣島	三十三錢	一圓五十五錢
山口	三十五錢	一圓六十五錢	赤間關	三十七錢	一圓七十五錢
福岡	三十九錢	一圓八十五錢	佐賀	四十一錢	一圓九十五錢
長崎	四十三錢	二圓五錢			

之と前後して、東京府中に日本橋を初め六電信局開局することとなり、五月十七日工部省から「東京府內電信局及賃錢表」が廻達せられ、府內各局相互の一音信料を和文五錢、橫文十五錢とし、一音信を超えるものに對しては和文十字迄毎に二錢五厘、橫文十語迄毎に七錢五厘を附課することに定められ、屆賃は其の局々より五町迄は無料、之を超ゆるときは五町迄毎に二錢を徵することとなつた。斯くの如く府內に多數の局が設置されたが、各地への賃錢は府內何れの局からでも先に述べた通りで、唯東京橫濱間に限り一音信を超えた部分の賃錢を和文十字迄毎に三錢五厘、歐文十語迄毎に十二錢五厘と定められた。

五年九月には東京から大阪神戶迄の各局開通したが、新築多端の際技術未だ熟せず、且つ長遠の線路のこと故種々の妨碍もあり、それがため沿道吏員を奔走せしめて修繕等に日夜盡力すると雖も動もすれば澁滯若くは不通の患を釀し、通信も中途で止ることがあるので、此の年十月電信寮より「告諭書」を發して、斯かる場合には其の局から郵便を以て送達すべき旨を公諭し、「然レドモ用便ヲ害ヒ迅速ノ順度ニ至ラサルハ遺憾ト可謂乍去創業ノ際不得止ノ情狀ニ付……其內東京長崎間ノ全線モ竣功大試驗等相濟ミ候ハバ更ニ便利ノ擧アルヘシ」と附言した。

翌年五月九日、同地方に住む數人へ同一の音信を送る場合の便法として連名宛の制度を新設することとなり、同日、電信寮より音信料追加表を布達せられ、此の通信は一つの音信へ甲乙丙等數人の名宛を連記して送り、到著の上

分達するもので、之を頼む者は甲宛のみ「認料」として文字の多少に限らず一週毎に和文は七錢、横文は二十五錢を拂ふのである。而して同一の音信でも、神戸、長崎又は西京、大阪等の如く掛け離れた所へ送るときは右の方法に依ることは出來ない旨注意してゐる。後出の同文電報制度は溯源を玆に發してゐるのである。

次で翌月二十七日、「音信屆賃追加表」が電信寮から布達せられたが、之は港内碇泊の船へ電信を送達する場合の規定で、横濱、神戸及長崎の港内に碇泊する船に限り、出狀人が十五錢の屆賃を拂へば、直ちに艀船で送達することとなつた。蓋し艀船配達の濫觴である。右三港の外は其の船の會社又は問屋へ送達するのであるから、其の宛所を詳記すべき旨をも定められた。

一方、從事員に對しては、明治二年九月、逸早く傳信機取扱規則十三項を設けて掛員に機械取扱方法の梗概を示し、假綴五項を定めて局内の出入に注意し、靜謐を期し音信の取扱に愼重を加へ其の秘密を保護せしめたが、降て明治六年三月二十七日、普通定則八箇條を定めて何人たりとも電信器械室に入ること及機械を濫用することを禁じた外、公私通信の秘密を守ること及音信傳送を愼重にすることを注意し、音信の傳送順序、一般音信の寫及裁判上音信の謄本の請求あつた場合の心得に關し、規定する處があつた。

第二節　大日本政府電信取扱規則及日本帝國電信條例時代

第一款　大日本政府電信取扱規則

電信通信に關する準則は創業以來、電信線路の開通及電信局の增加に伴つて、其の都度布告、達示せられ來つたことは前節に述べた通りであるが、之等は區々に渉り一般利用及取扱の上に於いて不便尠くなかつたので、從來の諸規定を一括すると共に新利用方法を創始する目的の下に明治六年八月十三日太政官布告第三百號を以て「大日本政府電信取扱規則」を定められ、電信法規の體制は玆に初めて稍〻備はつたものを得たのである。

此の規則は劈頭に於いて、電信は瞬間萬里音信を通ずる至緊至妙の機關なりと雖も信線器械等不慮の損傷或は書寫の不明に因り不通遲延又は誤謬の憂ないとは請合ひ難く、此のため用辨を闕き、商業其の他に就いて損失を受けたとて政府に於いては通信料の外一切辨償せぬことを明示し、若し其の遲延誤謬等を申立るときは、必ず受取人の所持する「電信報」の字を添へることとした外、大要次の如く規定した。

一、通信賃料　從來とても出狀人に於いて前拂することとなつてゐたが、此の原則を明定し、又從來音信料表に於いて定めた一音信の字語數を、其の儘此の規則に移すと共に一音信を超ゆる場合は十字又十語迄毎に賃料を加へることとなつたが、賃料の高は依然音信料表に依つた。尚誤算で請取つた賃料に不足ある時は出狀人に於いて拂ひ、過剩ある時も亦出狀人に還付

することを明かにした。

二、横文語數計算　これは從來特に定めたものがなかつたので、文字は七綴以下を一語、之を超ゆるものは二語とし、數字は五字迄毎に一語とすること、又順序數を示すため 123rd の如く數字の終に添記した文字は一字を數字一字に計算し字下線、「インヴェルテットコムマ」及括弧は一組を一語に計算することに一定した。

三、誤謬の憂を防ぐため新たに書留電信なる制度を新設し、出狀人は「音信紙」の出狀人姓名の直下に「書留」と記載して通常音信料の倍額を拂へば、局々で音信を繰返し、誤謬の有無を正すと共に屆け渡しの時刻及受取人の姓名又は屆け渡せなかつた事實等を詳しく出狀人に報告することとなつた。

四、出狀人に於いて、音信が先方へ屆いたか否かを知りたいときは屆先名宛の直下に「報知依頼」と記載し、更に一音信の賃料を拂つて其の報知を乞ふことが出來るやうになつた。蓋し受信報知の前身である。

五、一旦出狀した音信でも電信局で未だ傳送せぬ間なら其の音信紙と既拂の賃料、傳送中ならば其の音信紙のみの取戻を求めることが出來、又既に傳送を終つた音信が報告先へ達することを留めるには新に賃料を拂ひ其の趣を未局へ申送つて貰ふことも出來るやうになり、出狀人が宛名住所等を誤つて認めたため其の音信が屆先に達せなかつたときは更に賃料を拂へば其の誤謬を改める途も開かれた。

六、電信不通の節の郵便送達も此の規則中に包含したが、電信のない遠方の地へ通信を乞ふ者に對しては、屆方便利の局から郵便で送達する制度を新たに設けて、此の場合出狀人は受方の局名を宛名の下に記載し且つ郵便の賃料を拂ふこととなつた。

七、「隱し言葉」の使用を認めた創業以來の方針を踏襲して、官報及私報とも「符徴」を以て通信し得ることとしたが、其の符徴は横文通信の數字又は羅馬字の何れか一方を用ひ、本文の一部分を符徴を以て記載するときは通用文と區別するため括弧を以て符徴文を圍み、其の語數は數字、文字、小數、終點其の他一切を合計して五字迄毎に一語として計算し、分數があればそれも各一語として加へる外其の賃料及取扱は前記書留電信と同一とした。

八、返信料前拂　これも新制度の一であつて、横文通信の返信料を出狀人に於いて豫め拂ひ置かうとするときは其の音信本文の終り、即ち出狀人姓名の前に「幾語返信料拂濟」と記載し、其の語數に相當する賃料を拂へばよい。尤も一音信即ち二十語以下の返信料のときは單に「返信料拂濟」と記載し、又前拂の高は元通信料の三倍を超えてはならぬ。

九、受取つた音信中に解し難き語があつて、再び通信を乞ふ必要のあるときは、假りに其の賃料を拂つて申出でればよく、往復の結果電信局の過失に因つたものは其の賃料を返すことに定め、又一音信を同都邑中に住する數名へ送達する從來の「連名宛」の制度は其の儘此の規則へ挿入された。

其の後三月を經た明治六年十一月、工務省布達第十六號を以て、曩に布達せられた港内碇泊船への送達方法に關する規定を加へ、又西京及大阪の屆賃も横濱同樣に改め、各地共二里以外は郵便で屆けることになつた外、横文音信料を二十五錢、五十錢、一圓、一圓五拾錢、二圓、二圓五十錢の六區に分ち、一種の帶域制を採ることに改められ、明治七年一月一日から實施せられた。此の結果東京長崎間の一音信料は次の如くなり、從來に比し遙かに引上げられた。

東京から横濱まで	二十五錢	東京から豐橋まで	五十錢
同　西京まで	一圓	同　神戸まで	一圓五十錢
同　赤間關まで	二圓	同　長崎まで	二圓五十錢

七年二月に至り、工部省布達第三號及第四號を以て書留電信の音信料を通常音信料の二倍から一倍半に値下げし、

又符徴音信料を通常音信料と同額に引下げると共に、出狀人から「照校」を願ひ出た場合に限り「元價ノ半ヲ增拂」はしめて、照校することに右電信取扱規則を改められた。

此の頃から翌八年三月にかけて東京北海道間の電信線落成に伴ひ、沿線の電信局順次開局することとなつたので、之に先つ七年一月三十一日、工部省布達第七號を以て東京北海道間の音信料表を定められたが、其の和文音信料は大體隣局まで八錢、以上經過一局を增す毎に三錢を加へ、又横文は二十五錢、五十錢、一圓、一圓五十錢、二圓、二圓二十五錢、二圓五十錢の七區に分つた。東京よりの音信料は左の通りである。

宛先	和文	歐文	宛先	和文	歐文
宇都宮	八錢	二十五錢	松前	三十三錢	二圓
白川	十一錢		箱館		
福島	十四錢	五十錢	森	三十六錢	
仙臺	十七錢		長萬部	三十九錢	二圓二十五錢
一ノ關	二十錢	一圓	室蘭	四十二錢	
盛岡	二十三錢		札幌	四十五錢	二圓五十錢
青森	二十八錢	一圓五十錢	小樽	四十八錢	

又箱館港内碇泊の船々に限り、十五錢の屆賃を拂へば艀船で送達するが、他港では其の船會社又は問屋へ送達することを追記した。

第二款　日本帝國電信條令の制定

電信創業當初に於いては、文化の進路尙低く、之を利用する者少きは勿論、一種の偏見から動もすれば却て此の擧を妨碍し、以て事業の進歩を阻害せんとする者もあつたので、明治三年十二月には大阪兵庫の兩府縣に於いて、近來電線に小石或は草鞋等を繋ぎ、之を投げ懸けるものあり、其の障害勘くない處から、自今些少の物たりとも、線上に懸立するときは直ちに之を除却し、其の筋へ屆出で、若し之を等閑に付し通信の妨害となるときは、本人は勿論其の地役人に至るまで其の責を免れぬのであるから、村々申合せ嚴重之を取締るべき旨を達示し、又翌四年十月には東京長崎間沿道府縣に向ひ、東京長崎線の架設は內外公私の利便を增進するためにして、國防上重大の事件なるに依り、萬一此の盛業を妨害し又は電線を毀損する等の暴擧をなすものあるときは、大に國威の消長に關係し、其の害少からざるを以て、沿道地方官は豫て深く之に注意し、取締を嚴重にし、自然此の如き粗暴の擧をなすものあるときは、臨機相應の護衛をなすべきを令した位であつたが、之等の取締も其の效なく、又電信に關する其の他の犯罪に關する取締に就いても特別なる制裁規定なく、斯くては事業の威信にも係るので、明治七年九月二十二日工務省布告第九十八號を以て日本帝國電信條例を制定した。蓋し電信犯罪に關する最初の罰例である。

同條例は十七箇條より成り、同年十二月一日から施行せられたが、其の施行範圍を「日本帝國政府電信寮に於いて所轄する處の電機上」と定め「電報」なる語を「テレカラム」と振假名して初めて使用し、其の意義を「總て電機を以て傳送し又は傳送せんと欲する百般の音信」と定めると共に、日本政府電信寮は「日本帝國中に電報を傳送し及び

受取り取集め屆渡等一切關係の事務を取扱ふ專任の權を有する」旨を明定し、政府專掌を確立した外電信犯罪に關する罰例を大要左の如く規定した。

一、不法故意で電機、柱木、信線、海底線浮標其の他一切の附屬物品を毀損傷し、又は柱木を拔取つた者は五百圓以下の罰金又は三月以下の懲役或は禁獄に處し、之等に瓦や礫を投げ、矢や火器を發射した者は毀傷の有無を論ぜず百五十圓以下の罰金又は四十二日以下の懲役或は禁獄に處し、又之等へ故意に落書又は鐫刻した者は十圓以下の罰金又は七日以下の懲役又は禁獄に處し更に又電信局や沿道に取建てた電信寮の標識又は揭示等を故意に削剝し若は拔去つた者は五十圓以下の罰金又は四十二日以下の懲役或は禁獄に處することに定め、尙柱木其の他に馬等を繫いだり攀ぢたり海底線の浮標に舟を繫いたり、乘つたりした者は妨害の有無を論ぜず罰することとし、馬又舟を繫いだときは百五十圓以下又は四十二日以下、攀ぢ又は乘つたときは二十五圓以下又は二十一日以下の夫々罰金又は禁獄に處するること。

二、電信寮の事務に從事する電機掛其の他の官員等を攻打し或は粗暴の擧動に依つて事業に妨碍を爲す者は、五百圓以下の罰金又は三箇月以下の懲役或は禁獄に處すること。

三、電機掛官員等が他人へ屆渡すべき電報を故意に隱匿し又は電報を屆渡す樣電信寮から命ぜられた者が、其の命令を怠り或は肯じなかつたときは、五十圓以下の罰金又は四十二日以下の懲役或は禁獄に處し、電信寮に仕官する者が故意若は怠慢から音信の傳送又は屆渡を忘却若は遲延せしめ、又猥りに音信の趣旨を傳洩し或は他の人民を電信器械室に立入らせたときは百圓以下の罰金に處すること。

電信條例の公布と併行して、七年八月二十八日工部省布達第二十一號を以て電信私線規則の制定を見た。抑〻一般私線の架設は明治五年九月二日「西洋諸國ニ在リテハ電信會社等ノ設アリテ電線ノ私設ヲナスモノナキニアラスト雖

畢竟私線ハ政府ノ機密ニ關シ不便ナシトセス且各國交際上ニ關係ヲ及ボスコト尠ナカラザルヲ以テ」之を禁じ、皆官線となすの主義を明かにしたが、全國に涉る官線の達成は事容易に非ず、一面文明の利器を要望するもの多きに至つたので、茲に明治七年七月十日工部省布達第十八號を以て、各地官設の本線へ接續する支線架設の儀出願あつた場合、官線が架設せられて來往の音信に差支なき場所、例へば東京から橫濱、東京から長崎等は私線を許さず、若し官線の設けなき地方に於いては必ず便宜の官線に接續せしむること、架線の建築、器械の据付等は電信寮で處分し、其の入費は願人から償却せしむること、「機關扱のもの」即ち技術者は當分電信寮で相選び差遣すが、其の俸給は願人の負擔たること、尤も技術修業を望む者は電信寮で教授することを定めた外、此の設備を利用して電信寮の定規に則り音信を取扱ひ、音信料の儀は官許を經て定めること、官局と之等私局と往復する音信は其の音信料の三分の一を官局に納め殘を私局に收入することをも明かにした。

其の後明治十二年五月十四日太政官布告第十八號を以て、條例第十七條「凡ソ犯罪ノ形狀ヲ裁判官へ報告シ其ノ處分ヲ乞フ手順ハ工部省ニテ取扱フノ權ヲ有ス」を刪除された外、約十年に亙り實質的改正を見なかつたが、明治十六年二月十日に至り、單獨の太政官布告第五號を以て、水底電信線路に於いて投錨、漁業、採藻等の禁を犯す者は貳圓以上百圓以下の罰金に處する旨勅旨を奉じて布告せられた。

第三款　大日本政府電信取扱規則改定前後

大日本政府電信取扱規則の創定とその一部の改正、電信賃錢表の改正に續いて、日本帝國電信條例の制定が行はれ

たことは前述の如くであり、降つて明治十二年に至り大日本政府電信取扱規則が大改定せられたが、その前後に亙つて屢〻補正が布達せられてから、以下年次を逐ふて、その概要を述べることとする。

音信文の書法に就いては大日本政府電信規則に於いて「母歐（モールス）時氏萬國電信ノ假字」即ちモールス字號を以て傳送し得べき諸方の國語又は羅甸語を用ふることに定められたが、和文も本文の章句は勿論地名姓名等に至る迄總てイロハ四十七字を以て送受することになつて居つた處、當時は地名姓名等を大抵漢字で記載する狀況であつたため、通信繁忙の際或は音讀を訓讀に錯り、或は訓讀を音讀に誤ることもあり、其の上受信局では器械に現はれたイロハの字號に依り漢字に飜譯するのであるから、往々異字同訓の間違もあり苦情を申出る向も寡くなかつた。之等の間違から送達が遷延しては公私の事業を妨害すること多大なので、七年十月五日工務省布達第二十四號を以て、爾後和文の通信を賴み出る者は本文の章句は勿論送受を要する地名姓名等悉皆「其地本人讀ミ習ノ稱呼」をイロハで取綴り、句讀を點して差出すやう別に達示せられた。之と同時に賴信紙に縱橫の罫を畫してイロハで記載することを勵行せしめる傍ら字數計算にも便ぜしめた。

之まで電信局から十町（東京は五町）以上離れてるときは五町迄毎に二錢の割で屆賃を拂はねばならなかつたが、八年三月七日工部省布達第五號を以て電信賃錢表中に改正を加へ、二里以內道の遠近に拘はらず一通の屆賃を一錢五厘均一とし、二里以外は從前通り郵便で屆けることとなり、同月二十日から施行した。此の布達は右の外東京より熊本を經て鹿兒島に至る各局相互間の音信料を追加すると同時に、別仕立で屆ける制度を創始し、其の賃錢は「現場ノ拂立勘定」としたが、其の後別仕立で屆けることを乞ふときは、一里に付十二錢づつ發信局へ前拂し、里程相違して賃金不足するときは、其の屆先から取立てることに改められた。八年七月十二日布達第十九號は卽ちそれである。

當時、東京から靑森を經て北海道への電信連絡も旣に進捗し、本邦全土を縱貫する幹線の落成を見たが、未だ電信局の數は極めて少く全國で五十局にも達せぬ狀況のため、電報を差出さうとしても一々電信局まで持參することは出來ぬ場合が多かつたので、郵便で差出す途を開くこととし、八年十一月二十七日之亦單獨の工部省番外布達を以て、斯かる場合は郵便切手を買請け之を音信料とし、音信文と合封して其の最寄の電信局へ宛てて書留郵便で差出すことに定め、明治九年一月二日から施行せられた。而して此の方法では出狀人が音信料を知る必要あるので、當時旣に三千以上を算する各地郵便局に電信賃錢表を備置き出狀人の閱覽に便ぜしめた。

同年三月四日、工務省布達第四號を以て、電報追尾音信配達方法を創めて定められ、同月十五日から施行せられた。卽ち信書屆先の者が他家へ轉居又は旅行する處あることを出狀人に於いて豫め知り得た場合で、新居所へ其の信書を再送せんと欲するならば、賴信紙へ「追尾」の文字を記入して電信局へ賴み出れば、受取人の舊住所に於いて屆先を書改めさせ、直ちに新名處へ送達し、初度の著信局から屆先までの音信稅は受取人から收納するのである。又何人でも電報の來る心當りある者は豫め其の旨を電信局へ申出で新名處を知らせて置き、音信到來次第再送方を乞ふことも出來るやうになつた。尤も新居處が二里以內のときは、追尾の依賴のない通常音信でも逐處送達する。

右の布達に依つて、新名處を申出ざるか又は再送しても受取人を尋ね得なかつたときは、其の信書を電信局に留置くことになつたが、同月三十一日にはどの電報でも其の配達地明瞭でないか、又は受取人旅行轉居等で達し得ないため電信局に留置くものは、總て新聞紙に廣告することとなつた。其の後二年を經た明治十一年の郵便報知新聞にも次

のやうに廣告してある。

一月中留置音信

二十四日大阪榮町瀨川甚三郎ヨリ廣島可部末永ヲヲミチへ○二十七日熊本小島町米屋熊二郎方觀音丸幸助ヨリ廣島本川八口川本重助方岩國ユウウヤ眞中庄三郎兩人へ

廣島電信分局

右心當ノ者ハ自身電信局へ出ルカ又ハ書狀ニテ受取方可申出候事

電　信　局

十一年三月

內國和文通信は從來本文の賃錢のみを取立てゐたが、十一年三月十五日工部省布達第四號を以て出狀人及受信人の住所姓名に對し、本文同一の割合を以て賃錢を取立てることに改めて四月十五日から實施せられた。然るに其の結果は妄りに住所姓名の記載を省略し配達に困難を來す惧があつたので、其の月二十日、豫て電信分局と定約の上は受信人の住所姓名に略語を用ひることを得る旨新聞に廣告して出狀人の便益を計り、同時に郵便賴信の電報中住所姓名の計算を誤り、或は之を算入せずして夥多の料金を追徵せらるることなきを勉めるやう諭告したが、依然不便の點が多かつたため、同年十一月二十二日工部省布達第十八號を以て翌十二年一月一日から國內一般距離の遠近に拘はらず住所姓名は一通每に五錢を取立て、又略名を使用する者は手數料として一年十五圓の割合を以て取立ることに改められた。

此の間に在つて、電信局の開設は著〻進められ、其の都度電信賃錢表に音信料の追加が布達せられたが、主なるものは、明治九年八月布達第十四號及十一年十月同第十七號に依る福島、山形、秋田間、九年十一月同第十九號に依る名古屋津間、十年九月同第十二號及同年十一月同第十五號に依る東京新潟長野上田間、十年十月同第十三號に依る岡山高知間、同月第十五號及同年十二月同第二十號に依る小倉大分鹿兒島間、十年十二月同第二十一號及十一年十二月同第二十一號に依る山口、萩、松江間、十一年八月同第十五號に依る大津敦賀魚津間の追加あり、降つて明治十二年に於いては二月布達第三號に依る東京甲府間、堺和歌山間、三月同第四號に依る東京千葉間、四月同第六號に依る松山宇和島間等追加せられたが、音信料の構成に就いては從前の例に做つたのである。

創業以來十年を閱した電信事業は明治十一年中に於いて約百萬餘通の發信電報を算し、局數も約百局に達し、通信益〻頻繁を加へる狀勢となつたが、其の取扱準則は前述の如く諸種の布達に分れ不便少くないので、從前の方法と實務の現況とに就いて便否を計り參互訂正して可及的電信取扱規則に採り入れることとし、明治十二年五月二十七日工部省布達第九號を以て、大日本政府電信取扱規則を改定し、七月一日から實施せられた。茲に於いて電信法令は曩に制定の日本帝國電信條例と併せて其の體系整備の第二段に達したのである。

改正規則は其の冒頭に於いて、日本政府は各種の電報を取扱ふに當り、其の要旨を秘密にし送受を迅速にするが、國安を害し國法に悖る電報の送受を禁止し、又必要に依り各所或は一部分の通信を廢停し、若くは電報の種類を限つて其の送受を禁ずる旨を明かにし、以下電信等級、電信書法、賃金及辭數計算、電報配達、特格電報、賃金賠還、官報、課金局報及雜則の九篇に分ち、大要次の如く改定せられた。

一、卽ち先づ電信等級を官報（官、省、院、使、府、縣等の公事に關する音信竝に同盟諸國の大臣、長官、陸海軍元帥、公使、領事官の者に宛て公務に關するものに限る等の贈答する音信）、局報（電信の事務に關し、電信本局又は分局より出す報信）通商に關係する領事より出す電報は在

及私報（官報局報を除く諸信）の三等に區分し、其の傳送は官報、局報、私報の順序に依り、同等の電報は頻信（中繼局では受信）の順序に從ふことを定め、私報に就いては至急私報なる特格電報を設け、私報の出狀人は其の名宛の下に「至急」又は其の略符號「ウナ」（歐文はUR）を記し、通常音信料の三倍を納めれば、他の私報に先つて通信することとし、又急務（非常）官報に限り閉局後と雖も之を賴信し得ること、受取つた官報の原信を證據として持來すれば其の返信を官報として送ることを許したが、反面に於いては官員から官員に送る電報でも官用でないものは皆之を私報とし、官報たる確證なき限り之を送る人の官印を鈐すべきものとの條件を附した。

二、次に電報の用辭は從來通用文と符徽文とに區別されたが、改正規則に於いて之を普通辭（和文は片假名文、歐文は羅甸語又は常用歐洲國語を以て記載し、其の意味の曉解し易きもの）と秘辭（和文は片假名又は數字歐文は羅馬字、又は亞剌比亞數字を以て記載し、文字又は數字の孤立若は聯集したもの、遂受兩人の私に定めた「機杼語」にして通信技手に於て曉解し難きもの、其の他普通辭に非ざるもの）と改めると共に、何れも電信に用ひる片假名字號又は莫爾斯氏の字號に飜譯し得る文字、數字、及句讀點其の他の記號を以て書すべきことを明定し、又一通の電報中に普通辭と秘辭とを混用し、和文中に數字又は歐字を挿入することは、括弧を以て區畫することを條件として之を許したが、私報の秘辭中に數字と文字を混用することは之を禁じた。尙官報に就いてはいづれの時にても秘辭を用ひることを得ることとし、電報新書に據り數字を以て書した電報は普通辭と見ることに定められた。

三、出狀人及受信人の住所姓名の書法は從前の儀規定すると共に、發信局の望に因り出狀人は眞に其の出狀人たることを明證するため賴信紙の端末に姓名を手記證印すべきことを新に加へられた。又返信料前拂等の「囑付」は總て名宛の下に（和文は片假名歐文は英文）又は電信局に於いて用ひる略符號を以て書載することを要し、普通辭は其の辭數に應じ和文略符號は二字、歐文略符號は一語と見做すことに一定した。

四、通常電報の賃金に就いては依然電信賃錢表に依ることとし、從來の布達通り通信料前納の原則を保持し、和文二十字迄、歐文二十語迄と定め、其餘十字（語）迄を增す毎に其の半價を加へ、又和文電報の出狀人及受信人の住所姓名は一通毎に五錢と規定し、又後に述べる如く特格官報等の賃金に就いては關係條章に於いて規定したが、總て不足賃金又は受信人が賃金を納むることを拒却するか、其所在を尋ね得ざるか、又は通知の日から一週間內に納めぬときは出狀人から辨償し、若し過剩あらば之を還付することとした外、書留又は照校電報を送受の際、甚しき誤謬を生じて判然其の用辨を缺いたとき、若は總ての電報が通信取扱上の過失に因り郵便で遞送する時日より遲れて屆先に達するか、又は全然其の屆先に達せぬときは、受信人に達した電報の原書（不達の節は著信局か受信人の書面）を添へ、電報の日附から二箇月以內に出狀人から電信局長に申陳すれば、原信の賃金（連名電報一通の賃金は總賃金を連名總數にて除した商）を賠還し、又國安を害し或は國法に悖る電報を抑止したときは請求を俟たず、其の徵收した賃金を還付する旨明定した。

五、電報の辭數計算に就いては例示をも混へて詳規する處があつた。卽ち和文中の濁點、半濁點、數字又は歐字若は和文秘辭中の讀點は一個又は一字を片假名一字と看做し括弧は二字に計算することとし、歐文に於いては一語の直綴文字十五字以下のものを一語、之を超ゆるものを二語に計算することに改めると共に、國語の用法に反して連綴することを禁じ、亞剌比亞數字中に用ひた分數點、讀點及歸除線は一個を數字一字とし、又連續點及略符は之を語數に算入せず、從つて賃金を要せぬが、之等を以て繫ぎ又は分つた辭は、其の分辭毎に一語として計算することとなつた外、歐文や數字又は文字の聯集、字下線、轉倒句讀、卽ち從來の「インウエルテットコムマ」括弧及秘辭の雜つた歐文電報中の普通辭及秘辭に就いて從來通りの計算方を例を示して詳記してゐる。

六、電報の配達に就いては、從來餘り規定する處が少なかつたが、改正規則に於いて之を整定した。卽ち電報は受信した順序を追て晝夜を分たず配達するのを原則とし、電信分局又は郵便局へ宛名した電報は其の局に預り置いて受信本人或は其の委任を

受けた代人が來求したときにのみ交付することとした。又受信人の住所に配達するときは出狀人に於いて電報名宛の下に「本人に交付すべし」と「囑附」するか「親展」、「內啓」等の辭を記載したものの外、家族、寄寓者其の他本人に代つて受取るべき者に交付するも妨げないことを明規したが、受信人から書面を以て特に誰某に與へらるべしとの指名も出來ることとした。

七、而して電信分局から二里以內の電報の屆賃即ち配達賃は、一通毎に一錢五厘で從來と變りなく、二里以外にて分局なき地方へ宛てた場合は受信人名の下に「別使」又は其の略符號の「マツ」（歐文はXP）と記入して差出せば、別使即ち從來の別仕立を以て送達することとしたが、其の屆賃は一里十二錢、以上九町毎に三錢を增徵し、若し發信局に於て里程の分明し難いときは、出狀人から豫算の金額を納め、著信局で實地調査の結果、不足は受信人から徵收することとし、同じく受取人名の下に「郵便」又は其の略符號の「ツツ」（歐文はPP）を記入し、郵便規則に照して稅金を納めれば、郵便を以て遞送することとなつてゐたが、之を擴張して廣く開港場其の他の諸港內碇泊艦船にも及ぼすこととした。十五錢を前納すれば艦船へ配達することとした。

八、電報の名所に受信人が居住せず、他所に轉徙した場合、新居所が配達管內ならば前拂郵便を以て遞送することとしたが、名所不分明等にて受信人を尋ね得ざるか、電信分局に預り置く電報の來求なき場合は、從來通り其の電報を分局に留置き、住所姓名を詳記して局前に揭示し、且つ新聞紙を以て之を廣告し、著信の後二箇月內に尋ね來る者なければ沒書とすることとした。

九、改正規則は至急私報、返信料前拂、照校電報、受信報知、書留電報、追尾電報、連名電報、郵便賴信の八種に亙り、特格電報に就いて詳規定してゐるが、其の中至急私報に就いては曩に述べた通りであり、郵便賴信は郵便に依り電報を差出す方法で、從來の內容と差異がないから省略し、其の他に就いて大要を述べれば次の如くである。

(一)　返信料前拂電報は從來歐文に限られたのを改めて、和文電報の出狀人も其の返信を要せば、賃金を前納することが出來ることとし、從つて一音信料を前納するときは其の電報名宛の下に「返信料濟」又は略符號「ナツ」（歐文はRP）を記載し、一音信料を超える賃金を納めるときは「幾字返信料濟」又は略符號「ナツ幾字」（歐文は「幾語返信料濟」又は略符號「RP 2words」）と記すことを定められたが、返信料は原信の價の三倍を限度とした。前納した金額は著信局に於いて信書と共に受信人に交付し、何時何線路何名處でも隨意に返信を送り得ることは從來通りであつた。若し其の著信を一箇月に至るも交付すること能はざるか、又は返信料の受領を拒むときは、著信局から電報を以て發信局を經て、其の事實を出狀人に報知するが、此の電報は返信の代りと見做して前納した金額の中一音信料を收入し、その餘は出狀人に還付することをも定めた。又特格電報ではないが、返信を望むため電信局に在つて之を待つ者は、返信料を前拂すると否とに不拘、電報の名宛の下に「局待」又は其の略符號「ヤム」（歐文はWT）と記入して差出せば、著信局に於いては之を封皮に轉寫して配達する方法を新たに認めた。

(二)　誤謬の憂を防ぎ且つ達否の確報を得んと欲する場合に利用する從來の書留電信は電報名宛の下に「書留」又は其の略符號「ムナ」（歐文はTR）と記入すること、書留料を通常電報辭數現賃金の二倍に值上げすること及郵便局に付託した時刻を答報し、電報は書留郵便とするから、其の郵便稅も納めることを要件として「書留電報」の名の下に存續することとなつたが、之と同時に書留電報前半の目的即ち誤謬の憂を防ぐため照校を欲する者のみの便宜を計つて照校電報を創定し、同じく後半の目的即ち電報が正に達せしや否やの報知を得る者のために從來の「報知依賴」制度を「受信報知」と改稱して存續した。照校電報は其の名宛の下に「照校」又は其の略符號「ムニ」（歐文はTC）と記入し、手數料として電報辭數現賃金の半額を增納すれば、局々送受の際必ず全文を丁寧に反復するし、受信報知電報は名宛の下に「受信報知」又は略符號「ニナ」（歐文はCR）と記入し、手數料として更に一音信料の賃金を前納すれば、配達の際受信人をして確受の時刻を受證紙に記入せしめ、「何地何某ニ宛テタル第何號ノ音信ハ午前後何時何分配達セリ」の如く私報の例に依り出狀人に答報するが、若し受信人に配達することが出來なければ其の由を報知するのである。

(三)　從來の電報追尾普信配達方法に基き「追尾電報」を設け、從來の如く電報名宛の下に單に「追尾」又は略符號「チラ」(歐文はFS)とのみ記入して差出した電報は著信局に於いて先づ之を其の名所へ送り、若し受信人が其の住所に居らなければ、更に新居所を書改めさするか又は門戸に標示しあるときは直に之を再送するが、出狀人に於いて甲乙丙等其の新居所を逐書することを新に認め、此の電報は受信人に達するまで既に經過した名處を削去して逐局之を電送することとし、いづれも出狀人は第一著局までの賃金(和文の名所は其の多少に拘はらず第一發信の際五錢)を納め、第一著信局以外の通信料は受信人から徵收することは從來の通りである。此の外何の囑附なき電報でも受信家の者から追尾の依頼があれば「改め追尾」の辭を名宛の下に記入させ、之を逐書電送するし、又平常配達を受ける電信分局管内の者が轉送等をした場合は其の事由を該局に書面陳述し置き、其の電信の到着次第右の例に準じて再送を請ふことが出來る樣になつた。尚電信分局のない地方への追尾電報は前拂郵便で送るから通信料及郵便稅は郵便切手を以てするか、適宜の方法で著信局へ送致すべき旨を定めた。

(四)　同文の電報を其の同都邑中に住する數名又は同名の數家に各〻配達する場合は甲一箇のみに定則の賃金を課し、乙丙丁は各謄寫一通毎に和文七錢、歐文二十五錢を納める方法、卽ち「連名宛」の制度を連名電報と改稱すると共に、和文の名所は其の多少に拘らず五錢、書留電報を連名にするときは甲一通に書留の賃金を課し、其他は謄寫料の外に各一普信料、照校電報を連名にするときは甲一通に增賃を課し、其の他は皆謄寫料、受信報知を連名にするときは、定則の連名電報賃金及謄寫料の外其の名數に應じ各手數料一普信づゝを納めることとし、數名でも住所を同じくする者に宛てた電報は送達紙一枚に連署して其の中の一名に配達し、從つて別に謄寫料を收めぬが、住所を異にするときは各電報に一名處のみを記載するから、各通に連署を依頼せんとすれば、名宛の下に「連署幾人」なる辭を記入せねばならぬ。又數名の中郵便又は別使を用ひるものは其の名所を括弧で區畫し、直下に「郵便」又は「別使」等の辭を記入するのである。

十、受信人は其の電報中疑惑する字句の校正を請ふことは從來から認められたが、今回其の請求を電報受領後二十四時間内と限定し、尋問現字數に對する普信料と返信に要する普信料とを假に納めることとし、之等を校正した後其の文字の誤謬を生じたことが全く通信上の過失に因ると決定すれば、假に收めた金額を還付することは從前と變りはないが、原信の賃金は還付しないこととした外、出狀人は類信後七十二時間内ならば、其の電報の字句を加削改正することが出來る樣にし、此の場合改正すべき字句添詞の現字數に對する普信料、若し返信を求むるときは其の返信料をも納めねばならぬ。

十一、電報の停止、卽ち從來の取戻は依然認められたが、此の場合出狀人に相違なき證據を差出すことを要し、若しまだ其の電報を傳達しない中は手數料として五錢を收めて其の餘を還付し、既に傳送を了したならば更に著信局へ宛てその事由を電報するのであるから、其の現字數の賃金を收めて其の餘額を還付するが、既に傳送中ならば其の電報の現に經過した處までの賃金を收めねばならず、其の結果を知りたいときは返信料を納めることを要することとした。

十二、原書或は謄寫の請求は從來とても實際に行はれてはゐるが、今回之を明規した。卽ち電報發信又は著信の日から一箇月以内なれば、出狀人、受信人又は其の代理たる證據を以て請求すれば、發信又は著信局にある原書或は謄寫を一見せしめ、又其の原信の文書に相違なしと電信局の證據印ある正寫を請求することが出來る。尤も正寫は其の手數料として和文百字迄毎に二錢歐文百語迄毎に十錢を納めねばならぬこととした。尚一箇月の後更に二箇月までは電信本局に申立てればよろしい。

歐文電報の略名常用料は曩に一箇年十五圓と定められてゐたが、明治十三年四月十三日布達第九號を以て、新に願出る者は其の月から、又從來許可を得た者は九月一日から一箇年洋銀十弗の割を以て徵收することに改められた。

越えて十五年六月八日、太政官布達第十一號を以て電信取扱規則中返信料前拂電報に關する條項の改正が行はれ、爾來返信料は證券を以てすることとし、著信局では前納の金額に當る證券を信書と共に受信人に交付し、受信人はい

づれの地方へ宛てるときでも、此の證券を以て隨意に返信を送ることが出來、返信の辭數が前納金額に過ぎたるときは其の不足金は返信を出す者から徴收するが、若し前納金額の辭數に滿たぬときは其の剩餘を同人に交付することとした。尤も證券は交付の日から六週間使用することが出來、此の期限を過れば廢紙として前納額を返還せぬから、若し返信を出さず前納金額を出狀人に返却しようとすれば、此の期限內に其の證券を添へて著信局へ申出ねばならぬ。而して著信局では郵便で發信局を經由して出狀人に通知するから、出狀人は返信料受領書を持參して現金と引換へるのである。尙返信料前拂電報は從來一箇月を經て受信人に交付し得ぬとき前納金額を利用して其の事實を出狀人に通知したが、一週日を經たら之を通知することに早めた。

右の改正布達を以て從來急務（非常）官報を至急官報と改め、通常音信料の二倍を納めることにしたが、同月十二日に至り、宛名の下に「至急」と記載することとした。其の後官用に係る各國立銀行の暗號私報は其の官廳の主任者又は郡、區長の證印あるものに限り、官報と見做して取扱ふ旨告示された。十五年八月二十九日工部省告示第十五號が即ち之である。

又十五年太政官達第十一號に於いては島嶼への別使賃を別使里程の不分明な場合の手續に據り徴收することに改正されたが、翌十六年三月太政官布達第七號を以て島嶼への別使配達は實費を徴收することに再改正せられた。此の間電信取扱規則とは別に內務省達乙第六十六號（明治十五年十二月九日）を以て「人民私費ヲ以テ開設シタル橋梁、渡津及道路等電信配達人配達（特ニ配達人タルヲ證スル服ヲ著シ配達スルトキ）ノ時ニ限リ賃錢請求不相成候條免許人へ遺漏ナク達シ置ク」べき旨各府縣に通達せられ、茲に配達人通行錢不請求の起源を作つた。

（一）東京以西各地相互間料金表

備考　本表左側ハ和文各一音信和文二十字ニシテ歐文二十語ノ料金ニシテ單位ハ錢トス

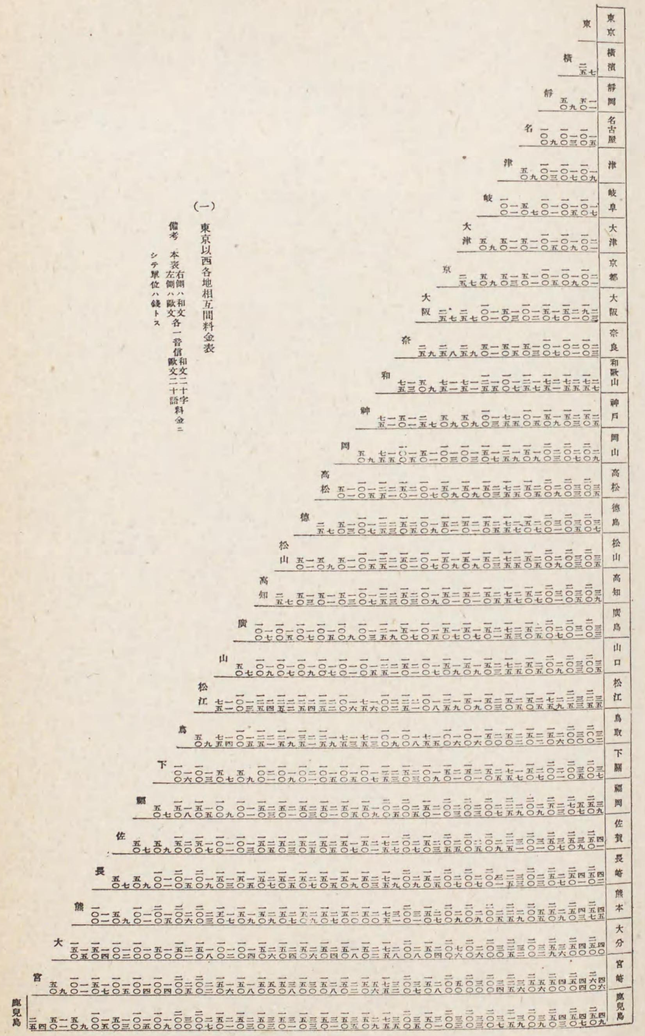

（二）東京以北及北陸各地相互間料金表

備考　一、本表右側ハ和文各一音信和文二十字ノ料金ニシテ單位ハ錢トス
　　二、空欄ノ箇所ハ料金額不詳ノモノトス

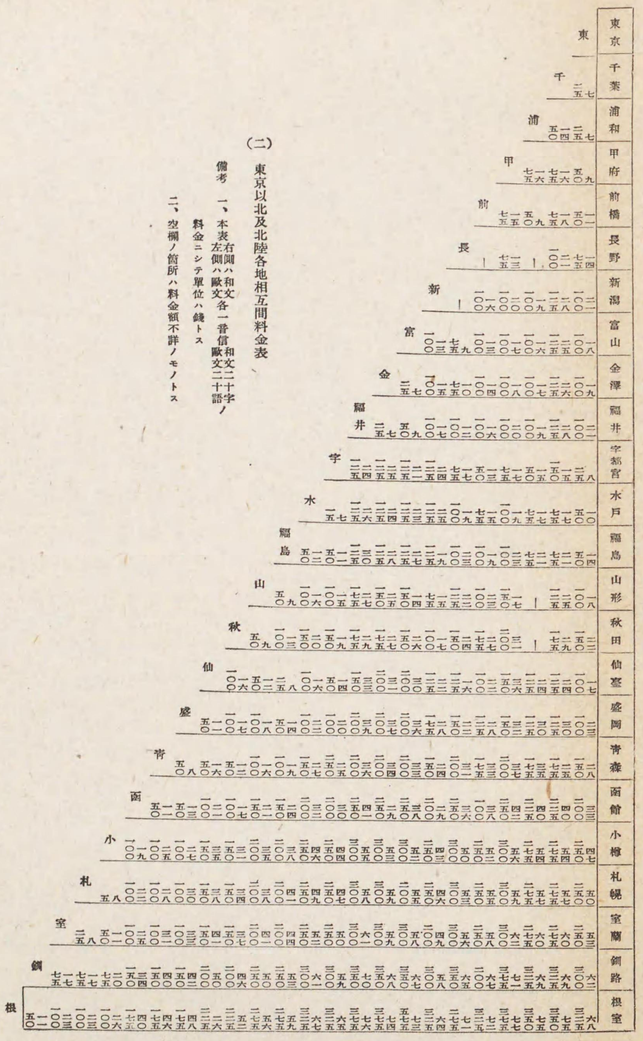

（三）東京以西各地東京以北及北陸各地相互間料金表

…「至急」と記載することとした。其の後官用に係る各國立銀行の暗號私報は其の官廳の主任者又は郡、區長の證印あるものに限り、官報と見做して取扱ふ旨告示された。十五年八月二十九日工部省告示第十五號が即ち之である。

又十五年太政官達第十一號に於いては島嶼への別使賃を別使里程の不分明な場合の手續に據り徴收することに改正されたが、翌十六年三月太政官布達第七號を以て島嶼への別使配達は實費を徴收することに再改正せられた。此の間電信取扱規則とは別に内務省達乙第六十六號（明治十五年十二月九日）を以て「人民私費ヲ以テ開設シタル橋梁、渡津及道路等電信配達人配達（特ニ配達人タルヲ證スル服ヲ著シ配達スルトキ）ノ時ニ限リ賃錢請求不相成候條免許人ヘ遺漏ナク達シ置ク」べき旨各府縣に通達せられ、玆に配達人通行錢不請求の起源を作った。

(一) 東京以西各地相互間料金表

備考 本表右側ハ和文二十字左側ハ歐文各一音信歐文二十語料金ニシテ單位ハ錢トス

	東京	横濱	静岡	名古屋	津	岐阜	大津	京都	大阪	奈良	和歌山	神戸	岡山	高松	徳島	松山	高知	廣島	山口	松江	鳥取	下關	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎
横濱	[illegible]																											
静岡	[illegible]	[illegible]																										
名古屋	[illegible]	[illegible]	[illegible]																									
津	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																								
岐阜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																							
大津	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																						
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																					
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																				
奈良	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																			
和歌山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																		
神戸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																	
岡山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																
高松	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]															
徳島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]														
松山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]													
高知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]												
廣島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]											
山口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]										
松江	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]									
鳥取	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]								
下關	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]							
福岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]						
佐賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]					
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			
大分	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
宮崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
鹿兒島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

(二) 東京以北及北陸各地相互間料金表

備考 一、本表右側ハ和文二十字左側ハ歐文各一音信歐文二十語ノ料金ニシテ單位ハ錢トス
二、空欄ノ箇所ハ料金額不詳ノモノトス

	東京	千葉	浦和	甲府	前橋	長野	新潟	富山	金澤	福井	宇都宮	水戸	福島	山形	秋田	仙臺	盛岡	青森	函館	小樽	札幌	室蘭	釧路
千葉	[illegible]																						
浦和	[illegible]	[illegible]																					
甲府	[illegible]	[illegible]	[illegible]																				
前橋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																			
長野	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																		
新潟	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																	
富山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]																
金澤	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]															
福井	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]														
宇都宮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]													
水戸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]												
福島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]											
山形	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]										
秋田	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]									
仙臺	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]								
盛岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]							
青森	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]						
函館	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]					
小樽	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				
札幌	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			
室蘭	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
釧路	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
根室	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

(三) 東京以西各地 東京以北及北陸各地 相互間料金表

備考 一、本表右側ハ和文二十字左側ハ歐文各一音信歐文二十語ノ料金ニシテ單位ハ錢トス
二、空欄箇所ハ料金額不詳ノモノトス

	東京	千葉	浦和	甲府	前橋	長野	新潟	富山	金澤	福井	宇都宮	水戸	福島	山形	秋田	仙臺	盛岡	青森	函館	小樽	札幌	室蘭	釧路	根室
東京	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
横濱	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
静岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
名古屋	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
津	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岐阜	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大津	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
京都	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奈良	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和歌山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
神戸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高松	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
徳島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
松山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
松江	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鳥取	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
下關	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福岡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佐賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
熊本	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大分	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹿兒島	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

降つて明治十七年內地朝鮮釜山間に於ける丁抹國電信會社の海底電信線布設が落成したので、壹岐國鄕ノ浦、對馬國嚴原及朝鮮釜山へ電信局を設け、長崎電信局內へ其の線を接續することとなるに伴つて、同年一月十五日工部省告示第一號を以て、日本朝鮮間電線に係る電報は萬國電信公法に依り取扱ふことと定め從つて和文は片假名七字迄每に、歐文は一語毎に次の如き料金を納める樣になつた。尤も長崎及其の他の內地と釜山間との賃錢は五月十三日告示第四號を以て各十錢の値下げが行はれた。

	鄕ノ浦	嚴原	釜山	備考
嚴原	正貨 貳拾五錢			一、和文電報の名宛は字數に算入せず且課金せざること 二、其の他の內地は總て均一料金とすること
釜山	正貨 五拾錢	正貨 參拾錢		
長崎	正貨 貳拾錢	正貨 四拾錢	正貨 六拾錢	
其の他の內地	正貨 參拾錢	正貨 五拾錢	正貨 七拾錢	

一方內地相互間の電信賃錢表は取扱局所の增加に伴ひ、其の都度追加せられたが、依然經過局數を基準として定められたのであるから、茲には一々擧げることを避け、唯縱貫幹線の主要地間電信賃錢を抜萃すると次の如くとなり、其の最高料金は鹿兒島根室間で、和文一音信卽ち二十字迄一圓六錢、歐文一音信卽ち二十語迄五圓五十錢である。

第三節　電信條例と電信取扱規則との連繫

第一款　條例及取扱規則の大改定

電信事業は日を逐うて擴張進歩し、電報の種別從つて增加し、取扱上混雜を極めるに至つたので、明治十八年五月七日太政官布告第八號を以て電信條例を制定して電信事業に關する官民の權利義務を確定すると共に、從來の日本帝國電信條例及改定大日本政府電信取扱規則其の他新電信條例に牴觸する從前の布告及布達は總て廢止して、七月一日から實施することとなり、之と同時に太政官布達第七號を以て、新たに電信取扱規則を定めて條例の缺を補ひ、併せて電報取扱の細項を明かにし、茲に電信條例と電信取扱規則との完全なる連繫が成つた。而して此の改正中には電信切手の發行及電報料の均一化を初めとして諸種の補正が包含せられてゐるが、以下電信條例と取扱規則とを關聯せしめて之等の要點を說明しよう。

一、電報の種類と傳送順序

（電　信　條　例）電報を官報、局報、私報の三種としたことも、其の傳送順序を官、局、私の順としたことも從來通りであるが、右三種の電報を各〻通常電報、至急電報、追尾電報、同文電報、照校電報、受信電報及通信料前納電報の七類に細別した。

（電信取扱規則）三種の電報の定義及同種類の電報の傳送順序を定めたが、殆ど從來と變化なく、唯至急電報は通常電報に先ち傳送せらるることを明示した。

二、私報の傳送停止

（電　信　條　例）電信局長に於いて法律規則に違背し又は治安を妨害し風俗を壞亂するものと認むる私報の傳送を止め、又政府は時機に依り線路又は地方若は語辭を限り私報を停止することあるべき旨を定めたことは從來と大差ないが、前段の電報に對する既納の料金は從來と異つて還付せぬこととなつた。

三、電報の書法

（電　信　條　例）從來の用辭は普通辭及秘辭の二種としてゐたが、秘辭を更に分つて秘辭と隱語とにした外、私報に秘辭隱語を用ひたときは電信局長の要求に應じ、其の解釋又は合符原本を差出すべきことを定めて、若し之に應じなければ五圓以上五十圓以下の罰金に處し、又和文電報は片假名及數字、歐文電報は羅馬字及亞剌比亞數字を用ふるやう明かにせられた。

（電信取扱規則）普通辭の定義は從來と變らないが、其の外に電報新書に依り書した數字は普通辭と看做すことを加へ、又秘辭とは普通辭に非ざる文字又は數字の孤立或は聯集にして其の意味の通解し難きもの、隱語とは母語には通ずべき意味あるも作文全體に於て通解し難きものと定められた。又電報に用ふる文字及數字は從前通り莫爾斯字號に飜書し得るものに限定したが、莫爾斯字號中に和文の讀點及記號を追加せられた結果、次の如くなつた。

(一)　和文は片假名及數字、濁點、半濁點及歸除線を含む、句讀點、新章、括弧小括弧

(二)　歐文は羅馬文字及亞剌比亞數字〇、一、二、三、四、五、六、七、八、九及歸除線を含む、終點、讀、小讀、重點、間標、感符、略符、新章、連續點、括弧、轉倒句讀、字下線

普通辭中に秘辭を用ひるとき括弧を以て秘辭の前後を圍むこと、秘辭を用ひた私報に文字と數字との混用を禁ずることは

從來通りであるが、普通辭を用ひた和文中には數字の混用を許すと共に從來の如く括弧で圍まずとも差支ないこととした。尤も和文中に歐字又は之に附屬する亞剌比亞數字を挿入する場合は從來の括弧に代へ小括弧を以て之を區別することを要した。其の他受信人の住所氏名は著信地に於て配達し易きために詳に肩書すること、豫め電信局と約定して略號を常用し得ることは從來通り規定（但し常用料は一箇年正價拾圓に改正）せられたが、賴信紙中受信人の名下に記入する略符號は、從來普通辭で記入した場合は其の儘であつたのを、發信局に於て總て略符號に改書することとした。

四、字數計算

（電信取扱規則）和文中濁點又は半濁點を附した文字は二字に計算すること。和文中の數字、歸除線、句讀點は其の一字又は一箇を片假名一字、又括弧は其の一組を片假名二字に計算すること。和文中に小括弧を用ひて歐字又は之に附屬する亞剌比亞數字を挿入したときは、小括弧一組を片假名二字、歐文又は亞剌比亞數字一字を片假名一字に計算すること。歐文中一語の聯綴十五字を越えるもの及五字を越えて聯記した數字は何れも二語に計算すること。順序數を作るため數字に加へた文字、其の他數字中に用ひた分數點讀點及歸除線は何れも一字又は一箇を數字一字に計算すること。歐文中連續點を以て語辭を繫いだとき及略符を以て語辭を分つたときは、其の分辭毎に一語に計算し、連續點及略符は語數に計算せぬこと。字下線、歐文括弧及轉倒句讀は何れも一箇又は一組を一語に計算すること。歐文の辭即ち文字の聯集又は常用歐洲國語（羅甸語を含む）以外の語辭は數字の例に依り計算すること。受信人名下に記載する略符號の和文は二字、歐文は一語に計算することを定められたが、總て從來と變りなく、唯歐文中府縣名、地名、其の他官、位、氏名の類及文字で記載した數目は發信人の記載した通りの語數に依つて計算することを新たに定められ、其の他の場合は國語の用法に反して語辭を聯集し、省略したものは普通辭の例に依つて計算すべからざることをも明かにせられた。

五、電報料及手數料

（電信條例）從來「賃金」「賃銀」「賃錢」「音信料」「通信料」又は「屆賃」等と呼び來つたものを今回は「電報料」又は「手數料」と稱し、又「料金」と總稱することとなつたが、從來電報料は經過局數を異にする距離制であつたため、局數の增加に伴ひ、料金は愈〻複雜化し、一般公衆の電報利用上は勿論電信局の事務取扱上からも不便尠くないばかりでなく、既設局の中間に設置せられる局の料金は概ね前後の何れかの局と同一料金率に依るの外なく、經過局數を基調とする距離制料金制が必ずしも其の實に副はぬもの多くなつて來たので、茲に距離制の繁を捨て、全國内を通じて均一制の單に就いた。尤も一市内及壹岐對馬に發著するものは特例を設け、又電報料及手數料の金額は總て布達を以て定むることとなつた。

（電信取扱規則）電報料は、和文十字以内（之を一音信とす）十五錢歐文五語以内五十錢、十字以内又は一語を加ふる毎に十錢を增すが、一市内に發著するものに限り、和文一音信五錢歐文五語以内十五錢、十字以内又は一語を加ふる毎に三錢を增すことに定められ、其の結果從來和文電報の發信人及受信人住所姓名に對し、一通毎に五錢となつてゐたのを無料とした。又電報料に一錢未滿の端數を生じたときは其の端數を切捨ることに一定した。尚壹岐對島に發著する電報の料金は同日太政官布達第九號を以て定められたが金額は從來と變りなかつた。

六、電信切手

（電信條例）電報料及手數料は從來現金を以て納めるのを原則としたが、今回之を改め電信切手を以て納めるものとした。尤も電信切手は日本政府に於て發行し、電信中央局分局及電信切手賣下所に於て賣るので、之等の設けなき地から郵便に付して電報を差出すときは、郵便切手を以て之に代用し得る途を開いた。而して電信切手を僞造變造し、又は其の情を知つて之を使用した者は一年以上五年以下の重禁錮に處し、電信事務を奉ずる者なるときは一等を加へ五圓以上五十圓以下の罰金を附加し、電信中央分局又は賣下所以外で電信切手を賣買し又は其の額面より低價で賣つた者は二圓以上五十圓以下の罰金、已に貼用した電信切手を再び貼用した者は二圓以上二十圓以下の罰金（電信事務を奉ずる者なるときは一等を加へ

電信事務を奉ずる者が賴信紙に貼用した消印濟の切手を剝取つたときは一月以上一年以下の重禁錮に處した上三圓以上三十圓以下の罰金を附加）に處することとした。尙電信切手の汚班毀損又は不明瞭なるものは其の效用を失ふが、其の未使用のもので二人以上の證人を立て、其の原由を證明したときは、電信中央局又は工部卿の告示した分局で定價の十分の二減で買戻し、又四枚以上連續した未使用の電信切手は其の所持人の請求に依り右の局で定價の十分の一減で買戻すこととなつた。

（電信取扱規則）同日付太政官布達第八號を以て一錢、二錢、三錢、四錢、五錢、十錢、十五錢、二十錢、五十錢及一圓の十種の電信切手を發行する旨布達せられた。

（明治十五年五月十五日工部省告示第十七號を以て電信切手の買戻を爲すべき分局を西京、神戸、横濱、長崎、函館、新潟、名古屋、廣島、鹿兒島、德島、高知、松江、赤間關、金澤、秋田、仙臺、札幌及根室の十八箇所と定めた。）

七、料　金　追　納

（電　信　條　例）電報料及手數料に不足あるとき發信人卽ち從來の出狀人が追納することは從前と變りないが、其の際不足の料金の二倍を追納せしめることに改めた。尤も發信人又は受信人から納める料金を七日以內に徵收し難いとき、發信人の納めぬものを受信人から、受信人の納めぬものを發信人から徵收することは從來通りである。

（電信取扱規則）料金追納方の通知をうけた發信人又は受信人は從來通り、其の通知の日から七日以內に納めることとしたが、料金を追納するときは電信中央局又は分局の追徵證書に據つて電信切手又は通貨を以てし、又郵便切手を以て電信切手に代用し得る地に在つては郵便切手を以てするも差支なく、之等通貨及郵便切手は電信中央分局に於て電信切手に換えることを明かにした。

八、料　金　還　付

電報料及手數料に用ひた電信切手は電信中央局及分局に於いて消印するものとし、其の結果料金に過納があつても、已に切手に消印した後は之を還付せざることを明示した。之と共に未だ傳送せぬ電報の返還請求に應ずることは從前通りだが、已に消印した電信切手は其の儘で、從來の如く料金を還付せぬこととなつた。尤も手數料五錢も取らぬこととした。其の他電報取扱の過失に因つて甚しく遲延し若くは到達せなかつたもの總ての電報及傳送の誤謬を生じて其の用辨を闕いたこと判然たる照校電報の料金を還付すること竝に料金還付の請求は發信の日附から六十日以內に電信局長に申出づべきことは從前の儘である。

（電信取扱規則）料金の還付を請求するとき不達に係るものは著信局又は受信人の書面を添へ、誤謬遲延郵便より遲れて達したものに係るものは、受信人に到著した電報の原書を添へ、發信人から申立てることは從來通りであるが、時宜に依り受信人からも申立て得る途を開いた。又同文電報卽ち從來の連名電報の一通の還付料金額算出方法に就いて從來通り定めた外、前に電信切手又は郵便切手を以て納めた電報の料金を電信切手で還付し、通貨を以て納めたものは通貨を以て還付する旨追規せられた。

九、電　報　差　出

（電　信　條　例）先づ電報の傳送は電信中央局及分局に於いて之を管することを明示し、電報を依托する時間は至急官報の外開局時間に限り、開局時間は工部卿が之を告示することとした。

官報には其の確證あるときの外官吏の印を押捺すること、官報の返信を官報とするためには差出の際原信を證據として示すこと、及電信中央局及分局に於いて私報の發信人たるの證據を要するとき、發信人は賴信紙の端末に署名捺印すべきことを從來通り定めたが、新に發信人は手數料を納めて、電報の受取證書の交付を請求し得ることとなつた。

（電信取扱規則）（開局時間に就いては第三章電報取扱機關中「電信局所の取扱時間」の節參照のこと）

電報文と郵便切手とを同封して其の近傍の電信分局へ郵便で電報を發出する郵便賴信の制度は從來通り認められたが、斯

かる電報を閉局後に分局で受取つたときは翌日開局の時傳送の手續をすることに明規せられた。

電報受取證書の手數料は三錢とし、證書には電信切手を貼附且つ消印して交付することを定めた外、發信人は電報一通に三名まで連署し得ることとし、電信中央局又は分局に預け置くため其の局宛にしても差支ないこと、發信局に在つて返信を待つときは「局待」の略符號「ヤム」（歐文はWT）と指定（從來の囑附又は囑指）をすることは從來通りである。

十、電報配達

（電信條例）電報は受取るべき人名の指定あるものの外、宛名の家又は本人に配達することに變りはないが、電報を受取つた者は電報受信紙に時刻を記入し、捺印して、直に配達人に交付すべきこと、及宛名の家又は本人に屬せぬ電報の配達を受けた者は、其の由を（開封したときは其の事由をも）附箋し、直に著信局に返付することとし、之等を犯した者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す旨追規せられた。

從來電信局から二里以内の地に配達するときは一通一錢五厘の屆賃を要したが、今回一里以内ならば手數料を要せぬこととなり、一里を越える地に配達する電報で又は艀船配達（從來の港内碇泊船艦宛配達に對し始めて上の如く呼ぶに至つた）を以て配達するためには、其の手數料を、又島嶼配達に依らうとすれば、其の實費を、何れも發信人に於いて納め、郵便で送達する電報は、其の郵便稅を納めねばならず、發信人が其の配達方を指定せぬ電報は先拂郵便を以て遞送することを明示した。

受信人に配達し能はぬ電報は著信局に留置き本人或は代人の請求に依り交付するが、着信の日から六十日以内に請求する者がなければ沒書とすること從前通りである。

（電信取扱規則）受取るべき人名の指定は受信人から著信局へ書面を以て豫め申出置くものとし、電報を他人が披見することを憚るときは、發信人に於いて「親展」の略符號「ニカ」（歐文はCL）を以て指定することを定めた外、電報は著信局に於いて送達紙に記し受信した順序に依り配達することを明規した。

別使を以て配達すべき電報は「別使配達」の略符號「マッ」（歐文XP）を以て指定し、其の配達料は從來通り九丁毎に三錢とし、發信局で里程分明せぬときは、發信人は豫算の金額を納め、實地調査の結果不足あれば受信人から徵收し、過剩すれば、發信人に還付することとしたが、艀船を以て配達すべき電報は「艀船配達」の略符號「ハホ」（歐文はBD）を要することに改めると共に、配達料を十五錢から二十錢に引上げられた。其の他艦船宛の電報で艀船配達の指定なく、實際艀船配達を要するときは、其の艀船料を受信人から徵收し、又島嶼配達の電報は著信局から一里内外に拘らず、別使又は郵便に依り配達するを以て、其の略符號（郵便に依る場合は和文「ツツ」歐文はPP）を記入し、配達料は水陸共實費を徵收するので、發信人からは豫算の金額を納め、其の不足は受信人から徵し、過剩は發信人に還付することとし、郵便を以て遞送すべき電報は「郵便」又は「書留郵便」の略符號「カナ」（歐文はLR）を以て指定することを定めた。又送達紙に記載した宛名の者が他所へ移轉しても、其の居所が分明する限り、一里以内には別に手數料を要せずして配達し、一里を超えたときは郵便を以て遞送することとなつた。

電信中央局又は分局に留置く電報は預り置く電報と共に其の發信人及受信人の住所氏名を詳記して七日以上其の局前に掲示するのみで、從來の如き新聞廣告を廢止した。

通常電報に先つて傳送を要する電報には「至急電報」の略符號「ウナ」（歐文はUR）を以て指定し、至急官報は通常電報料の二倍、至急私報は同じく三倍とすること從前通りであるが、此の場合返信も至急電報としたいときは、相當の返信料を前納し、右の略符號の次に「ヘンシンキウ」と追記すればよいこととした。

轉送受信人の轉居又は旅行等を知つて電報を追送しようとするときは、發信人に於いて「追尾電報」の略符號「チラ」（歐文はFS）を以て指定し、追尾すべき受信人の住所は逐次に記すもよく、記さざるもよく、電信局では受信人の居所判明する限り追送し、受信人を尋ね及ばざるか追送すべき居所不分明なときは、電報を留置くこと及料金は第一著局までの分を發信

人が納め、其の他は受信人から徴收することは從前と變りないが、追尾電報料を追尾一回毎に原信電報料の半額に低減し、新たに第一著局までの返信料を前納し得ることとした。

尙追尾の指定なき電報でも受信家の者から追尾電報とすることが出來、又何人でも電報の配達を受ける所の電信分局へ移轉等の事由を書面で申出で、其の電報の到着次第追尾電報の規則に依り再送を受ける樣請求することが出來ること從來通りであるが、此の電報には從來の「改め追尾」の辭に代へ「改追尾電報」の略符號「ナチ」(歐文はRF)を以て指定することとなつた。

追尾電報にしろ改追尾電報にしろ追送後受信人の所在不分明で配達し得ぬとき又は受信人が追尾料金を出すことを拒むときは、從前通り其の依托人に事實を報せて其の料金を追徴することに定められた。

十一、同　文　電　報

（電信取扱規則）　一市内に在つて居所を異にする數名へ同時に差出す同文の電報は、從來連名電報と稱してゐたが、之を一市内の外著信局を同じくする地方をも加へて、之等の地に在る數名へ同文の電報を差出すときは、賴信紙初筆の受信人の名下に「同文電報」の略符號「ヨム」(歐文はMT)と受信人の員數を記すこととし、原信一通に對しては從前通り定則の電報料を課すのであるが、其の餘は一通毎に和文五錢歐文十五錢の同文電報料を課することに改められ、和文は二錢、歐文は十錢を値下げした。其の他從來送達紙各通に受信人名の全部を連記して欲しいとき、名宛の下に筆記した「連署幾人」なる辭の代りに同文電報の略符號の次に「レンメイ」と記すこと、從來住居を同じくする者に宛てた電報は受信人幾名でも送達紙に連署したのを改めて、三名を超えるときは同文電報料を課することとした。尙同文電報中郵便又は別使を以て配達するときは其の名所を括弧で區畫した上郵便又は別使の區別を記したが、今回受信人の名下に單に夫々の略符號を記し、括弧の使用を廢した。

十二、照　校　電　報

（電信取扱規則）　電報中字句の誤謬を豫防するため各局傳送の際全文を校正する照校電報の制度は依然存續せしめ「照校電報」の略符號「ムニ」(歐文はTC)を以て指定し、原信電報料の半額を增徴すべきことを定めたが、新に返信料を前納した照校電報に對し照校電報の略符號の次に「ヘンシンセウコウ」と記せば、其の返信も照校電報とすることが出來る樣になつた。尙照校電報を同文とするときは、從來の照校電報を連名電報にする場合と同樣同文電報の略符號の次に照校電報の略符號を記し、料金も原信以外は同文電報料のみを課することとした。

十三、受　信　電　報

（電信取扱規則）　電報が正に受信人に到達したか否かの報告を受けやうとすれば、從來受信報告の特格電報に依つたが、今日之を「受信電報」と改稱すると共に、其の原信の種類に依つて之を傳送することを明かにし、受信電報の略符號「ニナ」(歐文はCR)を以て指定すること、料金は一著信を(歐文は五語分)を增すこと、發信人へは受信人が電報を受取つた時刻を報告すること、受信電報を受信人に配達し得ぬときは先づ發信局に其の旨局報し、尙二十四時間過ぎても配達出來ぬならば、更に其の事由を確報すること、受信電報を同文電報とするときは同文電報の略符號の次に受信電報の略符號を記し、同文電報料の外其の通數に應じて受信電報料を納めること、受信電報の著信局から受信人へ別使又は郵使を以て配達すべきものは「受信電報」の略符號の次に「別使配達」又は「書留郵便配達」の略符號を記すことを大體從前の通り規定した外、發信人が配達區外に居住する場合別使又は郵便を以て受信の報告を受けようとするときは、賴信紙の端末に「別使」又は「郵便」と記し、其の別使料又は郵便稅を前納することを定め書留電報は之を廢止した。

十四、返　信　料　前　納

（電信取扱規則）　發信人に於いて受信人から納むべき電報料を前納して返信を受けんとする從來の「返信料前拂」制度は「返信料前納電報」の名の下に繼續し、其の略符號「ナッ」(一著信を超えて前納するときは「ナッ二〇」の如く字數を附記

すること）歐文はRP（五語を超えて前納するときは「R76」の如く語數のみを附記すること）を以て指定すること、返信料は原信料の三倍を超えて前納し得ざること及返信料前納の電報を受信人に交付すること能はぬが又は受信人が返信料の受領を拒んだときは、其の返信料（和文一音信分、歐文五語）を利用して著信局から發信局を經て發信人に電報することは何れも從來通りである。其の他今回電信切手の發行に伴ひ料金は原則として電信切手を以て納めることとしたが、返信のため前納する料金に限り通貨を以てするも妨なきことを定めると共に、著信局に於いては從來前納の返信料金額に當る證券を以て交付したのを改めて、之亦料金に當る電信切手を以てすることとした外、返信料前納の電報を郵便で送達するときは書留郵便を以て遞送するのであるから、此の場合發信人に於いて返信料前納の略符號の次に「書留郵便配達」の略符號を記入することを追加せられた。

十五、尋　問　改　正

（電　信　條　例）受取つた電報の字句に疑惑があるときは、其の電信を受取つた時から二十四時間以内に受信人から尋問の請求が出來ること、及發信人は電報を依托した時から七十二時間以内に字句の改正を請求し得ることは從來の儘であるが、受信人の尋問した字句に通信上の誤謬があつたときは、原信の料金をも還付すること、又發信人が改正を請求するときは其の發信人たる證據を差出すことに改められた。

（電信取扱規則）受信人又は發信人の依頼に依り尋問又は改正のために傳送する電報は局名を以てすること、卽ち料金を納める課金局報として傳送することを明規した。

十六、閲　覽　正　寫

（電　信　條　例）發信人又は受信人は電報發著の日から三十日以内に發著局に、之を過ぎたときは更に六十日以内に電信局に原信の閲覽、卽ち從來の「原書一見」を請求し得ること、又其の原信に相違なき證印ある正寫を請求し得ることを從來と同樣定められた。

十七、電　機　私　設

（電　信　條　例）電機を私設することは第二款に於いて述べた如くに電信私線規則に依て認められたが、電信條例改正の前年、卽ち明治十七年十月二日太政官布達第二十二號を以て之を廢止すると共に、改正電信條例に於いて電機私設の章を設け、凡そ電機の機器を以て通信及號報をなさんとする者は工務卿に願出ることとし、無線私設の許可を得た者は電信局に於いて定めた規約に從ふべきこと、及私設の電線は鐵道の用に供するものの外は最寄の電信分局に連續設置すべきことを明かにし、若し之等の何れかに違犯した者は二圓以上百圓以下の罰金に處した上、規約に從はぬとき又は電信分局に連設せぬときは、其の情狀に依り電線私設を禁止する旨を定めた。尙私設の電線は鐵道の用に供するものの外官設の電線なき地に限り許可し、他人の電報を傳送することを許さず、若し之を敢てした者は二圓以上二年以下の重禁錮に處し、五圓以上百圓以下の罰金を附加した上其の機器を沒收することとした。

十八、罰　則

（電　信　條　例）電信犯罪に關する罰則は從來とても電信條例中に定められたが、多分に其の內容を改められたから左に列記する。

1. 疎虞懈怠に因つて電信の器械、柱木、條線を損壞切斷して電氣を不通にし、或は其の效力を妨害した者は二圓以上十圓以下の罰金、若しそれが水底線に係るときは五圓以上五十圓以下の罰金に處すること。
2. 電線を切斷せずとも電氣を吸引し易き物を纏綴して不通にし、若くはその效力を妨害した者は三月以上三年以下の重禁錮に處した上、五圓以上五十圓以下の罰金を附加すること、尙未遂者も刑法未遂罪の例に照して處斷すること。
3. 電信の柱木、條線に紙鳶を懸け、若は瓦礫其の他の雜物を擲ち、又は柱木及測量標本に獸畜を繫ぎ、若は貼紙し戲書し、又は柱木の記號及測量標木を毀棄汚穢した者は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處すること。

4. 政府の指定した水底電信線路内で艦船を繋泊し又は漁業採藻をなし、土砂を堀鑿し又は電信線の號標に舟筏を繋ぎ、又は其の號標を毀棄した者は五圓以上百圓以下の罰金に處すること。政府の指定した電信線の號標距離内で右の如き所爲を行ひ又は航行した者も同樣であること。

5. 僞計又は威力を以て電報の傳送配達及架線其の他の工事を妨害し又は之を阻止した者は二月以上二年以下の重禁錮に處した上二圓以上二十圓以下の罰金に處すること。未遂者も刑法の例に照して處斷すること。

6. 已れに屬せぬ電報を開封し若くは私用し或は毀棄汚穢抑留隱匿し若くは受取人に非ざる者に交付し、及其の情を知つて之を收受した者は一月以上二年以下の重禁錮に處した上二圓以上二十圓以下の罰金を附加すること。

7. 電信局長の許可を得ずして通信室に入つた者は二圓以上二十圓以下の罰金に處し、之を入れた者は一等を加へること。

8. 電信事務を奉ずる者が私報の旨意を漏泄したときは三月以上三年以下の重禁錮に處した上五圓以上五十圓以下の罰金を附加し、官報及局報の旨意を漏泄した者は一等を加へること。

9. 電信事務を奉ずる者が故なく通信の依托を拒んだときは四圓以上四十圓以下の罰金に處すること。

10. 疎慮懈怠に因り電報を遺失し又は傳送配達を延滯した者は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處すること。配達人が謝儀若くは不當の賃錢を要求したときは五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處すること。

第二款　其の後の改正及補足法令

電信條例及電信取扱規則の大改定實施後半歲ならずして、明治十八年十二月二十二日工部省を廢して遞信省が設立せられた。從つて電信事務も亦之に屬し、翌十九年二月二十六日本省官制の新定あり、續いて三月二十五日地方遞信官官制を裁定せられ、漸次遞信事務の組織備はるに至り、明治二十年三月二十六日遞信省告示第三十六號を以て電信條例及電信取扱規則中の電信局、電信分局等の名稱は夫々改正せられたものと心得べき旨告示せられたが、之と同時に從來農商務省に屬してゐた郵便事務も遞信省に移管せられ、且つ其の經濟を一にするに及び、郵便と電信と二樣の切手を發行する必要も解消したので、二十一年二月二十一日勅令第六號を以て電信料及手數料は同年四月一日から郵便切手を以て納むることとした結果、公衆は需要上の便益を增し、理事者は計算上の煩雜を減省することを得るに至つた。尤も未使用の電信切手は暫く通用せしめたが、二十二年十二月九日遞信省令第七號を以て翌年二月二十八日限り其の使用を禁止し、其の後は三月十一日迄一等郵便電信局及一等郵便局に於いて郵便切手と引換へることを明示して、發行後五箇年足らずして電信切手は玆に全く其の影を沒した。

之より先、明治二十年六月十四日遞信省令第二號に依り歐文電報の語數計算方を改正した。卽ち從來一語の聯綴十五字迄を一語に計算したのを十字迄一語に計算すると共に一市内に發著するものの歐文電報料は五語以内十五錢を十錢に、五語を越ゆる各一語三錢を二錢に値下げし、其の他の地に發著する歐文電報の五語を超ゆる各一語の料金を十錢から五錢に引下げて、いづれも其の年七月一日から實施せられた。

二十二年三月十四日遞信省令第四號を以て電信電話線私設條規が新定せられた。卽ち電機工事の技術に練達する者も相當增加したので、其の執行を所有者の隨意に一任し、若し許可の設計に違ふものあれば、之を改築せしむるの制裁權を有するに止め、公私兩線を併架する柱木の改修保守の工事を所有者に負擔せしむる方針の下に、舊規約に代へて電話線條規が生れたのである。本條規の内容は大體以下の如くである。卽ち電信線私設又は既設線路の變更を願出

るときは、工事方法書を添付した願書を提出し、其の許可を得た者は工事の著手及竣工の際、又私設を廢止したときは其の都度遞信省に届出ること、既設私線が公線の設置に障碍ありと認めたときは遞信大臣に於いて其の變更又は撤去を命ずるが、變更に係る實費は遞信省で負擔し、撤去に係るものは評價を以て之を買上げること、遞信省に於いて私線の柱木に公線添架の必要あるときは線路上支障なき限り所有者に於いて拒むことを許さない。其の代りに公線の柱木にも線路上支障なき限り私線の添架を許可するが、公線及私線添架の場合に於いて、柱木の改修及保守に關する工事は其の所有者に於いて施行し、又其の費用は線數に應じて支辨すること、其の他遞信大臣は部下官吏を派遣して私設電信線通信の狀況及其の通信に關する書類等を檢査せしめ、又私線の柱木には其の所有者の氏名及柱木の番號を記載することを規定せられた。併しながら工事の執行を遞信省に委托する向も少くなかつたので、翌二十三年五月七日遞信省告示第八十七號を以て、私設電信線其の他電機に係る工事の執行を委托する場合の手續を定め、私設電信線の架設及臨時の修理其の他總て電機建設に係る工事の執行方を遞信省に請求し、其の許可を得たときは、其の工事に要する物品は電信建築官の承認を經て工事委托者から之を電信建築官に交付するものとした。尤も工事に關する官吏の旅費、工夫及雇人の賃金、電柱代價又は工事現場に於いて臨時に購入すべき物品代價は委托者から直ちに電信建築官の指定する請求人に交付し、私設電信線を遞信省所屬電信柱に添架した後の線路維持に係る費用は遞信省に於いて前に定むる手續に依り納付することとした。

此の日、遞信省令第二號を以て電信取扱規則中若干の改正を見たが、之は二十三年度から二等電信局及三等郵便電信局に於いて現金の出納を取扱はしめぬこととなつたため、從來通貨を以て納付する、との出來た前納返信料又は追

納料金は總て郵便切手を以てすることとし、又通貨を以てすることがあつた還付料金も總て郵便切手で還付することとした。尤も追納の場合は當該局で追徵電報料及手數料に相當する郵便切手を豫め貼附した追徵證書を發行するから、其の金額を追納すればよい。其の後會計法を施行せられたるため、鐵道所屬電信取扱所では追徵證書に貼附すべき郵便切手を保管せしむる相當官吏がなく、若し保管せしむるとせば、其の手續頗る煩雜に渉るので、翌二十四年七月十日省令第八號を以て電信取扱所に於いては證書に豫め郵便切手を貼附せぬ旨取扱規則中追加せられた。

歐文電報の住所氏名の略號常用料も通貨を以て納付することとなつてゐたが、同樣の趣旨に依り右の省令を以て之を廢して、其の金額及納付手續を別に定むることとし、同日省令第三號を以て歐文電報略號常用料金額及其の納付手續を定めたが、斯く單獨の省令を以て發布したのは、略號は單に內國電報にのみ使用すべきでなく、外國電報にも亦之を通用することが出來、且つ一般電報料及手數料とは其の性質を異にするためであつた。此の手續に依れば、略號常用料は從來通り一箇年十圓とし、若し一人で二種以上の略號を常用するときは一種毎に常用料を納付せねばならぬが、同一の略號を內國電報と外國電報とに通じ用ふるとも常用料は各別に納むるに及ばぬ旨を明かにした外、其の納付方法は年額を四期（一圓より始めて三月宛）に分けて略號常用を約定する郵便電信局又は電信局に通貨（二等電信局及三等郵便電信局には郵便切手）を以て每期に前納することとし、一期の中途から略號常用を約定するときは年額金の月割を以て約定の月から其の期の末月までの月數に應じて納めればよいが、期の途中で略號が無用に屬しても其の期分の常用料は還付せず、次期以下の常用料は通貨を以て納めたものは通貨、切手を以て納めたものは切手を以て還付することと定めた。尤も壹岐及對島に發著する電報料は、一八八九年卽ち明治二十二年十二月三十一日に至り大北部電信會社と

の間に料金低減の約定成り、翌二十三年三月七日法律第十六號を以て同年四月一日以降壹岐對島に發著する電報の料金は內國普通の納額に依るべき旨を定め、同年三月十四日省令第四號を以て當分の內歐文電報に限り對島對內地各所間一語十五錢、壹岐對對島及內地各所間一語十錢を課することに改められたが、翌年此の區間の海底線を買收するに及び四月一日からは和歐文共內地と同一になつた。

明治二十三年には右に擧げた外電報の差出及配達に就いて三の新制度が創設せられた。卽ち其の一は配達に對する特例で八月二十五日遞信省令第十七號に依る電報局渡規則の制定である。凡そ電報は著信局で到着次第直に宛名の家に配達するを普通の手續としたが、受信人は其の著信局に出頭して直に之を受領しようとすることを請求する者が往〻あり、此の場合に於いて其の果して正當受信人であるときは之を交付することは素より妨げないが、著信局に於いては其の正當受信人なるや否やを鑑別することが極めて困難なため、直に交付するの簡便なことを知つても、或は惡漢の騙取する處となり、通信の祕密及安固を保持することが出來ぬのを慮り、其の請求に應ずるを得ぬこと尠くない。そこで之は寧ろ豫め局渡證票を交付し、之に依つて正當受信人たることを容易に判知する途を開き、以て公衆をして配達を待たず局に於いて迅速に受領することを得るやうにし、十月一日から實施せられた。而して、電報の受信人で、其の配達を待たず、郵便電信局又は電信局に就いて直に之を受領せんと欲する者は、豫め書面を以て其の旨配達局に申出で、電報局渡證票の交付を受け、郵便電信局又は電信局に於いて電報受領する都度局渡證票を局員に示せば、局では此の者を正當受信人と見做して電報を交付し、若し電報が著信しても證票携帶者が出頭してゐないときは、之を配達に付するのであるから、携帶者は局に出頭したとき及立去るときに局員に豫告すべきこととした。局渡證票の交付を受けた者は電報局渡料として一箇年六圓を四分した額を一期毎に（一月より始め三月宛當該局に通貨（二等電信局及三等郵便電信局には郵便切手）を以て、一期の中途で證票を交付したときは月數に應じて卽納せしめ、納付期限に料金を完納せぬときは其の證票を無效とする。又局渡證票を所持する者の住所氏名を變換したときは、其の旨書面を以て當該局に申出で、證票を亡失したときは速かに其の旨當該局に報告すれば、此の證票は無效として更に證票を交付する。尙證票が不用となつたときは之を當該局に還付せしむることとしたが、それが一期の中途であれば既納の料金は還付せぬこととした。

其の二は電報差出の特例で、電報配達人に電報差出方を依托する制度が卽ちそれである。當時電信局所は大いに增設せられつつあつたが、山間僻地に至つては尙數十里を隔てなければ一の電信局所すら見ることが出來なかつたため、電信局所から遠隔の地に在住する者は偶〻電報の配達を受けたときは、直に返信電報其は其の他の電報を發送しようとしても、數里又は數十里を隔てた電信局所に行つて之を差出さなければ郵便に依つて電信局所に送達して賴信する外なく、其の不便は實に言ふに忍びぬものがあつた。之等の不便を除くため、明治二十三年十一月十日遞信省令第二十一號を以て「電報配達人ニ電報差出方ヲ依托スル規程」を定め、電報を配達人に依托して差出すことが出來る方法を開いた。卽ち返信料前納電報、局待電報及郵便電信局又は電信局から一里以外に配達する電報を受取つた者は、其の電報配達人に依托して電報を差出すことが出來る。尤も返信料前納電報、豫算を以て料金を納付すべき電報及受信證を要する電報は依托を許さぬし、其の他の電報でも、五分間を超えるときは其の依托を待たずに立去ることもあるべきを定めた。而して電報を依托する者は配達を受けた電報の受取紙に「電報依托」の文字及其の料金額を記載し、

若し其の電報で秘密を要するものは切手貼附の部分を示した後之を封緘して配達人に交付すればよく、之等の電報は其の配達人が當該局に持歸つた時を以て受付時刻とするが、閉局後に持歸つたときは閉局後受付をなすべき電報を除く外翌日開局の時を以て受付時刻とすることとした。

第三は電報の差出及配達の特例で、同年電話交換の事業創始に伴ひ、四月十九日遞信省令第七號を以て制定せられたる電話交換規則に依り、電話交換加入者は規定の時間に於いて郵便電信局又は電信局と直接電話で電報の送受をなし得る途を開き、其の料金は毎月分を翌月十日迄に當該局に納付することとしたが、歐文に於ける電話は之を聽取るべき技手に特別の技能を要するので、電話事業創設の際實用し難き情況にあり、且つ實際其の必要甚だ少い處から同年十一月二十日遞信省令第二十二號を以て右規則を改正し、加入の電話に由り送受する電報は和文電報に限ることとした。其の後電話交換局をして經費の支拂を執行せしむるため會計官吏を置いてたので、加入電話に依り各地に發送する電報料を通貨を以て納付せしむるも敢て支障ないばかりでなく、郵便切手で納付せしむるときは加入者から電話を以て電報を發送する場合に際し郵便電信局又は電信局に於いて電報料として貼用した切手は之を繰替拂となすことが出來ぬから本拂とせねばならず、然して後日納付を受けた切手と相流用することも出來ず、ために會計事務の整理を妨げる嫌もあつたので、二十四年一月二十四日遞信省令第一號を以て郵便切手納付の制を改めて通貨納付とした。又電話加入者日を逐ふて增加するに從ひ、料金納付の延滯或は久しきに亙り、或は數回に及ぶものも少くなく、ために失費多くして效益少からんとする患が增加したので、是に於いて同年六月二十六日遞信省令第六號を以て更に電話交換規則を改正し、電話に因り發送した電報料を納付せなかつたときは、其の電話通信を停止し若は加入を除くことある旨を追加した。

前納返信料は、最初現金を以て交付したが、間もなく證券を以てすることとし、次に證券から電信切手へ、更に郵便切手へと變遷したが、二十四年七月十一日省令第九號を以て電信取扱規則を改め、再び證書を以て交付することとなつた。又鐵道會社へは從來公衆電報取扱のため郵便切手を保管せしむると同時に返信料前納切手を受入れ、又は交付する手續をなさしめたが、會計法施行の今日に於いて當該官吏でない者をして切手を保管し其の出納を執行せしめることは穩當でなく、若し切手交付の儘とするときは電信取扱所に於いては、返信料前納電報の取扱を廢止するより外はなくなり、一旦公衆に與へた利便を殺ぐこととなるので、玆に切手交付を廢し返信料前納證書を發行する方法に改められた。今其の改正內容を見るに、從來返信料は原信料の三倍を超えて前納することが出來なかつたが、其の制限を撤廢し、返信料前納電報を配達するときは從來の郵便切手の代りに返信料前納電報の取扱を廢止するとなるので、玆に切手交付を廢し返信料前納證書を發行する方法に紙に返信料前納の金額及之に對する字（語）數、受信人名、發行局名、發信年月日、發行番號等を記入した返信料前納證書を電報と共に交付することに改め、返信料前納電報の返信は何れの郵便電信局から發送するを問はず返信料前納を證明した返信用紙に記載して差出すことと定めた。然して其の返信電報の料金が證書記載の金額に超過するときは其の超過額に相當する郵便切手を貼附し、前納額に滿たぬときは前納した日から百二十日以內に返信料前納電報の發信人から返信電報を添へ其の殘額の還付を遞信省に請求することが出來るやうにした。又返信料前納證書使用の期限は發行の日から六十日以內とし、此の期限を過ぐるときは使用の效力を失ふが、其の證書が不用となつたときは證書發行の日から百二十日以內に返信料前納電報の發信人から其の證書を添へ返信料還付を遞信省に請求することが出

來ることとした。其の他受信人が返信料前納證書を受領することを拒むときは其の事由を發信人に報知するため、著信局から電報を以て其の旨發信局に報知し、此の報知電報は返信の代りと見做すこと、居所不明其の他の事故に依つて返信料前納證書を受信人に交付することが出來なかつたときは、七日間著信局前に其の旨を揭示し、此の期限內に交付出來ぬときは右の例に依つて處分すること、之等の場合和文一音信分歐文五語分を超過して返信料を前納したものは、發信人から其の超過額の還付を遞信省に請求すること等は略ゝ從來通り定められた。

電報局渡料金は從來一等及二等郵便局に在つては通貨を以て、二等電信局及三等郵便電信局に在つては切手を以て納付せしめ、諸官廳の如き出納法上豫め現金を以て手數料を前納することの出來ぬ者のためには、別に納期特定の制規がある等手數料徵收方晝一でなく、取扱上煩雜に流れる憾があるばかりでなく、公衆も亦其の納付方の區別に煩はしく自ら違法の所爲なきを期し難いので、之等を統一して總て郵便切手を以て納付することとした。明治二十六年二月二日、遞信省令第一號に依る電報局渡規則の改正は卽ちそれである。尤も二期以上の分を一時に前納するも妨ないこととした關係から、此の場合一期の中途で證票を還納したときは、次期以下に屬する前納局渡料を郵便切手を以て還付する旨を明かにした。

翌二十七年十一月二十六日遞信省令第七號を以て一名の受信人で二箇以上の局渡證票の交付を受けやうとする者は證票一箇を增す每に一箇年三圓を納付すべきことを追規せられた。

右二回の改正の間に在つて三方面に亙る改正が行はれた。卽ち最初は二十六年五月十七日省令第八號に依る電報配達人に電報差出方を依托する規程の改正で、島嶼配達の電報及舡船配達の配達は一里以內でも其の差出方を依托することが出來る旨を明かにした。右と同日省令第九號を以て、歐文電報略號常用料金額及其の納付手續中に常用料徵收上に生じた錢位未滿の端數を切捨てる旨追加せられたが、之改正の第二の方面で、錢位未滿の料金切捨方に關しては嘗て當務者に訓示したこともあるが、一般公衆に對しては未だ之を公示したことがなかつたので、今回之を明かにし、以て公衆をして料金納付の計算上に疑義を生ずることなからしめた。

此の頃電報の著信局所は電信局所に於いて電報配達丁程表又は郵便配達指定電報著局變更地名表に依り其の著局所を指定すべき手續となつてゐたが、郵便配達指定の電報にあつては時刻に依り遲速ある地、別使配達指定の電報にあつては里程の遠近に拘はらず、道路の險阻に依り便否ある地に宛てたものの如きは、實際の狀況を精査することが容易でなかつた。そこで二十七年七月七日遞信省令第五號を以て內國電報に著信局所を指定するの規程を定め、右の遲速便否を知悉してゐる發信人が速達上必要とするときは、別使又は郵便を以て配達する電報に限り、特に著信局所を指定し得る途を開いたのである。而して其の電報には別使配達、郵便配達又は書留郵便配達の略符號の前に著信局所名を記載することを要し、其の記載方不相當と認むるものは電信局所で之を訂正又は削除し、又送達上遲延を來す虞あるときは指定外の局所を著信局所とすることと規定した。

右の外電信取扱規則に就いても、二十六年六月二十日遞信省令第十號に依り一部の改正が加へられ、七月十五日から實施せられた。卽ち從來長音（—）は電信符號がないにも拘はらず記載して賴信する者往々あり、殊に漸次歐洲語を本邦語同樣に使用する場合多きを加へるに及んだので、茲に其の電信符號を新設して一般の要求に應じ、又歐文電報に用ふる新章の記號は之を語數に算入せず、隨つて亦必ずしも之が傳送を要せぬ規定があるが、和文電報に用ふべき

新章に關しては未だ其の規定がなかつたので、發信者は其の料金を課せぬのを奇貨として、之を句讀點に代用するものが漸く多く、ために取扱上尠なからぬ手數を要するのみならず、斯くの如きは畢竟料金の減脫を謀るものであるから、其の記號（レ）を追加して之を一字に計算することとした。又從來普通辭中の秘辭の前後を括弧を以て圍むこととし、普通辭との混用を避けて傳送上の誤謬防遏に備へたが、右の改正規則で此の制限を削除し、兩者相混用するを許した。といふのは和文電報には普通辭なるや秘辭なるやを辨別し難きものが多く、其のいづれであるかは發信人に推問して決定せねばならぬから、同一の語字でも時に或は普通辭となり、秘辭となることあり、書法は發信人の隨意に放任するを穩當とするからであつた。之と同時に私報の秘辭は文字と數字との混用を許さなかつたのを、改めて官報同樣之を許したが、歐文の秘辭には一聯集中に混用することは禁ぜられた。其の他從來受信人名を連署した電報の配達方に就いては一定の成規がなく、隨つて取扱方も區々に渉る不便があつたから便宜其の內の一名に配達する旨明かにした。

其の後も屢〻電信取扱規則の改正を見たが、今之等を列擧すれば凡そ次の如くである。

一、二十九年一月八日省令第二號に依り二月一日より實施のもの。和文電報には商標又は記號等片假名を以て顯明し難いものに限り歐字又は亞剌比亞數字を挿入することを得ることは既に規定する處であるが、其の挿入文字に句讀點を附記し得るや否やに至つては別に明文なかつたため、各局の見解區々に出づる懼もあつたので、商標又は記號等で句讀點又は括弧等を附記し得ること、及其の句讀點は一箇を片假名一字に、其の括弧は片假名二字に計算することを明定した。

二、明治三十年三月五日遞信省令第一號に依る改正。從來郵便電信局、電信局に預り置及留置となす電報は、其の發信人及受信人の住所氏名を局前に揭示するの規定であつたため、時に或は其の揭示を暗記した惡漢に之を騙取せらるる懼があつたところから、茲に受信人の住所氏名のみを揭示し、發信人の住所氏名は電報交付の際之を推問することに改めて一層信書の保護を鞏固ならしめた。

三、同年七月二十六日遞信省令第二十六號に依る改正。從來內國歐文電報の語數計算方は外國電報の語數計算方に準據して規定したもので、卽ち十字以內毎に之を一語に計算した。然るに三十年七月一日より萬國電信條約附屬細目規則の改正に因り、外國電報は凡て十五字以內毎に一語に計算することとなつたため、內國歐文電報も其の計算方を之と一致して取扱上錯雜誤謬を避けた。尤も此の改正は八月一日から實施せられた。

越えて三十二年三月一日には省令第四號を以て、同規則中電報料金率等を改正し、四月一日から施行せられたが、其の改正の要點は左の如くである。

第一には和文電報發信人名所に料金を課することとなつた點である。從來和文電報の發信人及受信人の名所では課金字數に算入せぬ規定で、之が字數の多寡增減は料金支拂上毫も發信人の痛痒を感ぜぬ處であつたから自然贅字を記載するのは勢の免れぬ處であるばかりでなく、其の甚しきに至つては、本文の一部を巧に氏名の如く變造して料金の減脫を謀るものもあり、是等の弊害は獨り經營上の得失に關するばかりでなく、電報速達上の利害に繫るものもあつた。然して其の弊害を防がうとすれば、名所を有料字數に算入して發信人自利の念に制せられるやうにし、自ら贅字を省くの制に如くはないが、發受信人共に其の名所に料金を課するときは受信人名所をも詳記せぬこととなり、延いては配達上の困難を生ずるに至るであらう。其處で受信人名所に付ては從來の儘無料とし、發信人名所のみを有料と

した。尤もそれは本文の末尾に引續き記載したものに限るので、從來發信人の住所氏名は受信人の住所氏名欄の下にある發信人名所欄に書くことに定められてゐたのを、賴信紙の余白に記載するときは本文の末尾に記載するとして之に對し料金を課することとなつたのである。

第二には受信人の住所氏名は從來三名所まで連署し得ることが出來たが、斯くては實際上居所を同じくしない者を連記し、配達の手數を增すので、今回連名は宛名の家が同一なる場合に制限した代りに、其の數は幾名でも連記出來ることとした。然しながら之等連名を從來通り總て無料にすることは前記の如く發信人名所を有料とした趣旨とも相容れぬのみでなく、發信人名を受信人名と併記して料金の減脫を謀る者を生ずる懼もあつたため、住所と最初の氏名を除く外、有料字數に算入することとしたのである。從つて住居を同じくする者三名を超えて連記するときは同文電報とすべき旨の規定は削除せられた。

第三には從來和文電報第一音信の字數十字であつたのを十五字に改めた。之は前迹の如く從來無料であつた發信人名所や連記した受信人名を有料字數に算入することとなつた關係上、其の代償とする趣旨に出たものである。同時に從來の基礎料金十五錢を二十錢と改めたが、之は右の如く一音信の字數を多くした關係もあるが、明治十八年の現行電報料金率制定當時と比較して、物價勞銀著しく昂騰し、貨幣の價値は大いに低落した等の事由に由るのであつて誠に已むを得ぬ次第であつた。

第四には從來第二音信以上の一音信の字數十字、其の料金十錢であつたのを、字數五字、料金五錢に改めた點であつて、從來の如く十字迄毎に十錢を增すことにすると第一音信の外、僅かに兩三字を送らうとしても十錢を增すから、強ひて不完全な文章を用ひて第一音信に止めるか、或は第二音信を送つて穴字を附加する嫌が多かつたので、斯くは字數及料金を半減して其の弊を少くしたのである。

第五には市內和文電報の基礎料金五錢を十錢に、第二音信以上十字毎に三錢を五字毎に三錢に、又市內歐文電報の基礎料金五語以內（住所氏名共）十錢を十五錢に、一語を加ふ毎に增加する料金二錢を三錢に改めたが、之は市內和歐文電報料金が從來共低價に失したがためである。

第六には和文の同文電報料金五錢を十錢に改めた點で、同文電報料金は通常電報と毫も異ならぬのに、從來その料金を一通五錢と定めたのは頗る低廉であるばかりでなく、和文電報も右の如く料金を高めたので、その均衡上同文電報料金をも引上げたのである。

第七には從來追尾電報料は追尾一回毎に原信電報料の半額を徵收したのを、原信電報料の全額を徵收することに改めたが、是は電報を配達出來ず更に追尾傳送する手數は新に受付けた電報を傳送するよりも多大であるにも拘はらず、從來追尾電報に對し原信電報料の半額を徵收したのは當を得なかつたからである。

第八には別使配達に關する改正である。從來別使配達料は九丁毎に三錢であつたが、之を三里以內は總て二十錢に均一せられ、三里を越えたとき初めて十八町以內毎に六錢を增すことと改められた。然して其の增料金は受信人から徵收することを原則とするが、發信人が納付する途も設け、其のときは別使配達の略符號の次に「ホウチ」と記し、配達里程の通知に要する電報料を假納して置き、著信局からの電報通知に依つて精算するのである。

然るに右の改正の結果發信人の住所氏名が本文の末尾に記載せられることとなつたため、外部からは發信人が何人

たるか知ることの出來ぬこととなつて不便が多くなつたので、其の年六月九日遞信省令第二十三號を以て和文電報に限り、其の電報配達の際發信人名所を送達紙の外部に表はさうとするときは、本文の末尾に記載する代りに元の如く受信人名所の下の欄に記入し得ることとし、同月二十一日から施行せられた。

明治三十二年に於ける電信取扱規則改正の他の一は、八月十五日遞信省令第三十八號に依るものである。卽ち從來居所不明其の他の事故で、返信料前納證書を受信人に交付することが出來なかつたときは、七日間著信局前に揭示し、それでも交付出來ぬときは證書を利用して發信局に電報する規定であつたが、之を改めて受信人に交付することが出來なかつたときは、直に著信局に留置き發行の日から六十日以內ならば受信人から、又此の期限過ぎて更に六十日以內ならば發信人から、其の交付を請求することが出來ることとなつた。

之より先明治三十年十二月一日遞信省令第三十三號を以て電話依托電報規則の新定を見た。電報を電話に依り依托する制度は曩に述べた如く、明治二十三年制定の電話交換規則中に於いて認められたのであるが、電話に依る電報賴信の數漸次增加するに及び、尙規則の一部中に併規するは其の當を得なかつたので、右電話交換規則廢止と同時に單獨規定とした。

電話依托電報規則は五箇條より成り、先づ電話加入者は別に指定する郵便電信局又は電信局に豫め屆出で、其の使用に屬する電話機に依り電報を發受し得る旨を明かにし、同時に遞信省告示第三百五十九號を以て電話依托電報發受局を東京、大阪、京都、橫濱、神戶、名古屋及堺の七局を指定した。次に電話依托電報の料金は一箇月分宛取纏め通貨を以て、右の郵便電信局に指定の期日內に納付すべきことを定め、其の料金を納付せぬときは電報を電話依托出來ぬこととした。其の外電話依托電報は內國和文電報に限り、其の用辭も普通辭又は隱語に限定し、依托電報一通每に電報依托料五錢を納むべきこととしたが、明治三十二年一月九日遞信省令第一號を以て前者に對しては其の用辭制限を撤廢し、後者に對しては一通五錢を一通三錢に値下げして、いづれも同月十六日から實施せられた。之まで內國和文電報でも秘辭を以て記載したものを發受し得ぬことに規定した所以のものは、由來秘辭は其の性質上通話の際誤謬を釀し易きものであるからであつた。然るに其の後電話交換に關する諸般の設備が、著と整頓を遂げ且つ加入者に在つても一層通話に熟練したので、秘辭を以て記載した電報でも誤謬を生ずる懼がなくなつたから、斯く其の制限を排除したのである。然して電話依托電報料金額の改正は要するに之に依つて該電報發受者の利便を增進せんがために外ならなかつた。

續いて三十二年六月三十日遞信省告示第百九十二號を以て電話依托電報發受心得が公示せられた。電話依托電報に關する心得は遠く二十三年、卽ち電話依托制度開始の年、電話加入者心得書中に定められ、後電話依托電報規則制定と共に「電話通信心得」中に定められたが、それらはいづれも遞信公報に告知せられたのみであるばかりでなく、電話の諸心得中に併せられたため適當を缺く點ある處から、斯くは單獨のものとして公知せられたもので、其の內容に至つては唯非現行の點を補正したのみに止まり、殆ど從來と變りない。尙電報文中の暗號に誤謬なからしむるため、左の番號表に依つて電話することとした。

例へば「ンロ」は番外の一、九ノ五と通話するの類である。

片假名番號表

縱番號／橫番號	一	二	三	四	五
一	ア	イ	ウ	エ	オ
二	カ	キ	ク	ケ	コ
三	サ	シ	ス	セ	ソ
四	タ	チ	ツ	テ	ト
五	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
六	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
七	マ	ミ	ム	メ	モ
八	ヤ	、	ユ	―	ヨ
九	ラ	リ	ル	レ	ロ
十	ワ	ヰ	―	エ	ヲ
番外	ン	ゝ	。		

一般電報の發受心得に就いては明治三十一年二月十七日遞信省告示第三十七號を以て郵便電信發受心得を以て公知せられてゐる。此の心得は、郵便電信發受に就いては發受信者の注意は頗る交通の敏活を助くる處があるから、成るべく左記心得書の趣旨を守るべしと冒頭し、此の心得は新聞雜誌、其の他公衆の用に供する印刷物等に廣く且つ屢き

轉載し、或は學校で適宜取捨して學生生徒に教示する等、成るべく公衆に周知を謀つて公益を助けるやう附言し、以上郵便の部、電信の部、郵便電信共通の部に分ち、二十三項に亙つて電報發受上必要なる事項を公示して一々懇切なる說明を加へ、以て公衆の注意を喚起した。今電信關係部分の項目のみを採記すれば凡そ左の十項となる。

一　受信人の住所は簡明で配達人に差支なきを期しなるべく不必要の文字を省くこと。
二　發信人の住所は成るべく省略すること。又氏名も成るべく簡單にすること。或は全く記載せざるも差支なきこと。
三　電報宛名には著名なる人名若くは官名は成るべく簡易にし錯誤の懼なき限りは省略すること。發信者も亦同じ。
四　電報宛名には敬稱を省略すること。
五　和文電報は發信人受信人の住所氏名を本字にて記載するときは片假名にて傍訓を附すること。
六　電報文中數字の如きは成るべく再記する方安全なること。
七　返信料前納電報を受取りたるものは餘事は差繰り直に返電を配達人に交付すること。
八　電報の配達を受けたるときは速に其配達證に捺印して集配人に返付すること。
九　集配人に向ひ途中で地理の質問を爲す類の事を愼むこと。
十　家屋の番號札は成るべく筆太に且鮮明にして見易き場所に揭げ、住居人搜索に困難な場所に在りては適宜、道しるべの高札を建てる等の工夫を廻らすこと。

第四節　電信法及電報規則の變遷

第一款　電　信　法

明治十八年に制定せられたる電信條例は其の後十五年を經たる三十三年一月十八日に之れに代るべき電信法案として、政府から第十四回帝國議會の衆議院に上提せられた。時の遞信大臣芳川顯正子は議會に於いて其の提案理由を大要左の如く說明してゐる。

輓近我邦に於ける文化の發達は我交通機關の擴張を促すこと甚しきものであります。殊に我電信事業の如きは之がために著しく擴張を致したのである。例へば電信條例の發布せられました明治十六年の舊時に遡つて之を統計に徵しまするに、當時に於きましては電信の線條僅に六千餘里に過ぎなかつたのであります。三十一年度の末の統計に徵しまするに二萬千餘里の多きに上つたのであります。

以前に較べれば殆ど三倍に達して居ります。又十八年に於ては電信局の數は如何程であつたかと見まするに、僅に二百十五過ぎませなんだが、三十一年度の末に於ては其の數殆ど千百に達して以前の割合に比しまするに殆ど五倍の多きに達しましたのである。

併しながら是等の事業の歐米諸國に行れて居りまする卽ち其發達された狀況に對比しますれば、我國に於ける此事業の前途は尙悠遠にして又是れより幾層の發達を要さなければならぬことと私は思ふのである。

然るに斯の如き著しき進步を爲し將來益々擴張を要する事業に對し是等を取扱ふ處の規定に至りましては、大に現在の法規は不十分なることを感じるのであります。

是に於きまして、歐米諸國の此業に對する實行の條規に鑑み又我國現在の狀況に照し、將來發達すべき此業の情勢を想像し、彼此を參酌して、此の法案を編成致しましたのであります（「大日本帝國議會誌」に依る）

茲に於いて貴衆兩院は此の法案を審議した結果若干の修正を加へて可決し、明治三十三年三月十三日法律第五十九號を以て公布せられたが、以下電信法の內容を從來の規定と對照して其の異同を摘記すれば大體以下の如くとなる。

一、電信は政府に於いて管掌する旨を定めたが、之は從來の電信條約に於いて電報の傳送を電信中央局及分局が掌するものとしたのを、更に釋然たらしめたのであり、主務大臣は公安のため必要と認むるときは區域を定め電信に依る通信を停止若くは制限し又公安を妨害し、若くは風俗を壞亂する電信の通信と認むるときは、指定の電信官署で之を停止することが出來ることとしたが、之も亦殆ど從來通りである。

二、從來私線の電線は鐵道の用に供するもの、又は官設の電線なき地に於いて一人又は兩人の用に供する最寄電信分局に連續設置するものに限られたが、電信法は之を左の範圍に擴大し、(一)鐵道業其の他電信の連絡なく且つ電信官署との間に施設するを不適當とする市區町村間に於いて一人又は一營業の專用に供するため施設するもの、(二)一市區町村若くは隣接市區町村間に於いて一人又は一營業の專用に供するため施設するもの、(三)電報送受の目的を以て一人の專用に供するため電信官署との間に施設するもの(四)公共團體の事務執行のため一市區町村內若くは隣接市區町村間に於いて公署相互間又は一郡市區內に於いて公署と第一次監督官廳との間に施設するものも命令の定むる處に依つて

私設し得ることとした。然して權利なくして電信を私設した者は略從來と同樣五圓以上百圓以下の罰金に處し、其の電信線及機器を沒收するが、權利を失つた後指定の期間內に私設の電信を撤去せぬ者も亦同罪とした外、之等の電信を他人の用に供し、其の結果金錢物品を收得したときは之をも沒收（既に消費又は讓渡したときは其の金額又は代價を追徵）し、此の場合電信を使用した者は五十圓以下の罰金に處することとした。

尙從來私設の電線で他人の電報を傳送することは絕對に許さず、若し之を犯すときは二月以上二年以下の重禁錮に處した上五圓以上百圓以下の罰金を附加し、其の機器を沒收することとなつてゐたが、電信法では新に命令の定むる處に依つて、私設の電信を公衆通信又は軍事上必要なる通信の用に供せしめ、必要と認めたときは吏員を派遣して其の取扱をなさしめ得る途を開き、若し正當の事由なく電信の供用を拒んだとき五圓以上五百圓以下の罰金に處することとし、唯公衆通信又は軍事通信に供しない私設の電信を他人の用に供した者には五十圓以下の罰金に處し、若し金錢物品を收得したときは之をも沒收（既に消費又は讓渡したときは其の金額又は代價を追徵）することとした。此の場合其の私設者でなくて使用した者も五十圓以下の罰金に處すのである。

三、職務執行中の電信の工夫、配達人及配達用舟車馬等に對し渡津、運河、道路、橋梁其の他の場所に於ける通行錢を請求し得ないこととしたが、之は曩に逃べた明治十五年の內務省達と略同樣趣旨を織り込んだものである。職務執行に伴ふ特權としては、右の外工夫及配達人は何時でも渡津の出船を求め得ること、道路に障碍あつて通行し難いときは墻壁又は欄柵のない宅地、田畑其の他の場所を通行し得ること、事故に遭遇したときは何人にも助力を求め得ることを定め、若し之等の場合通行錢を强要し、正當の事由なくして出船又は助力を拒み若くは通行を拒んだ者は科料に處することとした。尤も宅地田畑の通行に依つて損害を受けたとき、又は助力を求められたときは、其の事實のあつた日から三箇月以內に被害者又は助力者から請求すれば、政府が其の損害を賠償し又は相當の報酬をなし、若し賠償又は報酬に關する決定に關し不服ある者は、其の通知を受けた日から三箇月以內に民事訴訟を提起し得る。

四、電信專用の物件又は現に其の用に供する物件は之を差押ふることも出來ず、又專用の物件は何等の賦課も受けることなき旨を新に定めると共に、政府は電信の用に供するため鐵道用地の一部及停車場の一部を使用し得る外、必要あるときは建物の建築又は改築を命じ得ることとし、若し正當の事由なくして用地、建物の使用を拒み、若くは建物の建築をなさゞる者は五圓以上五百圓以下の罰金にさへ處することに定めた。尤も土地建物を使用したときは其の使用料又建築改築を命じたときは其の費用を夫々請求に因つて政府から支給するやうにはなつてをり、唯政府が鐵道用地內に電信線を施設したときに限つて使用料を支給しないのである。

五、電報の書法に關し、電信條例に於いては電信局長に於いて私報に用ふる秘辭隱語の解釋又は其の合符原本を要するときは之を差出すべき旨定めたが、電信法に於いても之を踏襲して電信官署に於いて必要と認むるときは發信人に對し、其の電報に用ひた秘辭、隱語の說明を求め、若し其の說明を拒んだときは其の電報の取扱を拒絕することとした。

又電信條例では受取るべき人名の指定あるものの外、電報は其の宛名の家又は本人に配達することに定めた。電信法では命令を以て定める場合の外、其の宛所に配達することとし、然して受信人に交付し得なかつた電報の處理方法は從來電信取扱規則に於いて定められてゐたが、之を改め電信法に於いて、宛所に配達し又は受信人に交付し得ない

電報は之を公示し、其の公示の日から三十日間に交付の請求のないときは棄却することに定められた。

此の外電信條例では、未だ傳送しない電報の還付を請求し得ること及電報の傳送上から生ずる損失、又は異議に對し電信局で責任を負はぬことを規定したが、電信法に於いては前者に關し命令を以て定むる場合に限り發信人の請求に因り其の送達を停止することを得ることとし、後者に對しては電信の取扱に關しては政府は損害賠償の責に任ぜぬこととした。

六、電信に關する料金は原則として郵便切手を以て納付すること、其の額は命令の定むる處に依ること、既納及過納の料金は還付せぬのを原則とし、若し發信人に於いて前納すべき料金に不足あるときは發信人から其の不足額の二倍を徴收することと電信法に定められたが、之等はいづれも電信條例に定められた處と同趣意であつて、料金に關し新に規定せられた事項は、料金を納付すべき日から六箇月内に納付の告知を受けないことに因つて納付義務を消滅すること、不納金額は電信官署に於いて國稅に次ぐ先取特權を以て徴收すること、及不正の手段を以て料金を免れ又は免れしめむとした者は百圓以下の罰金（電信の事務に從事する者なるときは一等を加へる）に處することであつた。

尚電信に依る通信にして電信、電話及郵便、郵便爲替、郵便貯金の事務又は氣象報告に關するものは、命令の定むる處に依つて無料となすことが出來る旨を定められたが、之亦新規定事項たるを失はない。其の他通信の取扱に必要なる制限は總て命令の定むる處に讓つてしまつた。

玆で特記せねばならぬことは、氣象報告の無料取扱である。政府提出の原案には氣象報告の無料取扱は明記してなかつたが、衆議院における委員會に於いて、これを追加する意見が出て、異議なく可決された。その詳細なる理由は

判明せぬが、惟ふに明治十六年、中央氣象臺に於いて天氣圖を作成することとなり、其の資料として全國各測候所から毎日一回氣象觀測の結果を無料電報を以て蒐集することに太政官から許可せられ、其の後明治十七年にはこれを毎日三回に改め、明治二十年には各測候所へ暴風警報を電報し、及測候所から臨時電報を受信することを許可し、いづれも無料電報によることとなつた等の關係から、かくは電信法に明規せられたのである。

七、自己若くは他人に利益を與へ又は他人に損害を加へる目的を以て虚僞の電報を發した者は、一月以上五年以下の重禁錮に處した上五十圓以下の罰金を附加し、それが電信爲替電報のときは輕懲役に處し、更に之等犯人が電信從事者であつたときは本刑に一等を加へることと新たに定められた。

八、電信官署の取扱中に係る電報を正當の事由なくして開披、毀損、隱匿若くは放棄したる者又は受取人でない者に交付し、若くは情を知つて之を受取つた者又は其の傳送配達を妨害した者は、一月以上二年以下の重禁錮に處し、二十圓以下の罰金を附加（電信事務に從事する者なるときは本刑に一等を加へる）することを電信法に定めたが、之は電信條例の規定と殆ど同樣であつた。

又從來電信事務に從事する者が私報の旨意を漏泄したときに限り處罰せられることとなつてゐたが、電信法では電信官署の取扱中に係る通信の秘密を侵した者なら從事者でなくとも一月以上一年以下の重禁錮に處した上二十圓以下の罰金を附加し、若しそれが電信の事務に從事する者であつたならば本刑に一等を加へることに改めた。尤も此の罪は被害者の告訴を待つて之を論ずるのである。

九、電信線又は電信線其の他電信又は電話の機器建造物を毀損し若くは通信を障碍した者は、一月以上五年以下の

重禁錮に處し、五十圓以下の罰金を附加（過失に因り通信を障碍した者は五十圓以下の罰金）し、電信線若くは電信線の建築修理又は線路の巡視測量を妨害した者は一月以上二年以下の重禁錮（二十圓の罰金附加）に處し、電信、電話の線條若くは其の支持物に物品を懸け若くは擲ち、又は之に動物若くは舟筏を繫ぎ又は之を汚穢した者及電信又は電話線路の測量標を毀棄汚穢したる者を科料に處することとしたが、之等は殆ど總て從來通りを踏襲したものである。

十、主務官署の指定した水底電信電話線路の區域内又は水底電信電話線の布設若くは修理のため、其の位置を示す浮標（若くは其の布設若くは修理に從事する船舶）より主務官署の指定した距離以内で船舶を繫留し、又は漁業採藻をなし、若くは土砂を掘鑿し、又は水底電信電話線の號標に舟筏を繫ぎ、又は其の號標を毀棄した者、又は後者の距離内を航行した者は五圓以上百圓以下の罰金に處することと定められたのも亦略ゝ從前の通りである。

かくて電信法は明治三十三年十月一日より施行せられ、同時に電信條例は廢止せられた。然して本法の施行地域は最初内地に限られやうとしたが、同年八月勅令第三百三十九號を以て臺灣にも同時に施行することとなり、次で明治三十九年九月一日より關東都督府管内に準用し、明治四十年四月一日より樺太に、同四十三年十月一日より朝鮮に夫ゝ施行し、大正十一年四月一日より南洋廳管内に準用するに至つた。その後滿洲國の創建に伴ひ、同國に於ける電信事業は日滿兩國合辨の下に創立した滿洲電信電話株式會社によつて經營せられることとなつたため、昭和八年七月勅令第百九十七號を以て、關東州電氣通信令が發布せられ、同年九月一日より實施、同時に同地における電信法の準用は廢止せられた。

その後十數年間の久しきに亙つて改正を見なかつたが、この間に於ける事業の發展と時代の推移とに伴つて、電信法中に相當改正を要する點も生じた。卽ち明治四十年新刑法の發布があり、又大正四年には無線電信法制定せられた關係其の他の理由から、電信法改正の議起り、大正五年一月二十一日、時の遞信大臣箕浦勝人氏は、その議案を貴族院に上程して、大要次の如く說明してゐる。（「大日本帝國議會誌」に依る）

電信法は明治三十三年の制定に係るのであります。十五年有餘の間に電信の事務は非常に增進を致して、今日の事情に適しないものが段々ありますので、改正を致したいと云ふ趣旨であります。電信法改正の要點は電信事務取扱の簡捷を期する爲に保管期間を短縮致しまする。それから事務用の爲に無料で電信を使ひます。其の範圍を擴めることが必要であります。又是も刑罰規定に於きまして新刑法等と或は無線電信と權衡を保つ爲に改正の必要があります。

改正案は、貴衆兩院に於いて原案通り可決し、三月六日法律第十九號を以て公布せられ、同年八月一日から實施を見たが、改正せられた條項と其の理由は凡そ次の通りである。

一　保管電報の公示は、從來の實況に徵し、その效果を殆ど認むることが出來ぬので、之を廢止して事務の簡捷を圖つた。

二　無線電信法の實施に伴ひ、無料通信の範圍に無線電信無線電話に關する事項を追加した。

三　從來は不法施設と私設不撤去に對し同等の刑を以てし、之を使用した者に對しても亦共に同等の輕き刑を規定したが、由來不法施設に關する場合と私設不撤去に關する場合とは、自ら政府專掌權侵害の程度に差異あり、同等の刑を以て之等を律するのは適當でないので、兩者を分離し、不法私設及其の使用に關する罪を同等の重刑とし、私設不撤去と其の使用に關する刑を稍々重く同一程度とした外、機器沒收の規定は刑法に讓つた。

四　從來は法人を處罰する規定があつたが、之は實際の違反行爲者を處罰するを適當と認めたので、法人處罰の規定を廢止し、又通信障碍の過失犯を處罰する規定があつたが、之は穩當でないので削除した。

五　其の他、刑法其の他の刑罰規定との均衡上刑を變更し字句を整理し又は未遂犯罪の處罰範圍を擴張した。

尙電信法第五條の電信官署は一等郵便電信局とする旨明治三十三年九月十一日告示されたが、その後官制の改正により、同四十三年三月遞信管理局に改められ、更に大正二年六月遞信局となり、次で昭和五年八月寫眞電報の取扱開始に伴ひ、告示第千九百二十號を以て寫眞電信に依る通信に關しては寫眞電報取扱局となつた。

又電信法第六條及第七條の損害賠償及報酬請求方に關しては、明治三十三年九月十一日省令第五十八號を以て規定せられ、其の損害を加へ又は助力を求めた電信又は電話の工夫及配達人の所屬する一等郵便電信局又は電話交換局に請求することとなつたが、その後數次の官制改正を經て、現在は遞信局に請求することとなつてゐる。尤も現行省令は昭和十三年四月郵便法改正に關聯して郵便法及無線電信法關係のものと統合規定せられた。

第二款　電報規則

明治三十三年十月一日から電信法の實施せらるるに伴つて、同年九月一日省令第四十六號を以て電報規則が制定せられた。此の規則は十章百五十條から成つたが、其の中には從來の電信取扱規則は勿論、電報局渡規則、電話依託電報規則其の他の諸規定を全部網羅されてゐた。

新規則に依つて種々改廢せられた事項があるので、九月十八日告示第三百五十九號を以て電報規則實施に就いて公衆の注意すべき事項が公示せられた。其の要旨は次の通りである。

一、指定略符號の改正

(イ)　至急電報を親展となすもの
(ロ)　返信料前納電報の返信を至急となすもの
(ハ)　返信料前納電報の返信を照校となすもの
(ニ)　電報を以て受信日時の報知をなすもの
(ホ)　郵便を以て受信日時の報知をなすもの
(ヘ)　受信人の請求に依り電報の追送をなすもの
(ト)　同文電報の各通に受信人名を連記するもの
(チ)　本邦内の局所から外國へ郵便を以て送達するもの
(リ)　郵便及電信局所に電報を留置くもの
(ヌ)　電報を以て別使料を報知するもの
(ル)　郵便を以て別使料を報知するもの
(ヲ)　封緘せずして電報を配達するもの

至急親展	「ウニ」
至急電報	「ナウ」
返信照校	「ナム」
電報受信報知	「ツニ」
郵便受信報知	「ツツ」
再送	「ナチ」
同文連名	「ヨイ」
外國郵送	「ツタ」
留置	「ムナ」
別使料電報報知	「マム」
別使料郵便報知	「マヨ」
無緘配達	「ナレ」

二、歐文電報に用ふる隱語の制度　歐文電報に記載する隱語は一聯綴を十字以下とし、日耳曼、英吉利、西班牙、佛蘭西、和蘭、伊太利、葡萄牙及羅甸の國語中から採擇することを要すること。

三、羅馬字綴日本語の書法　羅馬字を以て綴つた日本語の電報は名詞の外十五字を超えて聯記し、又は一語句の中間で分割記載し、若くは其の電報中に混用する外國語を日本語と聯記することを得ぬこと。

四、本文なき電報　受信人の住所氏名のみで全く本文を記さぬ電報も取扱ふが、此の場合に於いては和文電報中有料字數に算入すべき文字はなくとも、最低料金即ち十五字以内の電報料金二十錢（一市區町村内で發受する電報なれば十錢）を課する

こと。

五、無料普通郵便による電報賴信　遠隔の地から電報を郵便に依り差出すときは、之を封筒に入れ、其の表面に「電報在中」と記載すれば、郵便切手を貼附せず、其の儘郵便函に差入れることが出來ること。尤も郵便配達電報で三里以上の別便料を豫納するものは郵便に依り差出すことを許さぬ。

六、電報受付函の設置　電報受付時間外に電報を預り置く便法で、受付函内に差入れた電報は翌日の受付時間開始を俟つて發送すること。

七、無綴配達電報　電報は封緘の上配達するのが通則であるが、發信人に於いて無綴配達の指定をするときは、其の電報を開封の儘受信人に配達すること。

八、別便配達料の改正　別便配達料は著信局所から宛所までの里程に應じて、三里以内は二十錢を發信人が納め、三里を越えるときは二里以内を增す毎に二十五錢宛を受信人が納めること。

九、電報受信證書の請求期間　電報受取證書は電報差出の日から三日以内に限り請求することが出來る。

十、電線託送電報　電報送受のため、特に郵便電信局又は電信局に連接した電線を以て發受する電報及電話加入者の電話に依り發受する電報に對しては、一通毎に規定電報料の外三錢の電線託送料を徵收すること。而して從來電話に依つて發受する電報は和文電報に限られたが、今回其の制限を廢したから歐文電報でも差出すことが出來ること。

十一、電報の直配達區域が擴張せられたこと　手數料を要せず電報を配達する區域は郵便電信局又は電信局から一里以内であつたのを一里以内及局所在の市區内と改正せられたこと。

十二、電報の普通郵便配達は無料とすること　直配達區域外に宛てた電報を普通郵便で配達するものは、從來電報配達の指定をなし且つ郵便稅の納付を要したが、今回改正の結果總て無料で送達せられることとなつたから別に指定を要せぬこと。

十三、別便配達電報及受信電報の外電報受取紙を廢止したこと　又受取紙を徵せぬ一般の電報は受信人又は其の家人に容易に渡すことが出來ぬ場合、信書受函の設けあるときは郵便物同樣其の中に差入れることもあること。

十四、略號及配達先の登記　電報の受信人居所氏名に用ふる略號の登記を請求するときは和文と歐文とに拘らず、總て登記料一箇毎に年額十二圓を納むること（從來は歐文電報に限り常用料として年額十圓を納めた）。

又受信人に於て電報の受取人若くは配達を受けるべき場所を特定する必要あるときは之を請求し得る便法を設けたが、之は略號登記と同樣登記料として登記一箇毎に年額十二圓を納めること。

十五、配達不能電報の交付期間　宛所に配達し又は受信人に交付し得ぬ電報の交付請求期間は從來著信の日から六十日以内であつたが、今回は著信局所前に公示の日から三十日間と改正せられたこと。

十六、電報の停止　發信人に於いて自己の差出した電報の送達を停止するときは發信の時から七十二時間以内に限つて、其の通信に要する電報料を納むれば、其の停止を發信局所に請求することが出來る。

十七、電報の閱覽又は正寫料　電報の閱覽を請求する者は一通に付三錢を納め、又電報の正寫を請求する者は和文二百字以内毎に五錢歐文五十語以内毎に十錢を納めること。

十八、返信料前納證書の使用期間　證書發行の日から六十日以内であつたが三十日以内に改正せられたこと。

十九、照校電報料　通常電報料の半額であつたのを四分の一に低減せられたこと。

二十、郵便受信報知　電報の受信人に到達した日時の報知は、從來電報一通に付三錢を納むること。尤も郵便報知料として電報一通に付三錢を納むることとなつたこと。

二十一、追尾電報及再送電報の市内追送料　一市内で追送する電報は、其の追送の料金を要しなかつたが、今回改正の結果其の特例を廢せられたから電報の追送を受けた者は市内と市外とを問はず、總て追尾一回毎に新に差出した電報と同樣の料金

を納むること。

二十二、同文電報の通數に制限を設けたこと　同文電報の通數は十通を超えることを得ぬこと。

二十三、外國郵送電報　本邦内の局所から外國へ郵便を以て送達する電報を内國電報として取扱ふ便法を設けられたから、此の種電報を差出す者は郵便料として一通に付二十錢を納むること。

尚在清國及在韓國本邦郵便局所所在地に宛てたものの外、歐文電報でなければ取扱はぬこと。

電報規則の第一回の改正は明治三十五年三月十八日省令第十號に依る直配達區域の擴張に關するもので、それまでは電信局所より陸上一里以内及其の局所所在の市區内を電報直配達區域とし、場合により其の區域を制限することとなつてるたのを、改めて其の區域外の地を區域内に編入することもあることとした。即ち一里以上の地域でも直配達區域に編入することある旨を追加規定した。これだけでは頗る簡單の樣であるが、事玆に至るまでには次の樣な經緯が潜んでるることを見逃してはならない。

時は明治三十五年のこと、第十六回帝國議會に星野甚右衞門代議士外四名が電報直配達區域擴張に關する建議案を提出し、衆議院は三月八日之を上程した。其の建議案の内容と當日の提案者の説明要旨は次の通りである。（大日本帝國議會誌第五卷に依る）

明治三十三年九月遞信省令第四十六號電報規則第八十一條中陸上一里以内とあるを二里以内に改正するの必要を認む。依つて政府は速に之を改正施行せられむことを望む。

右建議す。

○星野甚右衞門君（百三十四番）本案は明治三十三年九月遞信省令第四十六號電信規則第七章電信配達第八十一條の改正をしたいと云ふの精神であるのでございます。是まで電信局の電信の直配達は陸上一里以内及其の局所所在の市區内を以て通例直配達の區域と爲つて居るのでございます。即ち一里以内を以て電報直配達の區域と爲つて居るのでございます。然る處が交通機關の日々發達をして參りまして完備を告げまする今日に至りまして、郵便上に付きましては殆ど遺憾のないやうなことに立至つて居りますけれども、電信に至りましては一里以外の所に於ては直配達を受けることが出來ないのでありますから、一里以内と一里以外の僅の間に於きまして大に其の利益を受ける所に公平不公平があるのでございます。殊に今日地方の狀況を見ますると三里或は四里離れますれば電信局の設置のない所はないやうになつて居りまする。山間の地を除いては……。さうすると之を一里以内を改めて二里以内と致しましたならば、殆ど電報の直配達の利益を受けぬ所のものが殘りのないやうなことになるであらうと思ふのでございます。都會の地に於きましては別に其の苦痛も感ぜぬのでございますけれども、地方に居りまするとこの問題は僅か一里を二里と改正すると云ふ趣意でございますが、その影響する處非常に大きなるものであらうと思ふのであります。因つてどうか一里以内を、二里以内の地を配達地域に致すと云ふ建議の趣旨でございますから、交通機關の日々發達を致して參りまする場合に於きまして諸君十分御贊成を願ひたいのでございます。

斯くて委員附託となり、修正の結果翌九日の本會議に於いて可決せられたのである。

同四十年九月に第四十六條及第四十七條中改正せられたが、前者は從來料金計算上錢位未滿の端數を錢位に切上げてるたのを全部切捨てることとし、後者は從來納付人に還付する料金を總て郵便切手を以てしたのを改めて、通貨を以て納付した料金に限り通貨を以て還付することとした。

同四十二年には別使配達料に關する改正があつた。即ち規則第六十七條に據れば、著信局所から三里以内は二十錢、三里を超ゆるときは二里以内毎に二十五錢を增すのであつたが、同年四月一日から「二里以内ハ金二十錢、二里ヲ超

ユルトキハ一里以内毎ニ十五錢ヲ增ス」ことに改められた。

翌四十三年十一月一日、第九條以下十一箇條に亙る改正が行はれたが、其の要旨は次の如くである。

一、八月二十九日韓國併合條約の公表あり、朝鮮半島は愈〻其領土權を擧げて完全且永久に本邦に併合することとなつたので、本邦各地との間に往復する電報は、從來の外國電報としての取扱を改正して內國電報として取扱ふこととなり、從つて其の字語數計算方其の他總て電報規則に據ることとなつたこと。

二、對殖民地電報料は從來電報規則とは別に省令に依つて定められ、即ち明治三十五年十月、內地臺灣間の通常私報の料金を和文基本（片假名十五字以內）四十錢、累加（毎五字以內毎）十錢、歐文基本（五語以內）五十錢、累加（毎語）十錢と定められ、次で樺太が我國の領土となるや、三十九年五月樺太と內地又は臺灣との間の電報料を右と同率とし、更に同年八月東京小笠原島線の開通に伴ひ、小笠原島と內地、臺灣又は樺太との間の電報料も右と同額を徵することとなつたが、今回之等を減額すると共に對朝鮮間電報料とを併せて電報規則中に左の如く規定したこと。

			和文	歐文
(一)	同一市區町村內ノモノ	官報	十五字以內金十錢	五語以內金二十錢
		私報		
(二)	內地（小笠原島ヲ除ク小笠原島ニ同シ）ト臺灣、樺太及朝鮮相互間ノモノ	官報	以上五字以內ヲ增ス每ニ金二錢	以上一語ヲ增ス每ニ金三錢
		私報		
(三)	前各號以外ノモノ	官報	金三錢	金十五錢
		私報	金五錢	金二十五錢

三、臺灣及朝鮮に於ける別使及艀船配達料は總て告示に依つて定めることとし、又從來內地に於ける艀船料は總て二十錢であつたのを配達實費に依り計算して不足額を受信人から追徵することに改めると共に、艀船料の電報報知及郵便報知の途を開いたこと。

右の告示（十一月一日告示第千百七十號）によれば朝鮮の別使配達料及臺灣の艀船配達料は內地と同額であり、朝鮮の艀船配達料は特別港を除き五十錢以上、臺灣の別使配達料は、二里以內四十錢、二里を超すときは一里迄毎に三十錢を增すこととなつてゐる。

四、樺太では別使又は艀船配達を取扱はぬ故、かゝる場合はこれを別に告示することに改めたこと。同年十一月一日の告示第千百六十九號が卽ちこれである。

明治四十五年四月省令第二十號を以て電報規則を改正し、停車場揭示電報の制度を設け、同時に汽車中に在る者に宛てた電報に關する規定を明示し、いづれも五月一日から施行した。停車場揭示電報とは、要するに停車場に於いて關係者と聯絡を保つ必要あるとき、其の旨停車場に備付の告知板に揭示する樣電報にて依賴し得る方法で、交通機關の發達に伴ひ、此の種の需要は漸次其の萌芽を發露したのである。

又從來汽車乘客發著の電報は、この頃既にこれを取扱つてゐるが、近來其の利用を增して來たので、これを規則上明示して利用に便することとなつたのである。その第一は汽車中にある者に宛てる電報の受信人居所氏名には肩書驛名の外(一)肩書驛の通過時刻又は最初の乘車驛及列車番號若は發車時刻と(二)最終下車驛とを附記することであり、第二は汽車中に在る者に宛てた電報は返信料前納及受信報知の取扱を請求し得ざることであり、第三は汽車乘客から發する電報は追尾及再送の取扱に應じないことであつた。

大正四年一月二十二日、一、二等郵便局電信局に納付する電線託送電報の料金にして現金出納官吏を置かぬ局に納付するものは通貨によらざることに改められた。現金出納官吏の配置は現金出納員官吏及出納員配置任命規程の定むる所であるが、明治四十二年制定の同規程に依れば一二等郵便局電信局の中、現金の出納保管を取扱はざる局には現金出納官吏を置かざることとし、大正二年六月には鐵道郵便局、鐵道船舶郵便局及無線電信局の外六連島及沖ノ島電信局には現金出納官吏を置かぬ旨明記するに至つた。然るに電報規則に依れば一、二等局に納付すべき電線託送電報に關する料金は其の局に現金出納官吏が配置しあると否とに拘はらず、通貨を以てすることに定められ、從つて會計法規との間に矛盾あることとなるので、かくは訂正を加へたのである。

之より先、大正三年十二月二十五日、二箇師團增設問題のため帝國議會は解散を命ぜられ、翌四年三月二十五日衆議院議員總選擧施行せられることとなつたが、立候補者は空前の多數に上り、到る處鎬を削らんとし、大々的に言論文章の力を利用する者多く、從つて通信機關の利用も亦著しきものあるため、之等選擧戰に便利なる電報の利用方法が考案せられ、選擧運動白熱化せる三月十三日、電報規則として公布翌々十五日から實施せられた。之卽ち配達日時指定電報で、被選擧人たる發信人は同一電報直配達區域内に居住する選擧人百人以上に宛てた投票依頼の同文電報を選擧當日の早朝配達して貰ふためには、その指定配達日時の二十四時間以前に一、二等局に差出すを要する。この制度はその後大正六年、第三十八回帝國議會に政府不信任案提出せられたため一月二十五日解散を命ぜられ、四月二十日總選擧擧行となり、又々配達日時指定電報利用の增加豫想せられたが、前回の實績に鑑み、且つ通信輻輳の現狀に照して、三月二十九日電報規則に改正を加へ、四月五日から實施した。その要旨は次の如くであつた。

一、一括通數百通を五十通に制限したこと。

二、差出時限は總て指定配達日時の二十四時間前であつたのを、同一電信區又は同一市區内發受のもの以外は三十六時間前に擴張したこと。

三、差出局は一、二等局に限られたのを三等局にも差出し得ることとしたこと。

四、特殊取扱は從來無制限であつたのを同文電報のみに限つたこと。

五、通信輻輳の場合に於いては受付をなさぬことあるべき旨を規定したこと。

かくて、配達日時指定電報は每總選擧に缺くべからざるものとなり、一層利用の簡便を圖るため、大正十三年四月十六日から日時指定電報の受信人名簿を豫め著信局所に提出し、發信人は一通の電報を發信することにより多數の選擧人に時を移さず投票依頼の電報を發したると同一效果を收むる方法までも實施する等、その後も屢次の改正が行はれたが、昭和九年十二月十二日内務省令第三十六號を以て衆議院議員選擧運動取締規則制定せられ、選擧運動のため文書を頒布するときは郵便によることに局限せられたため、電報による選擧運動は從つて禁止せられてしまつた。

大正四年十一月一日から無線電信法の制定實施に伴ひ、電報規則中に無線電報關係の規定を追加せられるとともに局報の範圍が擴張せられた。卽ち無線電信法に於いて公衆通信の用に供する無線電信又は無線電話に依る通信にして電信の事務に關するものは、命令の定むる所に依り無料となすことに定められたので、之と歩調を合するため有線電信に依る通信で無線電信又は無線電話の事務に關するものをも無料となし得ることとなつた。

大正五年五月二十六日、規則改正が行はれ、六月十一日から實施せられたが、其の中主要なるものは閒送電報卽ち夜間等閑散時を利用して傳送し、翌朝無料普通郵便を以て配達する低額料金電報の取扱を開始したことで、大要次の

通りである。

一、一、二等郵便局又は一等電信局に著する和文電報に「間送」の略符號を以て指定したものは間送電報となすこと。

二、間送電報料は五十字以内二十錢、以上十字以内を增す毎に五錢を加ふること。

三、至急電報、返信料前納電報、照校電報、受信電報、追尾電報、再送電報、停車場揭示電報、時間外電報、留置電報及内地と小笠原島、臺灣、樺太及朝鮮との間に發著する電報は間送電報として取扱はぬこと。

間送電報制度の創始以來、其の利用頻繁を極め、さなきだに歐洲大戰の影響を承けて一般電報の激增甚しい時に當つて、疏通愈〻困難の徵が見えるに至つたので、早くも大正五年十二月十九日電報規則中に「遞信大臣ニ於テ一般通信ノ取扱上特ニ必要ト認メタル場合ハ區域ヲ定メ間送電報ノ取扱ヲ一時中止スルコトアルヘシ」と追加し、其の中止區域及期間は其の都度別に告示することとして、取扱中止の準備態勢に置かれたところ、一般通信は益〻繁激を極め、此の種電報を容るる餘地なきに至つたので、之が應急救濟の一として翌六年七月十六日より關東及近畿地方に發著する間送電報の取扱を中止する旨告示せられた。而して中止期間は最初これを一箇月間とし、次で八月十日に至り十月三十一日迄延伸したが、時恰も年末首の繁忙期に際會したので、大正七年一月三十一日迄延期し、更に之を九月三十日迄延伸した。然し乍ら通信の輻輳は緩和すべくもないので、同七年九月二十五日告示第千百九十二號を以て翌年三月三十一日まで取扱區域を鳥取縣内、島根縣内及其の相互間、四國各縣内及其の相互間、鹿兒島縣内、沖繩縣内及其の相互間に縮小するに至つた。

其の後、一旦中止期間を九月三十日まで延伸したが、高等信すら疏通困難勘からぬため、更に翌九年九月三十日まで延期し、次で、尙一箇年延期したが、到底復舊の見込立たぬため、十年九月二十一日遂に當分の內延伸となり、大正十二年三月一日より制度そのものも廢止せられた。

大正九年五月省令第三十八號を以て電報料金に大改正を加へ、六月一日から施行のこととなつたが、此の改正は要するに物價騰貴に伴ふ經營費の增嵩を多少共償はんがため、全面的に料金の引上げを斷行せられたもので、其の要點を列擧すれば次の通りである。

一、通常電報は其の字數又は語數に應じ、次の料金を課することとなり、基本料金に於いて、市內歐文電報を除き全部五錢を値上げしたほか、和文電報の名宛に對し新たに五錢を附加することとなつたこと。

		和文		歐文	
同一市區町村內のもの	官報	十五字以內 金十錢	以上五字以內を增す毎に 金三錢	五語以內 金十錢	以上二語を增す毎に 金三錢
	私報				
內地（小笠原島、小笠原除く）、樺太及朝鮮相互間のもの	官報	金二十五錢	金五錢	金十五錢	金五錢
	私報	金三十五錢	金七錢	金三十錢	金七錢
前各號以外のもの	官報	金五錢	金十錢	金四十五錢	金十錢
	私報	金二十五錢	金五錢	金二十五錢	金五錢

二、名宛を連記し又は逐書した和文電報は、其の名宛を有料字數に算入したが、今回名宛數に應じて名宛料を課することに改め、有料字數への算入を廢止したこと。

三、和文照校電報の名宛に對しては照校料として新たに名宛料一箇分を附課することとなつたこと。

四、和文同文電報の名宛に對しても同文料として名宛料一箇分を附課し、又至急同文電報は取扱時間外に賴信するものに限り其の同文料に對し一通毎に十錢を附課することに改正せられたこと。

五、和文課金局報は字數に對する料金の外名宛料一箇分を附課することとなつたこと。

六、別使及艀船配達料、電報報知及電報受信報知の請求に對しては最低通常料金即ち和文に在りては十五字分の料金に名宛料一箇分を加算したもの、歐文に在つては五語分の料金を課することとしたこと。

七、別使及艀船配達料は最低二十錢であつたのを三十錢に改め、二里を超ゆる別使配達料は一里以内毎に十五錢であつたのを二十五錢に改められたこと。

八、電報受取證書料三錢を五錢に値上げせられたこと。

九、電報送受のため施設したる無線電信又は無線電話に依る託送料は一通毎に二十錢であつたのを三十錢に引上げられたこと。

十、電報の閲覽料は一通に付三錢を五錢に引上げ、正寫料は和文二百字以内毎に五錢、歐文五十語以内毎に十錢であつたのを和文百字以内毎に五錢、歐文二十五語以内毎に十錢に夫々改められたこと。

大正十二年二月二十四日の遞信省令第三十一號は、時間外電報、夜間配達電報及遲延承知電報の新定及翌朝配達制度の創始に關し、電報規則中改正を規定したが、それは勞力消費の經濟化を目途としたもので、次の各項を内容とする。

一、電信局所に於ける電報取扱時間外に差出すことの出來る電報として至急電報の外に時間外電報を設けられたこと。時間外電報とするには「時間外」の指定を附記し、三十錢の時間外料金を納付すればよい。

二、電信局所に於ける電報取扱時間に一定の限度を設けたため、これを告示し、取扱時間内に受付けた電報は午前零時迄に著信局所に到達したものに限つて直ちに配達し、その以後の分は翌朝取扱時間の開始を待つて配達することとし、もし右の時間に拘らず配達を受けたい電報のために夜間配達電報を新設したこと。この電報は發信の際夜間配達の指定を附記するのみでよい。これに關聯して至急電報、時間外電報及無線電報は取扱時間に拘らず取扱ふことを明規せられた。

三、受信人中には休日又は夜間に電報の配達を受けることが却つて迷惑するものもあるので、かかる受信人のために大祭日、日曜日其の他の休業日又は夜間に著信する電報の翌朝配達を請求し得る途を開いたこと。

四、天災事變其の他の事故に因つて電信線路障碍又は通信輻輳の場合、遲延を承知して賴信する者は「遲延承知」の指定を附記して差出すこととなつたこと。

以上の如く、電報規則は創定以來二十數年を經過する間に頻繁の改正を加へられて來たが、いづれも應急的措置の範圍を出でなかつたので、大正十四年八月、これに根本的改正を加へて、新事態に適應せしめ、同年十一月一日から實施せられた。左にその改正要點を列擧する。

一、規則類の整理統一　電報規則中に規定せられてゐた無線電報關係規定を分離し、別に無線電報規則を新定した反面において、南洋群島に發著する電報の取扱に關する省令竝に略號登記料、配達先登記料、局渡料の金額及其の納付手續を電報規則中に統合せられた。

二、電報書法の改正　本文なき電報の取扱を禁止し、受信人に知らすべき發信人居所氏名を記載すべき特別欄を廢止して本文末尾に記載することに改め、和文電報中に歐文用語辭の混用を禁止したほか、和歐文を通じ使用少き記號十一種及音符文字の使用を廢止した。

三、電報料金に關する是正　和文電報の名宛料を基本料に組込みたる上連記又は逐書した名宛に對しては依然名宛料を附課することとし、照校料及至急料についても、これと歩調を一致せしめられたると共に、料金還付範圍を擴張

し、受信報知の取扱をなさざりし受信報知料、別使配達料の剰餘額及返信料前納電報の受取を拒みたる場合の前納返信料にまで及ぼしたること及一通の前納證書で二通以上の電報の料金に充て得ること等が規定せられた。

四、特殊取扱に關する改廢　特殊取扱中遲延承知は單に賴信紙餘白に記載するを以て足ることに改め、比較的利用少き至急親展、返信至急、返信照校、同文連名、停車場揭示、著局特定、別使料電報報知、別使料郵便報知、艀船料電報報知、艀船料郵便報知、書留郵便配達、無綫配達の十二種を廢止したほか、返信料前納電報に於いて通常電報料の最少額を超えて返信料を前納するときは從來字語數を指定に附記してゐたのを改めて金額を附記すること及汽車中に在る者に宛つる電報に對しても返信料を前納し得ること等が定められた。

五、其の他の改正　加入電話に依り託送する場合は從來事前屆出で足りたのを請求書提出に改め、託送電報發受者に宛てた返信料前納證書は三日間著信電信官署に保管した後受信人に送付することとしたほか、略號、配達先登記及局渡の料金を年一回納付に改め、配達先登記及局渡の短期請求制度を設け、閱覽及正寫の請求期間を三月に改められたこと等である。

大正十五年十一月一日から國際電信業務規則が改正せられたので、電報規則もこれと歩調を一にするため、普通辭の用語にエスペラント語を加へ、指定略號及居所の地番號は文字と數字と混用し得ることとなつた。

同時に多數の電報を差出す者の中にはその料金相當切手を電報各通に貼附することの煩瑣を訴へるもの少くなく、電信官署に於いても必ずしも手數ならずとは謂はれないところから、本文同一の電報を同時に五十通以上差出すときは各通の切手欄に「切手別納」と記載して一括し、最初の一通にその合計通數を附記すれば、その料金は各通の料金の合計額に相當する郵便切手を以て別に納付することの出來ることとし、昭和二年十一月一日から實施せられた。この制度は漸次利用を增し、從つてその後利用の實狀に卽した改正が加へられた。卽ち昭和五年七月一日からは同文電報に對する「切手別納」の記載はその原信以外省略することとなり、翌六年八月一日からは「切手別納」を「料金別納」に改め、更に昭和十一年九月十五日からは、通數五十通を十通にし、「料金別納」の記載も電信官署側が代つて記載することに改められた。

昭和三年、東京桑港間に直通無線通信連絡開始せられるに至つて、對外無線連絡はその數を加へ、從つて曩に無線通信國策の線に沿ひ、無線設備提供會社として創立した日本無線電信株式會社の活躍は目覺しくなり、同社の設備提供に關して必要なる通信も日々に多數に及んで來たので、同年八月電報規則を改正して、日本無線電信株式會社に於いて政府の用に供する無線電信設備の障碍修理に關し同社の本社、出張所若は技術員駐在所相互間又はこれらと電信官署との間に發受する電報にして、遞信大臣に於いて必要ありと認むるものに限つて、局報となすことを得ることを明示し、以て設備提供の圓滑を期することになつた。然るに同社は昭和十三年四月一日より國際電話株式會社と合併して國際電氣通信株式會社となるに及び、廣く電氣通信の設備提供會社に飛躍したので、局報となし得る範圍を電氣通信設備の障碍修理に關するものに擴張したるのみでなく、電信又は電話官署との間に發受するものにまで及ぼし、同日より施行した。

昭和四年十月一日から國際業務規則の改正實施が行はれ、これに直接關聯する事項を改正せられたが、それは內國歐文隱語電報に關するもので、これまで歐文隱語とは十字を超えざる發音可能語にされてゐたのを、一語の構成が十

字を超えず、國語の用法に反して二語以上を聯結せるものに非ざることのほか一語が五字以内ならば一字以上の母音字、八字以内ならば三字以上の母音字を最初の五字又殘余の文字中に包含することを要件とするに至つた點が主要なものである。尤もこれは昭和九年一月一日から實施せられた國際電信規則によつて簡單化せられ、内國歐文についても隱語の要件を一語の構成が五字を超えざるものと簡明に改められ、加之、これまで隱語と混用した普通辭の語數計算の制限卽ち十字迄毎に一語の計算を撤廢し十五字迄毎に一語に計算することとしたが、この後者の語數計算は昭和十四年一月一日から改正實施の國際電信規則と歩調を一にするため、かかる普通辭は五字迄毎に一語に計算することとなつた。

昭和四年十月の電報規則改正中には前記のほかに託送電報料の保證金制度を設けた。卽ちこれまで託送電報に關する料金は、後納であるため發信人から徵收し得ない場合も往々あるので、この徵收を確保するには保證金制度を設くるに如かずとしたのである。電信官署に於いて必要ありと認めたときは、電信官署で指定する金額の保證金を指定期日までに納付を通告し、期日までに納付しないときは、電線託送の取扱を停止する。又保證金は國債で納付してもよいこととした。かくして納付された保證金は、發信人が託送電報料金を納付せぬときに、これを充當し、たとへ電線託送を罷めても託送料金を納付せぬうちは保證金は返還しない。

昭和四年十月改正の第三は電報名宛記載方の特例を種々設けられたことである。卽ちこれまでは名宛記載方の特例としては登記略號を用ふるもののみであつたが、外國電報の例に倣ひ、電話番號、局渡證票番號、託送電報發受所名を以て記載し得る途を開いたのである。而してこれは翌五年七月一日の改正により、郵便私書函番號を以て記載し得ることが追加され、同六年八月一日の改正により電話番號の代りに託送電信官署に「託送」と附記したのみのものも差支ないこととなつた。

昭和五年七月一日から二つの料金合理化が行はれた。その一は著信電報の託送料廢止で、これまで發著電報共一通について三錢宛の託送料を徵してゐたが、著信託送は、謂はば配達に代るべきもので、配達に要する手數を省略し得る關係上、電信官署側の利益のみならず受信人に於いても迅速に電報を受領する結果となるので、これが利用を奬勵する趣旨より著信託送料に限り廢止した。又第二は局渡料の廢止で、元來局渡とは、電信官署が宛所まで配達せねばならぬものを受信人が出頭して受領するのであるから、これ又電信官署は配達の手數を輕減し得る制度であるにも拘はらず、このために受信人は局渡料として年額六圓を納付してゐたので、局渡奬勵の方法として、これを廢止し、唯局渡證票の料金として一箇に付二十錢を徵收する程度に改められた。

昭和六年八月一日にも電報規則の改正を見たが、それは左の五項に要約される。

一、メートル法の實施に伴ひ、官廳は率先その實行の範を垂れる意味から電報規則中の里程を總てメートルに表示替えしたこと。

二、發信人請求の翌朝配達電報を設けたこと。發信人は自己の發信する電報が夜半遲く受信人に到著するよりは翌朝配達されることを望む種類のものもあらうとの見込からである。

三、別使又は艀船配達料の受信人拂制度を設け、發信人が料金持合せのない場合又は發信局に於いては配達料の明確でない場合に便ずること。

四、尋問、改正又は停止の場合の料金豫納及假納制度を廢止し、受信人の尋問はその回答到著したとき尋問及回答に要した料

金を納め、發信人の尋問、改正又は停止の回答に要する料金は回答到著のとき納付すること。

五、電報託送の方法に氣送管によるものを追加したこと。現在は大阪朝日新聞社と大阪中央電信局との間にあるのみ。

新聞電報の利用增進殊に外國新聞通信員の便益を考慮して、昭和七年九月二十六日から內地相互間及內外地間に歐文新聞電報の取扱を開始した。料金は歐文十語は和文五十字に匹敵するものとして定められ、用語は日本語又は英語に限られたが、その他は和文と殆ど同樣に定められた。又これと同時に從來遞信大臣の承認を經て官報としての取扱をしてゐた日本銀行及日本赤十字社關係の電報を要件を明定して、その要件を備へたものは遞信大臣の承認を經ずして官報として取扱ふことに改められた。卽ち日本銀行の本支店又は代理店から發する電報で、豫め電信官署に廻付して置いた證印を押捺してあるもの、戰時事變に際し、救護事業に關し、日本赤十字社の社長、支部長若くは派遣救護班長相互間又はこれらから官廳に宛て發する電報、及同社の本支部から救護員召集のため發する電報は遞信大臣の承認を要しないこととなつたのである。

昭和九年一月一日の電報規則改正實施は、主として國際電氣通信條約附屬電信規則の實施に追隨するものであるが、その中隱語關係は既述したから、玆では電話送達電報の新定と再送料の前納制度について記す。電話送達電報とは發信人が電話加入者に宛てた電報を電話により受信人に送達することを希望する電報で、その電報には指定に「ムチ」(TF)と記入するのみで足りる。この電報を受信した著信局では受信人が電線託送を請求しをらなくとも電話によつて送達する。次の再送料の前納は日本の最近の實狀に卽應して考へられたことで、これまで再送電報の料金は必ず受信人から徵收し、宛所の者又は受信人が再送請求の際納付する途を設けられてゐなかつたために起る不便を除去するにあつた。尙外國郵送制度の廢止されたのはこのときで、國際電信規則に於いてかかる制度を廢止することに取決められたためである。

昭和十一年九月十五日には、對公衆サービスの改善的見地から電報規則の改正を見、電報料の通貨納付範圍及配達人依託賴信電報の制限撤廢が行はれた。これまでとても通貨納付の電報料はあつたが極めて特殊のものに限られてゐたので、利用者は發信の都度切手を買つて電報に貼附せねばならず、これを少しでも利用者に便するためには電信窓口にも切手を用意して、現金で受取つたものを切手に替えて貼附する等自他ともに不便なところから、差向一、二等局中繰替拂出納官吏を置く局に納付する電報料は郵便賴信又は依託賴信を除いて通貨を以てすることとしたばかりでなく、これらの局に納付する豫約及後納新聞電報料、託送電報料、略號及配達先登記料、後納發信券綴料竝に局渡證票料は通貨に限ることとなつた。尙これまで電報配達人に依託して差出し得る者は別使、艀船、局待又は返信料前納電報の配達を受けた者に限られてゐたが、この他にも、依託賴信の必要を痛感する向が少くないので、これ亦電信利用の簡易化から、この制度を撤廢してしまつた。その他同樣の趣旨の下に受取證書交付、再送、尋問、改正、停止の請求期間の撤廢、料金還付手續の簡捷にまで及んでゐる。

昭和十三年三月十六日には加入電話による電報託送方法の簡易化が斷行せられた。加入電話の增加に伴つてこれを電報の託送に利用する者の加はることは自然の勢であり、電信官署側から見るときは一種の電信窓口機關の普及でもあるが、これまで豫め託送請求書に依つて請求した者でなければならなかつた關係上、その手續の簡易化が唱へられ、昭和十二年から一部の都市に試行の結果は極めて良成績なことが立證されたので、玆に全國的に正式實施の運びとな

つたのである。卽ち著信託送は從來通り請求主義に依るが發信託送に關する限り、敢て加入者に限らず、加入電話機設置場所に居住する者である以上、何時でも直ちに託送し得ることとし、何等請求手續を要せざることになつた。尙これと同時に總ての還付料金を通貨を以てすることに改められ、從つて切手で納めたものも通貨にすることとなつた。

新聞電報に對しては夙くより料金後納の制度を認めてゐたが、その他の一般電報に對しては電線託送電報に關する料金に限り後納することとなつてゐたところ、昭和十二年七月支那事變勃發するや電報の利用は急激に增加し、且つその電報は緊急のもの多く、賴信上多少とも手數を省略する要を痛感し來つたので、その一策として料金の後納制度が部內外を通じて叫ばれた結果、昭和十三年九月一日から取り敢へず緊急電報の利用最も多數と認められる官廳及地方自治體より發する電報に對し、料金後納の取扱を開始するに至つた。その制度の大要を記せば次の通りである。

一、後納取扱をなし得る電報料金は一、二等局發信の電報に關する一般電報料及特殊取扱料に限り、受取證書料、送信前返還料、閱覽正寫料、略號及配達先登記料、尋問改正停止料は勿論追徵料金は除外されること。

二、後納取扱を請求するときは、適宜の樣式の請求書に照合用印鑑を添附して、發信希望局に豫め差出し、電報發信の際は郵便切手欄に「後納」と記載した上右の證印を押捺して差出すこと。

三、後納取扱電報の料金は發信電信官署の通知するところによつて翌月二十日迄に納付することを要し、もし期日までに納付しないときは滯納の期間中後納の取扱を停止すること。

昭和十三年春カイロにおいて開催せられた國際電氣通信會議に基き、昭和十四年一月一日から國際電信規則等が改正實施せられ、又支那事變の進展に伴ふ東亞新秩序の建設に備へて、日華電報制度の新定及日滿電報の改定を見たので、內國電報についても、これらと日を同じうして凡そ次の如き改正が行はれた。

一、至急料及照校料の改定　內國電報の至急料及照校料は當初國際電信規定に倣つて定められてゐたが、照校料は大正十四年のパリ會議に於いて電報料の二分の一に値上げせられ、至急料は昭和七年のマドリッド會議に於いて電報料と同額に引下げられたにも拘はらず、內國電報に關する限り種々の事情によつて改定を見なかつたのを、電報利用者負擔の公正を期するためには、この時期に於いてサービスの國際的水準にまで昂上するの要が强調せられ、右同樣に改定が斷行せられたこと。

二、電報名宛の書法改正　滿洲國及中華民國に於いては電報の名宛を中國電報新編による數字の集合を以て記載し得ることとなつてゐたが、支那事變勃發後日滿支間通信の頻繁となるに伴ひ、この種特例も認むる必要が生じ、日滿華電報利用制度の劃一を圖るため、新たに內國電報にもこれを及ぼしたこと。

三、歐文電報の書法及語數計算に關する改正　國際電信規則に於いて改正せられた事項中、內國歐文電報にも採り入れるべきものがあつたので、同時に改正せられたが、それは普通辭と看做すものとして製造標、商品名及機械用術語を加へたこと及隱語又は秘辭に混用せられた普通辭の語數計算方を十五字迄毎に一語から、五字迄毎に一語に改めたこと等である。

第三款　新聞電報規則から新聞電報認可規則へ

新聞事業が今日の如くに發展した裏面には電信事業の協力のあることを見逃してはならない。新聞紙はニュースの迅速豐富を生命とし、從つて電信の利用なくしては、ニュースの迅速蒐集も不可能とまで稱へられるに至つた。それ

は、やがて電信利用上における新聞通信のための特別制度設定の要請となつた。歐米諸國に於いては夙くも明治二十年代よりその試行を見、明治二十九年ブタペストに開催の萬國電信會議に於いては、その細目規則に「新聞電報」なる制度を設けたので、我國に於いても右細目規則の實施期日たる明治三十年七月一日から外國新聞電報規則が制定實施せられ、次で明治三十七年改正實施の萬國電信條約附屬細目規則には新聞電報に關する規定が詳細に定められる等國際間に於ける新聞電報制度は茲に全く確立した。このことは當然內國電報制度にも反映して、時恰も日露戰役中であり、新聞通信としての電報の利用極めて多數であつたので、新聞事業者側より內國新聞電報の特別制度創設の聲が絶叫せられたので、當局に於いてもその必要を認めて、日露戰役終結とともに調査研究が進められ、明治三十九年の年末に至つて新聞電報規則案が確定し、時恰も議會開會中で、新聞通信の最も繁劇なる時期であるところから、この期間に利用を開始することの有效なるを考へて、十二月二十八日付を以て公布し、翌四十年一月十六日よりこれを實施した。

今その規則の規定內容を拔萃すれば、新聞電報とは新聞紙に揭載する目的を以て遞信大臣の認可を受けた新聞社又は通信社の者が發する和文普通辭電報を謂ひ、その特典としては料金の輕減と取扱時間の無制限とにあり、而して料金は普通新聞電報は五十字迄毎に二十錢で、之を一般電報料金に比すれば實に五分の二以下に當り、卽ち六割以上の輕減であり、これまで新聞通信には暗號を使用した向も多いが、その一字は平均普通辭二字內外であつたと謂はれてゐるから、新規定の料金はこれまでの暗號を使用するよりも尙一割餘の低減であるばかりでなく、發受に際し飜譯の勞を省き得るが故にその利便の多大なることは言ふを須るない。もしそれ豫約新聞電報卽ち一箇年を通じ、毎日一定の時刻に於いて東京又は大阪から同一受信人に宛て發する長文の新聞電報の料金の如きは、五百字迄が年額四百八十圓、一千字迄が八百四十圓、一千五百字迄が千二百圓で、普通新聞電報料の三割五分引といふ格段の恩典に浴してゐるし、又取扱時間の無制限は新聞電報のみに與へられたる一大特長であつた。

併しかかる數多の利便を供與するためには、電信官署側に於いても可及的取扱上の簡約を交換條件とすることは自然の數と言はねばならない。字數計算に於いて五十字單位とした如き、受信人名に略字を定むる如き、著信局を特定する如き、窓口交付を原則として配達を例外としたこと如き、實にこの趣旨にほかならない。殊に配達を例外としたことは、一面には配達上の勞力を減じ得ると同時に、これまで往々にして問題を醸した遲達誤達の紛議を防ぐに足るべく、又豫約取扱の如きは特定の簡捷なる方法で敏活に疏通する途を講じ得るが故に、その他の時間に於ける電報の輻輳を避け得る利便もあるといふことが出來る。

新聞電報規則中には料金の豫納及後納に就いて、別に定むる條件により之を許可することのある旨を規定せられてゐたが、その條件等は同時に發表せられず、明治四十年五月に至り、省令第二十號を以て新聞電報料金豫納後納規則として公布、五月十一日から實施せられた。その大要は次の通りである。

一、料金の豫納

一、二等局に差出す新聞電報の料金を豫納せんとする者は、申請書を遞信大臣に提出し、その許可を受けた者は發信局の通知するところによつて、凡そ十五日分の料金を通貨で豫納し、料金豫納電報を差出すときは賴信紙切手貼附欄に「豫納」と朱書した上發信證票を提示する。もし豫納額が五日分以下となつたら發信局からの通知に基き更に料金を豫納し、豫納料金の殘額がなくなり又はその殘額が發信人の差出さんとする電報の料金に滿たぬときは豫納取扱を停止する。

二、料金の後納

新聞電報の料金を受信人に於いて後納せんとするときは申請書を差出し、その許可を受けたるときは、受信人は電報料金三箇月分を標準とする保證金を通知の日から十日以内に差出す際後納發信券綴（五十葉綴五十錢と二十葉綴二十錢との二種）の交付を受けて、これを新聞電報發信者に携帯せしめ、發信人は料金後納の新聞電報を差算して翌月末日迄に受信人に通知し、通知の日から十日以内に通貨を以て納付することを要する。後納新聞電報の料金は一箇月分毎に計金を納付しないときは保證金を以て充當し、料金滯納の期間中後納の取扱を停止する。

許可申請の手續及料金額については變更なく、その取扱方については豫約新聞電報の發信人は賴信紙切手貼附欄に「豫約」と朱書し、發信局の指示する時刻までに差出すこと、料金納付方については豫約字數に對する分は、その年額を四分し毎期分を其の期の初月十日迄に納付し、豫約字數を超過する分は、一箇月分毎に計算して翌月十五日迄に料金納付責任者たる發信人又は受信人に通知し、その通知を受けた日から十日以内に通貨を以て納付する。もし料金を期日迄に納付しないときは、その滯納の期間豫約の取扱を停止し、停止回數二回以上又は停止期間三十日以上に及んだときは豫約取扱を失效することもある。

かくて、整備しつつある新聞電報が如何なる利用狀況にあつたかを數字について見ると、明治四十一年度上半期分に於ける發信新聞電報は通數に於いて約六萬通で、電報總通數の六厘弱だが、字數に於いては約一千三百萬字で、電報總通數の五分強に當り、これらを受信する新聞通信社は全國で二百三十六社であり、料金後納新聞電報は明治四十一、二年に於いて毎月二千通を超え、その料金收入千數百圓を下らず、又明治四十二年六月現在における豫約新聞電報は十四區間に亙り、毎日一萬六千字に上つてゐた。

內地と臺灣及樺太との間の新聞電報制度の實施に關しては、新聞事業者から屢〻陳情があり、當局者も亦夙にその必要を認めてゐたが、海底線上における通信容量は、之を實施するの機會を許さなかつたところ、偶〻明治四十一年十月、臺北に開催せる全國新聞雜誌通信社大會に於ける決議の結果、その代表者は該區間に於ける新聞電報制度の施行を政府に建議したのが動機となつて、當局の調査が促進せられ、翌四十二年五月新聞電報規則を改正して、臺灣及樺太との間にも新聞電報を取扱ふこととし、その料金を五十字迄毎に三十錢と定め六月一日から實施となり、又朝鮮との間には、明治四十三年の日韓併合によつて內國新聞電報として臺灣及樺太と同樣の料金を以て取扱ふこととなつた。尤も內外地間料金の相互分收計算を行はないため料金後納新聞電報は取扱はないが、豫約新聞電報については大正四年八月一日から臺灣及樺太との間に、又大正十一年十一月一日から朝鮮との間に取扱を開始し、料金年額は何れも五百字以內七百二十圓、一千字以內一千二百六十圓、一千五百字以內一千八百圓と定められた。

又小笠原島及南洋ヤップ島との間の新聞電報も當初取扱はなかつたが、昭和二年七月から外地同樣の條件を以て取扱を開始し、茲に日本全土に新聞電報はもれなく發著し得ることとなつたのである。

これより先、歐米間に於いては無線電信の發明により、これを船舶との新聞通信に利用し、大西洋上に在る汽船は、航行中新聞電報を受信して、每朝船中で新聞紙を發行してゐたが、我國でも明治四十一年五月から無線電信を實用するに至り、翌四十二年春以來當局で無線新聞電報制度制定の調査に著手したとき、恰も內地新聞社及桑港新聞社より特急實施の希望をもたらしたので、同年八月十日から新聞電報規則を改正して、無線電信局を設置した船舶に宛てる

無線電報で、船舶内に於ける公示を目的とするものは船舶所有者から遞信大臣に申請して、新聞電報としての取扱の認可を受けることが出來ることとなつた。

その後に於ける新聞電報利用の實績に徴するに、新聞電報の認可を受ける者多く、中には新聞社とは謂ひ難きものや新聞紙の内容いかがはしきものを散見し出したので、之を取締る意味から、大正元年九月新聞電報取扱認可申請に際して新聞紙の見本一部を必ず添付することに改めるとともに、電信機關の普及と新聞電報の取扱數の增加とにより從來の窓口交付の原則を改め、特に通知しない限り先づ配達することとし、窓口交付を原則としたい受信人はその旨著信電信官署に請求を要することとなつた。

大正九年、一般電報料の値上げに伴ひ、新聞電報についても、名宛料として五錢を附課することとなり、基本料に於ける五錢の値上げは新聞電報には及ぼさなかつた。又翌十年四月一日からは豫約及後納規則中を改めて、保證金に國債を以て充て得ることとなつた。

越えて大正十四年、各種電報關係規定類の整理統合が行はれたが、その際新聞電報に關しては、新聞電報規則、新聞電報料金豫納及後納規則竝に豫約新聞電報規則の三省令中から、新聞電報の取扱認可に關する規定といふ他の電報とは特殊なる手續事項を抽出して、之を新聞電報認可規則の一省令に統合し、その他の規定は、之を擧げて電報規則中に折込んでしまつたのである。この時新聞電報の名宛料五錢は基本料に變更されたこと一般電報と同樣である。

新聞電報は内國に關する限り和文電報に限定してゐたが、國内各地に於けるニュースを外國人たる新聞記者が、外字新聞社に報道する場合の便宜を享受したしとて屢〻請願もあつたので、遂に昭和七年九月から歐文新聞電報制度を實施するに至つた。歐文新聞電報は日本語又は英吉利語の普通辭を以て記載することを要し、普通新聞電報料は十語迄内地二十五錢、外地三十五錢、十語以内を增す毎に内地二十錢、外地三十錢を附課し、豫約新聞電報料は百語以内、内地四百八十圓、外地七百二十圓、二百語以内、内地八百四十圓、外地一千二百圓、三百語以内、内地一千二百圓、外地一千八百圓と定められた。

第四款　船舶通報規則

海運界の發達に伴ひ、船舶の航行動靜を常に知得すると共に航行中の者との通信を便利ならしむる目的の下に、明治四十年九月二十六日省令第四十四號を以て船舶通報規則が制定せられ、十月一日から通過報及信號報の取扱を開始した。題して、船舶通報と稱するが、その利用範圍は一部の船舶業者に限るものでなく、通過報の如きは獨り船舶業者のみならず、何人も亦之を利用し得ること、左の要綱により知ることが出來よう。

一、通　過　報

之は、船舶がその筋に於いて指定した燈臺の沿海を通過したとき、和文電報を以てその船名、通過時分及方向を依頼者に通知するもので、船舶業者は云ふまでもなく、海員及乘客に關係ある各種營業者の如き、孰れも之を利用して多大の便宜を得るのである。この方法は既に明治三十年頃から劍崎燈臺に於いて通過を認めた横濱入港の船舶を同市内の依頼者に通知してゐたが、何等法規的根據がないのに加へて、その需要者は漸次增加する一方なので、茲に之を通過報として制度化し、同時にその取扱燈臺を加へ、又孰れの電信取扱局所に對しても請求し得ることに擴張した。依頼者はその電報を配達すべき電信官署に請求すれば、何處に在つても通過報を取扱ふ燈臺から船舶通過の通知を受け、坐ながらにして關係船舶の無事通過を知了し、安

心して營業計畫を講じ又は賓客知己の歡迎準備をなし得る等の利益がある。而して料金は二種に分ち、一回限り臨時に請求する者は一通毎に二十錢、常時請求する者は一箇年一圓の登記料を納付するほか一通毎に十錢、夜間通過の船舶に對する料金はその二倍とし、孰れも配達の際受信者から徵收する。

二、信　號　報

之は船舶所有者又はその代理人と船長との間に往復する電報等を旗信號に據り、その筋に於て指定した燈臺と發受船舶との間に送受するが如きもので、海上の船舶に對し通信の途を開き、本邦交通界に一大進歩をもたらした。明治二十九年ブタペストに於ける萬國電信會議に於て細目規則に號標電報の制度を規定したが本邦に於いてはその實行を遷延されてゐた。併し日露戰後の經營は海運の發展を助長し、海陸の交通を容易敏活ならしむるため、かくは實施せられたのである。而して信號報の取扱を受けんとする者は豫め電報配達受持電信官署に一箇年一圓の登記料を添へて請求し置き、その料金は一般電報料又は郵便料のほか信號料として一回一圓で、陸上から差出すものは一般電報と同樣差出の際前納し、船舶から發するものは通過報と等しく受信者が納付を要する。

船舶通報開始當時は內地に限られたが、その後好評裡に利用を增加したため、外地との間の利用を要望する向も漸次多數となつたので、明治四十四年には樺太、大正元年には臺灣、大正四年には朝鮮との間にも取扱を開始し、その通過報の料金は臨時請求のもの十五錢、常時請求のもの三十錢と定められた。

大正九年六月一日から一般電報料金の大改正に伴ひ、船舶通報の料金についても値上げを行つた。卽ち登記料については一圓を二圓に、通過報の料金については全面的に十錢宛引上げとなつた。

船舶の航行頻繁となるにつれ、その遭難するものも漸くその數を增すに及び、海上保險制度も發達し、英國には夙くも一八七一年にロイド組合なる海上保險業務を營む團體が組織され、無線電信の發達するに及んでは、廣く各國政府との間の協約によつて海岸無線電信局所が知得したSOSを始め、船舶遭難に關する一切の報知を卽時にロイド地方代理店に傳送を受けつつあり、海難防止上拔くべからざる地歩を占め、その業務も逐年擴張せられ、一九二八年頃の調査によれば、ロイド地方代理店に海上遭難を報告しをる海岸無線局を有する主要國は四十六箇國に上り、之等各國の無線局からは每月三回內外の報知に接してゐた。本邦に於いては、未だかかる制度がなかつたため、昭和三年頃より右のロイド社を初め、サルヴェージ會社等から或は直接本省に或は外交機關を經て、その制度化を要望し來つたので、當局では三箇年に亙つて愼重に調査研究した結果、昭和六年七月一日から海難報の名稱の下に船舶通報の一種として取扱を開始した。

海難報とは別に告示する電信局所に於いて、船舶の遭難又は航行の安全に關する無線電信又は無線電話による通信により船舶の遭難、遺棄又は漂流の事實を知得したとき、その船舶の名稱、位置及災厄の日時、狀況を判明してゐる限り、和文電報を以て請求者に通知するもので、海難報の受信を請求する者は一定の樣式によつて請求書を記載し、料金は登記料として請求の際年額二圓を納付するほか、一通に付その字數に應じた一般私報の料金を海難報配達の際納付せねばならない。

昭和九年三月一日、船舶安全法の施行を見、これまでの船舶無線電信施設法の類は總て之に包含せられる等、海運界に於いては海上保安上畫期的の飛躍を遂げたが、船舶通報制度に於いても、その利用者數及關係電報通數が增加し、船舶とその所有者又は新聞通信業者その他關係人との間の通信制度として多大の意義を有し、海運業の發達に勘から

ぬ寄與をなしつつあるを思はしめたので、同年三月十六日から、從來に於ける取扱の實績に徵し、關係規定に若干の改正を加へ、以て益〻利用者の利便を圖ることとなつた。卽ち通過報に就いては、その請求に當り船舶の信號符字及船舶通過の方向を請求書に記載するの外、船舶の所有者又は賃借人以外の者に於いて通過報の取扱を請求するときは、船舶所有者又は賃借人に於いて船舶通報事務取扱燈臺に接近したとき國旗及信號符字を掲揚することの承諾書を添付せしめ、電信官署に於いては船舶通過の方向をも通知することに改め、又信號報に就いては船舶賃借人に於いてもその取扱を請求し得ることとしたほか、その請求書に信號符字を記入せしめ、燈臺に於いて船舶に通達するため留置く期間を三十日以内から十日に短縮して通達の濟否を可及的早く請求者に通報することとした。

第五款　氣象通知電報規則

氣象の人生に如何に至大密接の關係を繫ぐものなるや冗言を要せず、從つて氣象觀測の重要性は明治初年より認められ、電信を氣象報告に利用することは明治十四年以來のことで、各地測候所から天候異常の際その觀測を無料電報を以て中央氣象臺に報告することとなつた。之が氣象局報の濫觴である。然し之は、中央氣象臺へ集中するのみで、各地測候所ではその綜合結果を速かに知る方法がなく、時に必要な測候所へも、之を電報により通知を受けたいとの聲が漸次高まつて來たので、中央氣象臺では明治二十六年七月天氣電報式を定め、電信料を徵して地方測候所の依頼に應じて天氣電報の發送を開始した。その後廣く一般人からも天氣豫報や暴風警報等の通報を望むものが增して來たため、明治二十九年三月文部省令第二號を以て氣象通報規程を設け、手數料を徵して天氣、警報及豫報の諸電報を請求者一般に發送することとなり、農水産業者に對して偉大なる效用を與へつつあつた。元來本制度が遞信機關を利用する以上その所管を氣象臺とするは適切ではない。之れに關する論議は明治三十六年九月號の「交通」に於いて坂野鐵次郎氏の意見發表を初めとして、相當に論議されたものである。

それかあらぬか、明治四十二年に至り氣象通知電報に關する事務を文部省より遞信省に移讓することに兩省の協議成立して、同年三月遞信省令第七號を以て氣象通知電報規則が公布せられ同月二十日から實施となつた。

氣象通知電報とは公衆の請求により中央氣象臺及測候所に於いて公示する全國又は地方の天氣豫報、暴風警報及實況報告を氣象臺所定の氣象通知電報式に則り、和文電報を以て通知し、著信局では、之を符號のまゝ又は普通文の譯を附して請求者に配達する制度で、この電報の受信を開始せんとするときは、請求書を受信開始の十日前迄に電報配達受持電信官署に差出し、料金は左の區別により常時請求の場合は一箇月分をその月五日迄に納付し、臨時請求の場合は配達を受けた都度一通分宛納付する。

	符號		譯文		符號		譯文	
	一月分	一通分	一月分	一通分	一月分	一通分	一月分	一通分
全國天氣豫報	三、圓七五	圓一五	五、圓〇〇	圓二〇	全國暴風警報	一、圓二五	圓一五	一、圓六五	圓二〇
地方天氣豫報	二、五〇	一〇	三、二五	一〇	地方暴風警報	一、〇〇	一〇	一、三〇	一〇
氣象實況報	三〇、〇〇	一、二〇	—	—					

斯くて海運業者、養蠶家、農業家等を始め、其の他氣象の狀況に利害關係を有する者は多大の便益に浴したが、明治四十二年四、五兩月分の氣象通知電報配達通數は次の通り一箇月に倍加の盛況であつた。

四月分

	符號	譯文	計
全國豫報	一三〇	八二	二一二
同　警報	三〇九	四四	三五三
地方豫報	六九〇	一二七	八一七
同　警報	一、一六〇	四六三	一、六二三
實況報	一、七四四	一	一、七四四
計	四、〇三三	七一六	四、七四九

五月分

	符號	譯文	計
	二一六	八四	三〇〇
	三四五	九四	四三九
	一、一五九	四、八四六	
	四四六	一、八二二	
	一	二、二九〇	
	七、八三	九、六九七	

次で同年八月には早くも本規則の一部に改正が行はれたが、其の一は氣象通知電報は從來配達すべきものに限り取扱つてゐたのを、改めて受信人の請求あるときは電信官署に於いて之を交付することとなり、從つて配達事務を取扱はぬ局所でも此の電報に限り取扱ふことが出來、其の結果電報直配達區域外に居住する受信人は電報別使配達料金を納付することなくして受信し得る便利を受け、又其の二は測候所に於いては從來氣象通知電報料金を代納し得たのみであつたのを、改めてこれに代へるに別に受信人を指定し、その測候所の公示事項に關する氣象通知電報の取扱を請求し得ることで、之は測候所が其の所管内にある公共團體等に對し當然料金を支辨して通報の義務を負へるものでありながら、從來の規定では氣象通知電報とすることが出來なかつた等の不便を救濟するのが目途であつて、專ら測候所の便宜を圖るに出たのである。

氣象實況報は最初一日午前一回に限られたが、明治四十年八月一日から午前午後の二回の分をも設け、料金も二回分は六十圓と定められ、其の請求者は測候所其の他氣象觀測をなす者に廣く及ぼしたのを、明治四十五年三月二十七日に至つて氣象觀測をなす官署に限定し、更に大正九年には、之までの氣象實況報を全國氣象報に改めるとともに、新たに上海氣象實況報を追加して、其の料金一箇月分三圓七十五錢一通分十五錢とし、昭和三年九月からは全國氣象實況報に限り内地のみならず朝鮮との間に發受するものにも及ぼすに至つた。

氣象通知電報の料金還付に關しては當初一般電報の規定によるを適切ならずとして明治四十三年八月一日から、かかる料金を還付する場合は其の月分の總通數で月額料金を除して得た額を一通分の料金額とすることに改められ、大正五年二月からは氣象通知電報の受信開始前に於いて、其の請求を取消したときは取消の日から六十日以内に納付者の請求があれば既納の料金を還付すること、還付に當つては郵便切手を以て納付したものは切手、通貨を以て納付したものは通貨によること等の改定があり、更に昭和十三年三月十六日からは還付料金は利用者の便宜のために其れが切手納付のものであらうと通貨納付のものであらうと總て通貨を以てすることになつた。

昭和九年に於ける關西風水害以來、盛に襲來する暴風雨と之に伴ふ水害の苦い經驗は、災害を可及的最小限度に止むる一方法として暴風雨等の速報が要請せられ、中央氣象臺では昭和十年七月十五日從來の天氣豫報、暴風警報規程を廢して、新たに一般公衆の利益を主眼とし現狀に卽した天氣豫報、氣象特報、暴風警報規程を制定すると共に氣象通知電報式にも大改正を加へられることとなつたので、之等と密接不離の關係にある氣象通知電報規則も昭和十年八月に改正し、颱風季節の二百十日を控へて九月一日から實施せられた。其の概要を記せば次の通りである。

一、氣象特報制度の新設

之まで一般公衆の請求による氣象通知事項としては、天氣豫報と暴風警報とであつたが、新たに氣象特報が加へられた。氣象特報とは強風、風雨、風雪、大雨、大雪其の他特に注意を要する氣象上の異常現象が豫想されたとき、それを豫報するものであつて、從來は大異變襲來の場合も然らざる場合も暴風警報を以て通報してゐたため、動もすれば暴風警報を輕視する傾向があつたのを改めるのが目途である。從つて今後は暴風警報の發せられるときは、相當猛烈な暴風雨か又は暴風雪が襲來し嚴重なる警戒を必要とする場合のみであるから、其の送達順位に付いても最先順位を以て取扱ふこととせられた。其の料金は暴風警報と同樣とし、同時に新規の暴風警報は格段の緊張警戒を要する場に於いてのみ發せられることとなつたのであるから、その發信回數も極めて僅少となる見込の下に從來の月額料金制を廢止して一通分のみに付いて定め、然も其の警報は緊急に役立つことを要するので符號のものを禁じ、專ら譯文に限り、從つてその料金額は從來の譯文のものの儘とし、配達の都度受信人から徵收することとなつた。

二、氣象區及氣象用語の改正

之は氣象報道の正確とその大衆化を企圖するもので、先づ氣象區に就いて謂へば、之まで本邦內地を十區に分けたのみであつたため、例へば同一氣象區たる東海道に於いても濱松地方は可成り天候不穩であるにも拘はらず、東京地方はその割合に靜穩の場合がある如くで、斯くては、之を利用する人々に對し警戒上の齟齬を來すことともなるので、今後は全國的の暴風警報及氣象特報は全國氣象區を更に區劃された小氣象區に就いて發せられることとなつた。之と併せて氣象官署の增設が實現した結果、各氣象官署の管轄區域が變更され、其の前年の苦杯を嘗めた地方に於ける氣象觀測の要所である高知縣の室戶、清水、和歌山縣の潮岬、御前崎等の測候所からも天氣豫報、暴風警報及氣象特報を公示するに至つた。又從來氣象通知の請求者に通知する豫報及警報の用語は「風雨强かるべし」又は「暴風雨の虞あり」など簡に失して明確ではなく、且つその程度が示されてゐなかつたが、今回の改正に於いては「猛烈な颱風が襲來し海上も陸上も暴風雨になる、海岸は勿論陸上でも風害が大きい」など極めて平易な豐富な口語體で程度をも示すこととなり、利用者の便益は蓋し想像に餘りあるものがある。

支那事變發生以來、氣象に就いての關心は、天災の防禦や銃後產業振興、保健衞生のための氣象事業に一段と向けられると同時に、何といつても軍事氣象に集注され、その蒐集頒布に就いて種々なる方途が新らしく考案せられた。他面に於いて、國土防衞上の見地から氣象報知が敵航空機襲來に好資料となるが如き方面へ惡用せられるのを防止することも工夫せねばならない。其のためには氣象通報上に或程度の制限を附することも止むを得ない。昭和十三年八月二十五日中央氣象臺告示第四號を以て氣象通知電報式中に改正を加へ、同年九月一日以降地方天氣豫報の受信には、官公署を除く他の請求者は總て所管觀測所の許可を要することとなつたのも全く右の一つの表はれに外ならない。氣象通知電報規則に於いても、之と歩を一にするため、受信請求者には官公署でない限り所管觀測所の受信許可書の添付を要することに改められた。全國的の天氣豫報に就いては豫報區域が大體的のため地方天氣豫報の如く狹い所に詳しく通報しない等が理由となつて、一定區域に對し天氣豫報を發せないこともあることとするため、氣象通知電報式中に「○　豫報ヲ發セズ」の一段を追加した。併し、斯く定めたとて、漏洩するときはするものであるから、充分取扱の愼重を期し、もし明日の地方天氣豫報がラヂオ、新聞紙等で發表のない場合は關係者以外に漏れないやう

に注意を拂ふことが最も肝要である。

第六款　同報電信規則

安永年間（紀元二千四百三十二年）に米相場通信のために大阪を中心として手旗信號が始められたことは前述せるところである。此の米相場の速報は明治年代にまで續けられ、次で電話の普及に伴ひ、株式相場等にも之を應用することも考へられたが、多數仲買人に一々加入電話を以て相場を通報する方法は、公債株式は增加し、年々取引の繁忙を極めて當業者の經濟關係益〻複雜となるに至つては、かうした方法では到底迅速に市價の變動を詳細にし、機敏に商取引を行ふことが至難になりつつあつた。恰も其の頃歐米に於いてはチッカー電信機とて一種の印刷電信機の發明により、既に之を用ひて株式等の相場は勿論、各種スポーツの成績又は毎日の事件のニュースを速報する制度が實施されてゐることが分つたので、直にかかる制度開設準備に著手し、遂に明治四十三年九月二十一日から先づ東京に同報電信制度として誕生した。同報電信規則とは卽ち本制度の準則に外ならない。

本邦に於ける同報電信は株式取引所内にチッカー電信機の送信機を加入者宅内に同受信機を夫〻設備し、取引所に於いて決定した株式相場を其の送信機に依つて同時に各加入者に通報する制度で、このチッカー電信機は米人ジョンブレー氏の考案に係るものであるが、送信用電鍵盤には羅馬字と數字とを一分間八十乃至九十字の速度で送るべき電鍵があり、受信機の現字紙には羅馬字と數字とが別々に上下二段に印出され、株式の銘柄は羅馬字を適當に組合せて、例へば東武鐵道株は、Railway Tobu を略してR.Tとする如き略號を用ひる。又同報電信の加入者たらんとすれば、申

請書を所轄遞信局長に差出し、工事用物件を寄附することを要し、通報開始の曉は年額六十圓の加入料を四期に分納せねばならぬ。

同報電信制度開始當時の加入者は何れも取引所を中心として四町以內に店鋪を有する仲買人等八十名で、之を六回線に分け總て地下線を以て連結した。

其の後は明治四十五年四月一日から大阪にも同報電信を開始したほか、時に小改正を見て今日に及んでゐるが、それを擧げれば、大正二年には大阪中央電信局の同報電信事務を北濱局に移し、大正九年には一般電報料値上に伴ひ、加入料六十圓を八十圓に、又附加加入料卽ち受信機設置場所が電信官署より四町を超ゆるとき線路一町以內毎に附加せられ、加入料年額四圓を五圓にそれぞれ引上げ、昭和三年にはメートル法の實施により、右の四町を四百四十メートル、一町を百十メートルに改め、更に昭和六年には東京中央電信局の同報電信事務を日本橋郵便局に移管したことである。

第七款　寫眞電信專用に關する規定

寫眞電信の發明完成は極めて最近のことに屬し、我國に寫眞電信機の渡來したのは大正末期のことである。大正十四年五月東京大阪間にコルン式寫眞電信機最初の實驗があり、大正十五年十二月には佛人ベラン氏が其の發明に係るベラン式寫眞電信機を遞信省へ賣込むべく、東京に於いて實驗が行はれ雜誌等にも屢〻其の紹介が載つたりして、漸く我國に於ける寫眞電送に對する關心が深められて來た。併しその後間もなく御大喪となつたため、一時かうしたこ

とも聲を潜めてしまつた。

然るに、新聞社或は通信社に於いて、新聞寫眞の電送に使用せんとする意向が漸次濃厚となり、早くもベラン式を佛國に注文した新聞社も出て、之を專用電話に取付けて使用方の許可を申請する向もあつた。恰もその頃、日本電氣株式會社に於いてNE式寫眞電信機の發明が完成され、昭和三年七月、東京大阪間に實驗が行はれて良好な成績を得たところ、新聞通信社ではこの機械を利用して、京都に於ける御卽位式の實況を東京へ寫眞電送せんものと、之が施設の許可を遞信省に申請して來た。

遞信省に於いては、之を許可すべき規定がなかつたばかりでなく、寫眞電送を電信とすべきや將又「電寫」としての特別の電氣通信とすべきかと云ふことから決定してかからねばならなかつた。そこで、種々考究の結果、電信なりと觀念したが、其の理由とするところは凡そ次の通りである。

寫眞電送ハ電氣的作用ニ依リ文字、記號、符號、繪畫、寫眞、指紋其ノ他ノモノノ形象ヲ隔地間ニ複寫又ハ印影スルモノナリ

詳言スレバ寫眞電送ハ寫眞電送機ノ送信部ニ於テ通ズル電流ガ電送セラルベキ形象ノ如何ニ依リ斷續又ハ電流ニ强弱ヲ生ジテ受信部ニ傳ハリ此ノ電流ガ受信部ノ光線裝置ニ作用シテ光線ニ明暗又ハ濃淡ヲ生ゼシメテ感光板ニ及ボシコノ感光板ヲ現像スルコトニ依リテ送信部ノ形象ノ複寫ヲ得ルモノナリ

卽チ寫眞電送機ハ電流ノ斷續又ハ强弱ヲ利用シテ隔地間ニ文字、記號、符號、繪畫、寫眞、指紋其ノ他ノモノノ現象ヲ複寫スルモノニシテ電流ノ斷續ニ依リ符號ヲ短音、長音ノ音響トシテ傳ヘ又ハ現字紙上ニ短點、長點ヲ現出セシムル「モールス」電信機或ハ一定ノ方法ヲ以テ組合セラレタル斷續電流ヲ送ルコトニ依リ文字、記號其ノモノヲ印出スル印刷電信機トハ各其ノ方法ヲ異ニスルモ電流ノ作用ニ依リ隔地間ニ通信ヲ爲ス作用ニ付テハ共ニ相異ナルコトナク孰レモ電信タル機能ヲ有スルモノナリ

寧ロ寫眞電送ハ其ノ電送スベキモノノ範圍ノ廣クシテ自由ナルコト卽チ「モールス」電信機ニ在リテハ電送ノ範圍ハ符號ニノミ限定セラレ又印刷電信機ニ在リテハ片假名又ハ羅馬字及記號ノミニ限ラレルニ反シ寫眞電送機ニ在リテハ漢字タルト羅馬字タルト又行書タルト草書タルトヲ問ハズ如何ナル文字ヲモ電送スルコトヲ得ルノミナラズ其ノ外符號、記號、繪畫、寫眞、指紋其ノ他ノモノノ形象ヲ電送スルコトヲ得然モ形象其ノモノヲ複寫スルモノナルヲ以テ電送上最モ正確ヲ期スルコトヲ得ルノミナラズ電送者ノ希望スルモノ夫レ自體ノ形象ヲ傳フルコトヲ得ルヲ以テ寫眞電送機ハ現用ノ「モールス」及印刷電信機ニ遜色ナキモノであるが、其の施設に多額の經費を要するため、御大典に間に合はす樣實施することは至難であり、さればとて之を新聞通信社に私設せしむることは電信法から見るも、認め得ないところであるから、寫眞電信の專用制度を新に制定することとし、昭和三年七月遞信省令第三十四號を以て「專用寫眞電信ニ關スル件」が公布され、同月三十日より施行された。其の要領は次の通りである。

一、寫眞電信設備は政府の施設とするも、未だ政府に於いては、その設備を有しないので、專用者をして設備せしめ、且つこれを維持せしむること。

二、專用者は新聞社又は通信社に限定せるも、その理由とするところは、新聞社又は通信社は最も迅速なる事實の報道を以て事業の生命とする公益的性質を有し且つこれが專用を具體的に要望してゐるのが新聞社及通信社であつた等である。

三、專用の目的は新聞紙に揭載する事項の電送に在ること。

四、寫眞電信の專用をなさんとする者は遞信大臣の許可を受けることを要し、その許可條件は遞信大臣が別に指定することとなつたが、寫眞電信專用の許可は市外專用電話の使用を許可せられた者か又はその市外專用電話線を共用する場合か又は新に囘線設備費を寄附する場合に限ること。

五、專用料は專用者をして設備及維持せしめ、囘線に對しては市外電話線の專用料を徵收してゐる關係上、電話又は一般電信よりも利用價値大なる寫眞電信の專用に對する特許料の意味に於いて、相當額を徵收すること。

右の省令公布と同時に朝日、大毎の兩新聞社及日本電報通信社から正式申請があり、京都東京間に日本最初の寫眞電信專用が許可され、昭和三年十一月には御大禮の御模樣の寫眞等を東京に電送し、東京市民は勿論のこと、東京新聞の配達される範圍にゐる人々は、當日の夕刊又は翌日の朝刊で、逸早く御大禮の有樣を知ることが出來、絕大の好評を博した。御大禮の濟んだ後宮中で大禮關係の官吏を御召しになり、　天皇陛下には御饗宴の後、御召を受けた者の話を御聽取になつたとき、當時の電務局長畠山敏行氏は、此の寫眞通信專用制度に就いて「御大禮を機會として遞信省に於いては、電送寫眞制度を創めまして、東京市民は勿論のこと、東京新聞の配達區域の地方に對し、御大禮の御模樣を寫眞で極めて敏速に報道することが出來ました」と申上げたとのことである。

御大禮終了後は、專用區間は大阪東京間に變更され、其の後名古屋が入り、又大阪からは門司、福岡、小倉、長崎等へ東京から札幌へと擴張されて、今や寫眞電信專用は新聞通信上常時不可缺のものとなつた。昭和十四年新年號「電氣通信」所載「電送寫眞十年を語る」座談會の中で語つた某新聞社の寫眞專用狀況は、よく此の間の事情を說明して餘りがある。卽ち次の通りである。

私の方で取扱つた統計を引出して參りましたから、一寸御報告申上げます。

昭和三年には、十一月から五二五枚ばかりであります。昭和四年一、二二七枚、昭和五年一、二八四枚、昭和六年二、二〇四枚、昭和七年二、五七三枚、昭和八年二、三五七枚、昭和九年三、八七九枚と云ふ狀態で進んで參りました。新聞社では寫眞ばかりでは、到底仕事が捗らない、成るべく原稿を送らなければと云ふので、新聞のグラ刷を送ることを研究しまして、昭和十一年から名古屋とか門司に新聞印刷を開始したのを機會に、此等に增設したのであります。それから專ら新聞の紙面に出る校正したばかりの組版を刷つたものを送るやうにしまして、昭和十年から俄かに增加しまして、同年には八、九二三枚、十一年には一三、七〇〇枚、十二年には一八、五五四枚となつたのであります。十三年は八月迄に一二、二八七枚、是は大阪だけで扱つた數であります。

現在では、殆ど連結運轉と云ふやうに連續して居りまして、大阪から門司と名古屋に送るのが最も效果があります。大阪、東京、名古屋、門司の四箇所を通じまして毎日連續的にやつて居ります。最近では北支の關係で、福岡へ上げた支那事變寫眞之を門司、大阪、名古屋、東京で同時に受ける樣にして居ります。

一日に一番多く扱ふ時には十二時間位機械を使つて居ります。毎日平均七時間六分位使つて居る。無論グブつて同時に使つて居る。福岡から東京に送つて居る間に、東京から名古屋、門司へ原稿を送る。片方で號外用の寫眞を取つて居る時は、片線空いて居るから原稿を送れるのであります。グブつて居りますから、延にすればもつと多くなるのであります。で、十二月迄計算しますと、この最近に段々增えて參つて居りますから、先づ門司は送ることは少いですが、門司は一七、〇〇〇枚、名古屋一五、〇〇〇枚、大阪二〇、〇〇〇枚、東京一三、〇〇〇枚位になりはしないかと思ひます。是だけのものをやるのに、殆ど國產の富士テレホトプロマイドを使つてやつて居ります。それの半數以上を私の方が使用して居る樣であります。一箇月平均送信二、四一一枚、受信二、一五七枚、計四、五六八枚見當になつて居ります。

以上は一年を通じて專用する寫眞電信であるが、其のためには市外專用電話線を有たねばならないので、專用電話

線のない區間については寫眞電信の專用が出來ない。併し、新聞紙上に於ける寫眞の價値が益〻高まりつつある際として、新聞通信社としては、寫眞と記事とを同時に入手することを要望し、先づ携帶用の寫眞電信送信機の考案が完成し之を使用して、隨時に隨所から電送し得る方法を許可するやう申請して來た。それは昭和十一年六月のことで、北海道に於ける日蝕觀測狀況の東京への電送であつたが、其の許否について愼重なる審議が續けられた結果、公衆通信用の電話線にして寫眞電送に適するものの設備ある區間に限り至急通話料額に相當する專用料を徵して許可することに決定し、其の年九月北海道の大演習へ御成りの閑院宮殿下が仙臺御著實況寫眞の電送が許可された。之が寫眞電信臨時專用制度の嚆矢である。續いて大演習の實況は靑森や札幌から電送される等、昭和十一年中に三十二件、同十二年中には一四一件、同十三年中には一四七件を許可し、國內の重要事件は勿論、彼の長鼓峰事件に至るまで「記事と寫眞を同時に揭載」てふ夢も實現したのである。

寫眞電信の臨時專用の許否は遞信大臣に於いて決定するため、當初は總て本省に於いて處理し來つたところ、專用地域が全國的に擴大され、其の專用の必要が突發的なる等のため、一々本省處理が漸次不便となつて來たので、昭和十四年三月其の許否を遞信局長限り決定し得ることに改められ、其の許可方針も次の如く改正せられた。

一、名稱　一般公衆通話の用に供すべき政府の電話回線を使用し移動的寫眞電信送信機により寫眞電送を爲す目的を以て一月以內において臨時に專用する寫眞電信は之を臨時專用寫眞電信と稱すること。

二、許可申請　臨時專用寫眞電信の許可を受けんとする者は緊急已むを得ざる場合を除くの外左の期日迄に發信地所轄遞信局長に申請書を提出することを要すること。

(一)　寫眞電送に適すと認められた回線ある區間については專用開始の三日前

(二)　右以外の區間は同じく十五日前

三、專用日時及專用回數　時間は一回に付九分以上で、三分の倍數たることとし、その日時及回數は發信所轄遞信局長に於いて決定すること。

四、市內回線の專用　發信地及受信地における電話局又は郵便局と專用者の寫眞電信機設置場所との間には夫〻市內電話設備線を以て作成する市內回線を使用すること。

五、專用料　臨時專用寫眞電信の專用を分ちて市外回線專用料及市內回線專用料の二種とし、市外回線專用料は晝夜に拘らず專用區間及專用時間に相當する至急通話料と同額、市內回線專用料は專用開始日は一回線毎に十五圓、二日目以後毎專用日一回線毎に五圓であり、發信地所轄遞信局長に於いて毎月分を取纏め翌月二十日迄に通貨で徵收すること。

第八款　寫眞電報規則

寫眞電信の效用は漸次認められ、新聞社及通信社に關する限りは前述の專用寫眞電信により要望を充足し得るが、之を以ては一般の要望を滿すことが出來ない大勢となりつつあつたので、遞信省では昭和四年度豫算に東京大阪間一般公衆用の寫眞電信施設の經費が成立し、其の工事が昭和五年春に竣工した。

之と竝んで、公衆寫眞電信業務を開始すべく諸般の準備が進められ、先づ寫眞電信業務の準繩たるべき省令の立案に著手し、昭和五年八月八日寫眞電報規則の名稱の下に公布、八月二十一日より實施のこととなつたが、其の規則には凡そ次の如き事項が規定された。

一、寫眞電報規則は電報規則とは對立的省令なりとして、寫眞電報に關する限り總て本規則によること。

二、寫眞電報として取扱ふものは寫眞はもとより、繪畫、文字、記號、符號その他の形象で寫眞電信機により再現せしめ得るものなること。

三、形象の大さは十七糎と二十三糎の長方形を超えぬこととし、之れを甲號、甲號の半分を乙號と稱すること。

四、寫眞電報料は甲號八圓乙號五圓なること。

五、寫眞電報の特殊取扱は左の通りなること。

(一)　至急寫眞電報　至急の取扱を要する寫眞電報で、この電報を差出すときは賴信紙名宛欄に（至急）と記載し、寫眞電報料のほか之と同額の至急料を納付せねばならない。至急寫眞電報は取扱時間に拘らず取扱ふ。

(二)　同報寫眞電報　同一配達區域内に在る二人以上の受信人に宛てた形象同一の寫眞電報で、この電報は賴信紙名宛欄に配達すべき通數を記載し次に各受取人の居所氏名を列記した一通を差出せば足り、料金は一通に寫眞電報料、他の各通に同報寫眞料（甲二圓、乙一圓五十錢）を納付せねばならない。

(三)　特使配達電報　寫眞電報を取扱ふ電信官署の直配達區域外に特使を以て配達を要する寫眞電報で、これを差出すときは、賴信紙名宛欄に（特使配達）と記載し、一通に付三十錢の特使配達料を納付せねばならない。

四)　送信後返還　寫眞電報は寫眞、繪畫等貴重なるものも少くないので、發信人の中には送信後に返還を希望する向もあるとして、これを賴信の際請求し置き、無料でこれに應ずる途を設けた。

(五)　複寫　一般電報の正寫に相當する制度として發受信人は差出又は受取の日から三日間、寫眞電報の複寫を請求出來ることとし、その料金は甲一圓乙六十錢。

これより先、寫眞電信業務の運營には、特殊の技能を要するところから、之に從事する吏員をして實習せしむる必要を認め、昭和五年四月三十日から二週間寫眞業務運用實習會を開催し、東京及大阪兩中央電信局及所轄遞信局より

昭和五年八月二十一日　（木曜日）

寫眞電報

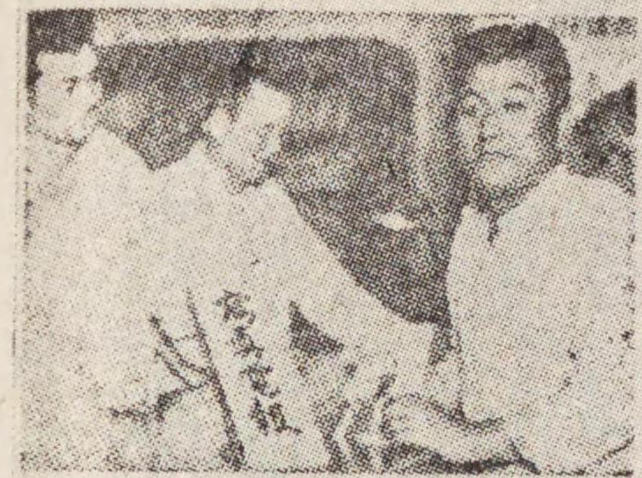

今曉零時一分から
大人氣の申し込み
一番は本社岡副社長から……
本山社長へのメッセーヂ

遞信省の東京大阪間の一般公衆用の寫眞電報開始は廿一日午前零時一分を以て開始された公衆用としては初めての試みのことゝて非常な興味を呼び起し開設祝賀會のあつた廿日の夕方頃から各方面から續々と問合せや申し込みが殺到するといふ好景氣、中央電信局の受付には「寫眞電報」の眞新しい木札がかゝり、この人氣を見越して內海、松宮兩主事外七八名の係員が受付に頑張り特に大阪からの電送配達のために配達人を四名廿日夜から徹夜させるなどてんてこ舞ひの有樣である、斯くて午前零時一分になるや電送係の與、有賀兩技手が主任となりいの一番に本社本山社長あての岡副社長のメッセーヂを電送し次でテレビジョン・ファンの一番乘りとして前夜十時頃から代人を窓口に頑張らしてゐた松竹樂劇部の女優飛鳥明子さんの舞台姿を大阪道頓堀千葉吉造氏あてに送つたのを初め總計十三枚が續々と電送された（カット寫眞は今曉零時の中央電信局の一番寫眞電報受付口、その前に立つてゐるのは飛鳥明子の寫眞電送を頼みに來た松竹の人）

十九名を東京に召集して、寫眞電報の原理及各方式の概要、寫眞の理論及技術、寫眞電信機の運用及調整、寫眞電信關係法令等に就いて實習を行つた。

斯くして業務開始の準備全く成つたので、寫眞電報の利用を促進するため、業務開始の前日たる八月二十日午前九時から寫眞電報利用關係者を東京中央電信局に招待して寫眞電信開設祝賀會を開催した。全國の各新聞紙は當日の模樣を大々的に報道した。

翌二十一日の寫眞電信業務開始當日の利用狀況は極めて活況を呈し、殊に大阪に於ける受付狀況は發信番號第一號爭ひで前日の夜半から詰めかける者さへあつた。當時の狀況を新聞紙に出たまま左に掲げよう。

堂島川にうつる中央電信局の窓、窓、窓、わが國通信史上に特記さるべき「寫眞電報」一般取扱の開始される二十一日午前零時に間近いころである。思ひなしか窓にもる電燈の光。あか〱と彩らふ人の姿にも忙しさが讀まれる。局の表ドアを排して驚いた。スピード時代の感激は局內一パイに擴がり、われこそ寫眞電報依頼のトップを切らう否切らずばやまずと固唾をのんで腕を扼するもの、肩そびやかすもの、およそ十數名、ときめく胸をいだいて待つほどに、係員も異常の緊張味を眉宇の間に漂はしポケットの時計を出したり入れたり大時計の長針がカタリ！　カタリ！　移動するのを熱心に見詰めてゐる。普通取扱開始時刻は二十一日の午前六時といふことであるが時間外至急報で出せば午前零時から受付ける、アメリカで開始した時ニューヨークの靴屋が各地に第一便を送つて喝采を博した例を見ならつて、時代の尖端をゆく寫眞電報の第一信を爭ふ勇士の面々に誰かゐる。おゝ河合ダンスがゐる。オリエンタル寫眞工業會社がゐる、カフェー美人座がゐる、イヤもう物凄いのなんのつて……一方階上の機械室には渡邊局長三井通信課長以下諸員が詰めかけ、自信ある技術員はうれしさうにニコリ〱、かくして記念すべき時は來た！　正に二十一日午前零時！　凄まじい旋風が受付に卷き起つた。賴信紙を高く

さしあげた手、手、手、それはまるで風車のやうにかざられ「ワァ〳〵」といふときの聲、この勇ましい 先陣爭ひの只中に本社員は、わが社から小泉遞相にあてた「寫眞電報の開設を祝す」の寫眞電報を委託した。局では送信機を働かせ依頼寫眞の點から線、線の集合と見る間に寫眞の一部が東京へ東京へと飛んでゆく、かくて今曉一時までに十一枚の第一日至急寫眞電報を受付け三井通信課長指揮の下にNE式二番線ケーブルで午前零時二十五分から送信を始めたが一方東京からの受付は午前一時には完全に大阪市内に配達された。

其の後は左程利用の增加を見なかつたので、一層利用の促進、殊に一般の公衆が多數利用するためには、甲號及乙號には大さに於いても料金に於いても適當でないと考へられて來たので、翌昭和六年四月一日からは甲號の三分の一の丙號を制定し、その寫眞電報料を三圓、至急料も三圓、同報寫眞料は一圓、複寫料は四十錢、特使配達料は三十錢と定められた。之に依つて逐年漸く利用の增加を見たが、豫期するところには未だ遠いので、更に昭和九年二月一日から手札型の丁號寫眞電報を新設して「一圓電報」の別名の下に果然利用を增大するに至つた。卽ち從來動もすれば、新聞通信社の寫眞ニュースの代名詞の如き感あつた寫眞電報も、茲に全く面目を一新し、獨自の通信價値と利用分野を劃し、寫眞電報の九割以上が一般公衆に依り利用せられるまでに改善された。尤も丁號は料金一圓で、他の寫眞電報に比較して低額にしたことも、其の利用增の原因の一であらうが、之は陽畫受信を實施した關係で經費の節減を圖り得たからであり、從つて丁號は同報寫眞及復寫の請求には應じられない。

寫眞電報の取扱局は、最初遞信省告示を以て東京大阪兩中央電信局に限られたが、賴信の普遍化を圖るためには、受付局を擴張する必要を認め、昭和六年四月一日右告示を改めて東京及大阪兩市內の電報受付を取扱ふ一、二等局にまで擴張すると同時に、寫眞電報規則も改めて、何れの地からも郵便によりこれらの受付局へ賴信し得ることとし、新聞電報取扱の認可を受けた者に對しては寫眞電報の短期豫約制度を設け、其の取扱期間、料金其の他の條件等は其の都度別に告示することとした。又昭和九年二月の寫眞電報規則改正に當つては、差出通數を制限する旨を規定した。卽ち突發事件發生等に際し關係寫眞電報が一時に殺到し、限りある寫眞電信設備の收容し得ないのを奇貨として賴信者中には故意に多數の寫眞電報を差出し、他の者の賴信を妨害せんとするが如き擧措に出るものあるやに認められたので、かかる場合必要に應じて一人が一時に差出す通數を制限し、又はその差出方法に關し指示し得ることとして通信機關利用の衡平を圖ることとなつた。其の後一般電報に對し、通貨納付を認むることとなつたので、昭和十一年九月省令第三十三號を以て、寫眞電報に關する料金を通貨を以て納付し得ることとした。

寫眞電報の直配達區域は昭和五年八月告示第千九百十九號を以て東京及大阪兩中央電信局の一般電報直配達區域を列擧したが、東京中央電信局の電報配達事務開始其の他に關聯する受持區域の變更により、昭和八年十一月及同九年九月の二回に亙つて改正せられ、其の後、兩中央電信局と市內局との間に施設の氣送管を利用することによつて寫眞電報を送受し得ることとなつたので、昭和十年三月二十一日より、かかる氣送連絡局配達の寫眞電報も亦直配達區域に著するものとして取扱ふため、遞信省告示第五百九十七號により、直配達區域を次の如く改めた。

東京市　日本橋區、本郷區、本所區、神田區、牛迄區、深川區、麹町區、赤坂區、淺草區、京橋區、下谷區、大阪市　西區、此花區（上福島南及大阪中央卸賣市場內に限る）、北區、東區

寫眞電報の配達に就いては、當初遞信省告示を以て、東京及大阪兩市內を寫眞電報の配達區域とし、東京大阪兩中

央電信局の直配達區域外に宛てた寫眞電報で特使配達料を納付しないものは無料普通郵便で配達することとしたため、其の宛先が局限され、其の所要時間を多く要した。そこで、昭和六年四月からは、何れの地へも宛て得ることに改めると同時に速達郵便による配達の途を拓き、之を望む者は賴信紙名宛欄に（速達郵便）と記載し、速達郵便規則による速達取扱料（同一郵便區市內宛六錢、其の他十二錢）を納付せねばならぬこととした。其の後昭和八年六月速達郵便料の改正により、總て八錢均一に改められたが、昭和十一年九月には速達郵便取扱區域の擴張に伴ひ、更に配達のスピードアップを圖るため、寫眞電報の直配達區域外に配達を要するものは、特使配達でない限り、速達郵便取扱地域に宛てたものに對し、總て無料速達郵便を以て配達し、速達取扱をなさぬ地域に宛てたもののみが無料普通郵便による　ことととなつた。次で昭和十二年八月十六日から速達郵便を全國的に施行せられるのに伴ひ、同月十二日省令第五十八號を以て郵便區市內に宛てた寫眞電報は、全國何れの地でも無料速達郵便により配達することに擴張された。

寫眞電報を可及的廣範圍に有效に利用するために航空郵便線路が漸次擴張せられて來たのに伴ひ、航空郵便を利用し得る途を設けることとなり、昭和九年一月省令を改正して、寫眞電報の著信局から航空郵便による配達を要するものは、差出の際賴信紙の名宛欄に（航空）と記載し、航空取扱料を納付することとした。其の料金は內地又は臺灣に宛てたものは甲號三十六錢、乙號以下十八錢、朝鮮又は大連に宛てたものは甲號六十六錢、乙號以下三十三錢、奉天又は新京に宛てたものは甲號七十六錢、乙號以下三十八錢である。尙大連及旅順市內に宛てた寫眞電報で、航空取扱と同市內の速達配達とを望む者には（航空速達）の取扱を開始し、航空取扱料の外八錢を納付すればよいこととしたが、之は同年四月速達料を要せぬことに改められた。越えて昭和十年十月內地臺灣間に航空郵便が開始せられたので、其の料金も朝鮮と同額に引上げられ、又昭和十二年四月一日から郵便料の値上により、甲號の航空取扱料を二錢宛、乙號以下を一錢宛値上げした。更に同年八月十六日から全國に速達郵便實施せられ、內地相互間の航空取扱は總て速達取扱に變更され、同時に樺太及南洋群島に宛つるものに對し航空取扱を開始し、其の料金を甲號十六錢、乙號以下十二錢に定められた。然し之はいづれも內地のみ航空機を利用するものであつたので、昭和十四年四月一日から內地南洋群島間に定期航空郵便線路が開設せられたのに伴ひ、寫眞電報の航空取扱料を臺灣同樣に改正を見た。又之より先、昭和十二年十二月一日から南滿洲鐵道附屬地の行政權を滿洲國に移讓するに伴ひ、外國郵送は國際電氣通信條約の禁ずるところなるに鑑み、寫眞電報の航空取扱が廣く關東局管內に及んでるたのを改めて關東州に限定した。

寫眞電報はフィルム受信したものを印畫紙に燒付けて配達することとしてるたが、新聞社等は一刻も早く寫眞を手に入れることを希望し、且つフィルムで配達を受けた方が燒增に便利との理由で、フィルムの儘配達を要望して來たので、昭和六年三月丙號寫眞電報制定の際之を制度化した。尤も此の方法はその後に設けられた丁號には認められなかつた。

第九款　慶弔電報規則

新年を祝賀することは日本古來の美風であるが、遠隔地相互間の祝賀通信のために、明治三十三年から年賀郵便の特別取扱が制度化せられた。之が刺戟となつて、年賀電報の特別制度開設が叫ばれるに至り、明治三十五年には、臺

灣の通信局から遞信省に提議せられたが、遞信省に於いて調査研究を進めつつある間に日露戰爭勃發して其の儘となり、降つて大正五年には關東廳遞信局からも提案があつたが、當時世界大戰の餘波を受けて、日本電信界の混亂時代と謂はれた程の繁忙時代であつたため、之亦時期尚早で具體化するに至らなかつた。然も明治四十一年、遞信省に率先して取扱を開始した臺灣の年賀電報も數年間は相當の成績を擧げたのみで、大正八年遂に廢止する有樣であつた。然るに昭和元年十二月からは、クリスマス及新年祝賀の特別外國電報の取扱を、又同八年十二月からは、米國ＲＣＡ通信會社海岸局の媒介による本邦船舶局と歐米各地との間に、例文本文のクリスマス及新年祝賀の外國無線電報の取扱を開始した。其の頃から我國でも新年祝賀の內國電報制度の創設が提唱されるに至り、偶〻昭和九年通信特別會計の實施に伴ひ、收入の增加、サービス改善の一法として年賀電報の新設が部內的に唱道せられ、滿洲事變以來電報の通數は漸增しつつあつたとはいへ、此の新制度を容るる餘地を存してるたので、昭和九年も師走に入つた其の第一日年賀電報規則の新省令が公布された。當時各新聞紙は「新春をもたらす綺麗な電報」、「電報でオメデトウ」、「來年の正月から舞込む年賀電報」等々の大見出しの下に、之れを報道し、昭和十年元旦を以て「年賀電報」が誕生した。年賀電報規則は本文十箇條と附錄文例十箇から成る極めて簡單なもので、元來年賀電報と謂ふも、電報の一種に外ないから、電報規則と本規則とは勿論一般法特別法の關係に立つものであるが、立法の明確性を尊重する意味から、特に之を對立的なものとして規定せられた。今規則の內容を略述すれば次の通りである。

一、年賀電報は內國和文私報に限り、その本文は附錄の文例中から選定した新年祝賀文より成るもの又は之に發信人名を附記したものなること。

二、年賀電報はその本文を番號を以て傳送するため、その料金は字數に拘らず、十五字に相當する私報の料金額なること。

三、年賀電報は取扱の單純化を圖る目的から、同文以外の特殊取扱を爲さないこと。

四、年賀電報を差出すときは、一般頼信紙の郵便切手欄に「年賀電報」と記載し、又本文の祝賀文は文例の番號を以て記載すること。

五、年賀電報は每年十二月三十日から翌年一月六日までに差出すこと。

六、年賀電報の送達順位は一般私報と同順位なること。

七、年賀電報は特殊の意匠を施した送達紙を用ひて配達する。その關係上電線託送に依る送達を認められないこと。

八、其の他に關しては電報規則の規定を準用すること。

年賀電報第一年の好成績に鑑み、昭和十一年年頭の利用に備へて、昭和十年十一月省令第三十九號を以て年賀電報規則を改正した。卽ち取扱範圍を南洋群島及艦船との間にも及ぼし、祝賀文例の番號は略號に改めて船客向のものを追加し、受付開始を十二月二十五日に繰上げると同時に料金中小笠原島發著のものを內地相互間のものに包含し、艦船發著のものを電報料八十錢(託送發受所發五十五錢)、同文料四十五錢(託送發受所發三十錢)に特定した。

昭和十一年の年賀電報發信は三十餘萬通で、第一年に比し實に十一割餘の激增振りであつたし、他面結婚、榮轉、入學、弔慰等の慶弔儀禮に關する電報は總數の七分四厘に相當する多數に上る等の事實に基いて、之を慶弔電報なる特別取扱をなすことの有意義なところから、昭和十一年十月遞信省令第五十二號を以て新たに慶弔電報規則が公布されて、十二月一日から實施した。同時に年賀電報規則は廢止となつた。慶弔電報規則は全文僅かに九箇條であるが、凡そ次の如き事項に就いて規定してる。

第四章　電信法令

一、慶弔電報は內國和文有無線電報に限ること。
二、慶弔電報はその內容から分類して慶祝電報と弔慰電報とし、慶祝電報は年賀電報と其の他の慶祝電報とに細分したること
三、慶弔電報は例文電報のほかに任意文電報をも認めたること。
四、慶弔電報の料金は例文電報については、年賀電報規則によつて定められたものと同額であり、任意文電報については字數に應じ一般私報の料金と同額とせられたこと。
五、慶弔電報の特殊取扱は同文のほか時間外及別使配達にも及ぼしたばかりでなく配達時刻指定の制度を認め、一定の時刻において配達を要する電報には「ムホ」と指定しその時刻を附記せしむることとした。即ち慶弔に關する儀式典禮は通例一定の時刻において行はれるので、丁度その時刻に配達し、電報の效用を最大限度にまで發揮しやうとするためである。
六、慶弔電報の發信人は、賴信紙郵便切手欄に、慶祝電報に就ては「祝」、弔慰電報に就ては「弔」、年賀電報に就ては「年賀」と記載すること。
七、例文電報の本文は慶祝文、弔慰文、年賀文に代へて、これに相當する略號又は番號を記載することを要し、本文末尾に記載する發信人名は十五字以內に限定せられたこと。
八、慶弔電報は總て特殊送達紙を用ひて配達すること。
九、慶弔電報は原則として隨時差出し得るのであるが、年賀電報はその性質上特定時期に限られるので、毎年十二月二十日より三十一日迄に差出されたものは一月一日に受付けたものと看做し、その朝配達せられるのであり、年賀電報用の特殊送達紙を特に調製したときは大體一月六日までに發信の分に對して、これを使用すること。
十、慶弔電報の例文電報に使用する文例は別に告示することに定められたこと。
慶弔電報規則の第一回改正は昭和十二年六月で、之は無線電信の利用によつて艦船との間には夙くより發著してるたが、近時航空路の發達によつて、航空機との間にも慶弔電報の發著を要望する向があるので、艦船同樣の料金其の他の條件の下に、之を取扱ふこととなつた。

慶弔電報規則の公布と同時に遞信省告示第二千七百七號を以て、慶弔電報の例文電報に用ふべき文例が公布された。慶祝文例として出產、入學、合格、卒業、結婚、榮轉、榮進、入選、入賞、當選、優勝、成功、安著、歸朝、壽賀、會合、落成、開業、入營、凱旋、共通の二十一種に對し二十八箇、弔慰文例として五箇、年賀文例として十五箇の文例を掲げ、慶祝文例は「イ」より「ク」までの略號、年賀文例は「エ」より「ン」までの略號、弔慰文例は一から五までの番號がそれぞれ充當せられた。其の後昭和十二年九月及昭和十三年四月の二回に亙り、文例が追加されたが、それは支那事變の勃發により出征する將兵に對し慶祝、激勵するものや護國の英靈となつた將卒に對し敬弔の意を表するもの等であつた。

第十款　防空通信規則

近代航空機の躍進的發達によつて、近代戰の攻擊的偉力は極端に增大されたが、其の反面敵航空機の空襲を防禦することの必要度は日一日と加へられてゐる。「防空」が最初の軍事訓練から國民訓練にまで擴大され、遂に昭和十二年には防空法の實施を見るに至つた。防空實施上に於ける電氣通信機關の演ずる役割は多言を要せぬが、就中防空戰鬪部隊の用兵作戰上の通信、一般防空機關の指揮連絡通信、敵機來襲の情報、防空警報の傳達の如きは防空實施上の必須要素で防空通信の遲速は防空目的達成の成否に關すると謂はねばならない。斯くの如く防空實施上の電氣通信機關

の重要性を稽へるとき、電氣通信主管廳たる遞信省としては、その有する機關を擧げて、積極的に防空に參加協力することが當然なので、豫てから各地に行はれ來つた防空演習に際して、例へば通信の優先無料取扱、電信電話線の貸與等に關し、事實上協力支援してゐたのである。

然るに支那事變の勃發による實際上の要請と、防空法實施の要請とにより、遞信省としての防空に對する自主的且つ積極的協力範圍を明確ならしむるため、防空通信に關する制度を確立し、其の取扱を全國的に統一して防空通信の一層迅速圓滑なる疏通を期する目的の下に、昭和十三年一月遞信省令第九號を以て防空通信規則が公布され、同年二月十日から實施せられた。

防空通信規則は十六箇條から成る簡單なるものであるが、其の規定範圍は有無線電信電話の一切に亙る防空通信に及んでゐる。從來の電氣通信法規は私設電氣通信施設と官廳用電氣通信施設とは原則として各別箇の省令を以て規定し、又有線通信施設と無線通信施設とに就いても若干の例外を除いては同樣であり、更に電信と電話に關する規定に就いても同樣であり、又公衆通信機關の利用卽ち電報及通話の取扱に關する規定と專用電氣通信施設に對する負擔、制限等に關する規定に就いても夫々單獨省令に依るを原則としてゐるが、防空通信の迅速、確實且つ圓滑なる疏通のためには、凡ゆる電氣通信機關の動員利用が必要であり、之等を渾然一體とした有機的通信網を形成し之を運用することが絕對に必要であつて、公衆通信施設たると專用通信施設たるとを論ぜず、又有線施設たると無線施設たるとを問はず、各其の必要に應じ常に之等を綜合的に且つ有機的に活用し、最高度の機能を發揮させねばならないので、防空通信規則は此の目的達成のため及關係規定の散在を避けて立法の簡略を圖るため從來の法系を綜合し、必要なる基本的事項を一括規定したのであつて、此の意味からするときは、觀念的にはかかる廣汎なる綜合的立法は、此の省令を以て最初のものと謂ふことが出來る。

此の結果本規則の領域は、電報規則、無線電報規則、外國電報規則、外國無線電報規則、電話通話規則、船舶無線電話通話規則、外地電話通話規則、日滿電話通話規則、國際電話通話規則、市內專用電話規則、市外電話回線專用に關する省令、私設電信規則、私設無線電信規則、私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則、官廳用電信電話規程、官廳用無線電信無線電話規則等の一般法に跨り、これら各法規に對し特別法たるの地位に在り、從つて事防空に關する限り本規則が優先適用せられる。其の他本規則の發動は戰時又は事變に限るものなること、及本規則は防空通信の基本大綱を極めて抽象的に定め、運用に當つての彈力性を多分に有たしめたこと等も他に例が少ない。

斯くして防空通信規則は、防空通信の定義を定め、其の種類を警報、情報及指揮連絡法の三種に分ち、取扱の優先順位、料金の減免等の特典を規定し、私設官廳用有無線電信電話に對しては、其の防空通信供用、其の優先取扱、其の設備の變更、使用の制限又は停止にまで及び、最後に防空訓練に際しては、其れに必要なる通信に對して本規則を準用する旨を明かにした。

防空通信規則は、偶々支那事變勃發中に制定公布せられたが故に直に發動し、國防上相當の貢獻をなしてゐるが、その外に昭和十三年二月に於ける關東、東北地方及西部防衞管區の防空訓練に本規則を準用する旨告示せられたのを初めとして、每年各地に行はれる防空訓練に之を繰返してゐる。

第五節　私設、官廳用及軍用電信關係法令

第一款　私設電信規則

電信法の制定と同時に、私設電信の施設手續等が命令の定むる處に讓られたので、明治三十三年九月遞信省令を以て私設電信規則が制定公布され、電信法と同日に施行となつた。其の規定事項凡そ左の通りである。

一、私設電信を施設し又は之を變更せんとする者は遞信大臣に願出て許可を受け、其の工事落成したときは七日以内に、其の旨屆出ること。

二、私設電信を讓渡せんとする者は當事者双方連署の上遞信大臣に願出て許可を受けること。

三、私設電信を相續其の他の原因により繼承し廢止したときは七日以内に屆出ること。

四、私設電信を廢止したときは七日以内に、三十日以内に線路及機器を撤去すること。

五、私設電信の工事については、種々の制限を遵守するのほか、其の施設が他に障害を及ぼし又は危險の虞あるときは改修等を命ずることあること。

六、私設電信の電柱には施設者名及電柱の番號を表記すること。

七、遞信大臣の許可を受けずして、私設電信の施設を變更し若くは讓渡し又は公衆通信の用に供する私設電信を廢止若くは中止した者は二圓以上二十五圓以下の罰金に處し、各種の屆出をしなかつた者は十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處すること。

八、私設電信施設者で、私設電信規則に違反し又は同規則に基いて發する命令を遵守しないときは、私設電信の使用を停止し又は其の許可を取消すことがあること。

九、同一の邸宅内又は構内に施設する私設電信に關しては許可、屆出等を要せぬこと。

十、正午時の通報を受くるため電鈴線を郵便局又は電信局との間に施設せんとするものに關しては私設電信規則の規定を準用し、許可、屆出等を要すること。

私設電信の諸願屆書類は、工事監督上の便宜等の理由から當初地方廳を經由することに定められたが、翌三十四年十一月に至り一等郵便局經由のことに變更され、其の後官制改正に伴ひ、二回の改正を經て遞信局經由に改められた。

私設電信の中鐵道線路に沿ひ停車場相互間に施設するものは遞信大臣の許可を要せず、屆出を以て足りたが、明治四十四年電氣事業法の實施に伴ひ、發電所、變電所相互間等に保安用電話の設備を强制することとなり、之等は、其の目的に徴し、遞信大臣の許可を要せぬことに改め、同年十月一日から實施せられた。

右と同時に私設電信の工事規程も電氣工事規程に一致せしむるため、相當改められ、次で明治四十五年、大正四年、大正八年の三回に亙り補足され、大正十年には電氣工事規程が電氣工作物規程に改正せられ、降つて昭和七年には、電氣事業法及之に基く電氣工作物規程の全面的改正に伴つて、其の年十二月一日から私設電信規則中にも其の工事に關する部分に廣汎なる改正が加へられた。

一方高周波電信の發達と其の私設が增加せんとする傾向になつたので、大正十四年七月私設電信規則中に、之が監

督規定を追加し、電線路に高周波を通じて通信する私設電信に關しては、鐵道事業用たると電氣事業用たるとを問はず、總て許可を要することとし、其の中一萬サイクル以上の高周波を使用するものに對しては私設無線電信と同樣の手續によつて出願することとなつた。其の後私設無線電信規則の改正により、昭和四年及昭和八年の二回に亙り、引用條文の改正が行はれた。

大正九年頃火災報知機の發明によつて、之が施設に關し出願する者があつたので、研究の結果之は街路に電線路を架設して、火災通報のため公衆に開放するものなるが故、其の工事規定等に就いても他に危害を及ぼさざることを要し、通報方法に於いても多分に電信に酷似する點があるとの理由の下に、一般私設電信同樣許可主義によることとした。そこで大正九年十一月私設電信規則を改正して、一般の規定を準用することに定められた。然るに昭和七年に至り行政事務の簡捷が各方面に亙り叫ばれ、許認可事項で公衆用火災報知信號施設は當時既に相當の年所を經て、工事方法は改良に改良を加へられ、他面電信電話に依る通信專掌權の侵害となる懼なきことを確認し得られた關係上、同年十一月に之を事後屆出を以て足ることに改められた。

電信法により電報送受のため私設する電信で、連接郵便局又は電信局内に施設する部分の引込及裝置工事と其の維持は私設者に委せて置く譯には行かないので、遞信省自ら之を執行することに私設電信規則に定め、且つ私設者は遞信省の指示するところによつて設備に必要なる物件を供給し、其の工事費を支拂ひ且つ維持に要する料金を納付することとなつた。其の維持料の金額及其の納付手續は、明治三十三年九月省令第四十八號を以て公布せられた。

本省令は、其の後二十數年間改正を見なかつたが、昭和時代に入つて、漸次ケーブル使用が擴まり、電報送受のため又は正午時通報のための私設架空電線を局舍に引込むに當つて、之等の局舍に特殊の工事を施すことを要し、局舍の美觀を損ふこと甚しいので、昭和三年九月之を救濟するため、電線路として遞信省の地下ケーブル心線を使用せしむることとし、其の使用料を一條百メートル迄毎に年額一圓四十錢と定め、其の納付手續を機械の維持料と同樣の方法としたが、昭和七年十一月地下ケーブルを架空又は地下ケーブルと改め以て私設者の便に供した。

其の後電報送受のため電信官署の間に氣送管を施設したい旨申出た新聞社があつたが、別段私設規定もないので、昭和七年十一月私設電信規則を改正し、豫め許可を受けしめることとすると同時に、此のため電信官署内に設備する氣送管の部分及之に附屬の信號施設は遞信省に於いて裝置し維持することとしたが、之と同時に納付手續を改め、其の維持料を實費に依ることに定められた。

昭和十三年に至り、國産和文印刷電信機の完成に影響されて、電報送受のための私設電信として印刷電信機の施設方を申請するものも出て來たが、其の維持料は相當高額に上り、納付手續に定むる年額百六十圓を遙かに超過することとなるところから、從來の維持料をモールス電信機に關するものとし、印刷電信機に對しては實費に依ることに改め、昭和十三年十月十六日から實施せられた。

第二款　官廳用及軍用電信關係法令

電信法制定に當つて、官廳用の電信電話に關しては、電信法の範疇から除外し、明治三十三年八月勅令第三百五十六號を以て、別に規定するところがあつた。卽ち官廳が事務を執行するため電信電話を施設せんとするときは、遞信

大臣の定むる規程に依ることを要することとし、此の勅令に基き、同年九月遞信省令第五十一號を以て官廳用電信電話規程が公布せられ、其の施設範圍を官廳が一構内に施設するもの、警察事務及刑事訴訟事務の專用に供するため施設するもの、鐵道、軌道其の他電信電話の專用を必要とする事業のため施設するもの、電報送受の目的を以て郵便局又は電信局との間に施設するもの等に限定し、之等に私設電信規則及其の維持料金納付手續を準用し、事前申請を經ることを原則とすることになつた。其の後私設電信規則の改正に卽應して、屢次改正が行はれた。

官廳用電信電話中、陸海軍用の電信電話に就いては、夙くも明治二十七年六月法律第五號を以て公布せられたる軍用電信法により、陸海軍大臣の管理下に置かれて、全く別法系を形成してゐたため、電信法制定に當つても、之除外し、官廳用電信電話に關する勅令中に之を包含しなかつた。蓋し軍の用兵作戰上、電氣通信の必要なることは、一般官廳事務の比でなく、其の迅速さを要望する度合に於いても甚だ高度なるものがあるのと、其の軍機に屬する部分も少くない等が其の理由となつてゐる。今軍用電信法の規定内容を見るに、先づ軍用電信の定義を「電氣機械ヲ以テ軍事ニ關スル通信ヲ爲スモノ」とし、之を要塞、衞戍、軍港、要港、海軍望樓、監視哨所其の他局地の防禦に必要なる地點及其の各地間通信のため建設する固定軍用電信と、事變又は演習に際し臨時必要のある各地に建設する遊動軍用電信とに分ち、固定軍用電信の建設には電信線電話線建設條例の特權を、又遊動軍用電信には徽發令の規定を準用し、其の他通信障碍、電報棄匿、送達延滯及通信秘密侵害に關する罰則をも定めてゐる。

而して軍用電信法は、四十餘年の長き年月を經過したが、其の間電氣通信界には長足の進歩が見られ、殊に軍事目的に必須の無線電信電話の如きは、軍用電信法制定當時には豫想もせられなかつたため、軍事目的に供する無線電信電話の施設には、軍用電信法の適用がなく、從つて之を官廳用の無線電信電話として遞信大臣の定むる規定に依らしむるか又は單なる兵器の處理すべき場所として處理すべきものなりとの說さへ生じ、又軍用電信の施設場所が地上に限定せられてゐるため、軍艦、軍用飛行機等軍用無線電信電話の施設を最も必要とするものに、官廳用施設としては兎も角、陸海軍大臣の管理する軍用無線電信施設としては、之をなし得ざるかの疑問も生ずるに至り、其の罰則にも疑義を生じ、建設上の特權にも改正の必要が發生するに至つた。之等に關しては遞信、軍部兩當局者の適切なる法の運用により、辛うじて大なる支障を見ずして處理し來つたので、最早この儘持續することの不合理なるを認め、昭和九年、第六十五回議會の協贊を經て、同年三月法律第三十九號を以て名稱も軍用電氣通信法と改めて公布され、同年十一月一日より內地、朝鮮、臺灣及樺太に施行せられ、同時に軍用電信法は廢止せられた。新軍用電氣通信法によれば、其の適用範圍を軍用の電信、電話、無線電信及無線電話竝に高周波電流を使用し通報信號をなすもので要塞、軍港其の他軍事上特に必要なる場所に施設するものなることを明確ならしめ、固定軍用電信と遊動軍用電信との區別を廢し、電氣事業者の電線路に軍用電氣通信路を添架し得る場合を明確ならしめ、建設上の特權を直接規定し電信線電話線建設條例及徽發令の準用を廢するとともに、其の特權の行使方法を現時の狀勢に適合せしめ、刑罰規定は電信條例及舊刑法の準用を廢して、之を別に規定して疑義を避けるとともに、其の取締を嚴重ならしめたことが主要なる改正事項である。

第五章　電信機械

第一節　電信技術の變遷と發達梗概

人類文化の發達史上遠距離通信が其の重要なる役割を演じたことは周知のことであるが、其の通信速度は宇宙間に存在する最高速度たる光の速度を理想として、之れに達すべく凡ゆる手段が研究され利用せられた。

原始的の光信號として烽火が使用せられてから十九世紀初めのセマフオア（Semaphore Telegraph）に至るまで通信方法として信號を如何にして速達するかに就いて種々な研究が續けられたが、常により高速度化へ、より遠距離化へと進展し、電氣の傳導が光の速度と同樣なるを發見するや、之を幾多の科學者が通信に應用せんとした。斯くて電氣科學の研究は電信の研究に始まり、電信の手段に用ひられたる裝置の應用が今日の電氣工學の基礎をなしたのである。

今日の宇宙線は百年後の世界にどんな革命を與へる萌芽であるかも知れないと同樣、今では百年前の電信は確定的に今日の電氣文化の萌芽であつたことを知るのである。

電信技術の研究は電信の根本原理である電氣により、符號又は文字を遠隔の地に傳へ、以て意思の傳達を行ふために必要な

一　通信の目的に適應する電氣的勢力を傳達すべき通信路

一　文字又は符號を前項電氣的勢力に變換送出せしむる送信裝置

一　傳送せられたる電氣的勢力を再び送信の文字又は符號に復せしめる受信裝置

に對する綜合的研究である。而して是等三要素の内一つでも滿足せざれば電氣通信の目的は達せられないのである。

最初の研究は摩擦電氣を利用せんとする著想から出發し、多くの苦心が拂はれた。摩擦電氣を傳送する通路として文字の數丈の電線が使用され、受信機械には靜電氣で感應する金箔檢電器を用ゆる等相當進んだ研究が行はれたが、これらの研究は通信路に種々困難あり遂に實用の域に入らずに終つた。

其の後電流の磁氣作用の發見により檢電器は檢流計に變り、電線も文字が符號化されるに及んで其の數を減少した。更に一八三八年スタインハイル Steinhil の大地の導電性の發見や、モールス Morse の短點と長點の組合せに成る所謂モールス符號、及其の符號を電磁石の應用で紙テープ上に印字記錄する印字機の發明等により、電信通信も漸く實驗の域を脫し實用さるるやうになつた。

今日電氣通信に重大な影響を有する地磁氣を觀測するため、自ら電信機を發明し、之を觀測に利用したガウス Gauss 及ウエバー Weber の兩學者の事績は電信史上に特筆すべきである。併しながら實用的價値ある電信機を創造した彼モールスの發明は、實に電信工學發達の基礎であり、今日の電信事業の進歩を促した劃期的推進力であつた。

我國に於ける電信通信には今尙此のモールス符號が盛に利用され、全通信法の七八%を占めてゐる狀況で、電信通信の理想たる印刷電信化への完成迄にはまだ相當の期間を要することと思はれる。

其の後裝置簡單にして通信速度大なる音響通信法が發明され、漸次改良を加へ手送り電信は音響通信法に轉換された。

音響通信法は明治三十五年頃から本格的に其の工事を開始し、昭和五年に至り殆ど完成した。而して現在印字モールス機は自動通信の一部と、少數の手送歐文電報の如き、特種通信のみに僅かに殘されてゐるに過ぎない狀況である。

電信の實用化さるるや、漸次其の利用者を增加し社會一般に普及するに至り通信量の增大を來し、通信速度を高むる必要から手送電信は漸次自動化さるるやうになつた。

電信の自働化は明治十五年早くも、東京大阪間に於いて、ホヰートストン自働電信機を用ひて實現され、其の通信に成功してゐる。

通信速度增大の研究と併行し、他面通信路數の增加卽ち通信容量の增加に對する研究も進められてゐた。

創始時代の技術に於いては通信路の增加は卽電線數の增加に依るの外解決の途がなかつた。而して電信事業の發達は漸次多數の電線を要求するに至つたが、この電線路の建設には莫大なる經費を要するので、經濟的で然かも安全なる電線路を建設することは、當時の技術者にとつて重大なる關心事であり、專ら此の方面に苦心が拂はれたのである。

斯くの如く線路を經濟的に利用せんとする研究の結果、一條の電線を以て同時に送受の出來る二重通信や、更に之を重疊した四重通信の考案が生れ電信技術界に著しき貢獻をなした。

然し電信技術の異常な進歩は到底二重或は四重通信法の如き通信法に滿足せず、遂にボドーの同期的印刷電信法に端緒を得て多重通信法の發達を促し、茲に於いて從來の技術たる一線一機の方式は、漸次一線多機の方式に轉換せらるるに至つた。

其の後長距離電話線路技術の發達に伴ひ、線路の經濟的運用の見地から、電信電話共用を目標として電話技術を電信に應用せられる情勢となり、眞空管の應用、優秀な發電機や濾波器の出現に依つて、各種周波數の交流の發生、變調又は分離、增幅等高遠な技術上の諸問題が次々と解決されるに及んで、交流電信法に幾多の新機軸を案出するに至り、電線路も漸次裸線より安定度高きケーブル線路に變へらるるやうになつた。

交流電流は傳送回路の技術的條件の許す範圍に於いて、數多の周波數を有するものが傳送され選擇され、然かもそれぞれの周波數が、各〻異つた通信路を構成するのであるから多重の目的が達せられるわけで、搬送式多重電信法卽ち之である。

この搬送式多重電信法は我國に於いても夙に之が研究に著手し、大正十一年（一九二二年）既に四通信路のものを試作して實驗の緖に就くまでに進んだが偶〻大震災の厄に遭ひ、遂に實現を見るに至らなかつた。其の後、更に研究を重ね大正十四年五月京濱間の裝荷ケーブル電話線に、又同十五年九月に名古屋大阪間長距離電話ケーブルに於いてシーメン・ハルスケ式の實驗をなし、送受各六通信路を得られ、其の往復二通信路を名古屋中繼盤を經て東京に延長し、東京大阪間にモルクラム複二重印刷電信機を動作せしめ、各通信路共一分間四十五語の通信速度を得た。然し搬送式の

多重通信としてその眞價を發揮せしめたるは、昭和三年、青森函館間約六〇浬の四心入海底電信線を利用した八通信路の採用を以て其の端緒とする。この搬送機は遞信省の設計であつて、沖電氣株式會社製造に係り、搬送電流として四五〇サイクルより一、七一〇サイクルに至る間の八種の異なる周波數を有する交流を送り、八通信路にそれぞれ之を選擇して通信するものである。これが完成により新しく津輕海峽に海底線を布設せずとも八回線の重要なる電信回線が得られたわけである。

當時この八通信路の電信裝置に於いては各通信路の搬送電流は、それぞれ別々の眞空管發振器により發生せしめられたが、其の後多周波交流發電機の出現に依つて之に置換へられたる外、新技術の應用によつて漸次各部に改善が加へられ、裝置全體として著しく小型になり經濟的に設備さるるやうになつた。

茲に示す寫眞は最初青函間に使用せられた八通信路のものと、現在使用されて居る十二通信路のものとであつて、兩者を比較して見ると現在のものは通信路に於いて四通信路增加しるるに拘らず、其の大きさに於いては却つて前者の三分の二以下に縮小されてゐる。此の一事より見るも技術の進歩の跡が明らかに窺はれる。

將來無裝荷ケーブル線路網計畫の實施に伴ひ、傳送周波數帶域を有效に利用し、現在の十二通信路から十八通信路へ、更に位相辨別に依る通信路倍化方式採用への飛躍的研究が續けられてゐる。この研究の內には多周波交流發電機、濾波器、繼電器等、多重電信技術に最も重要なる諸問題を含んでゐるので、將來の研究に多くの課題が殘されてゐる。

本邦に於ける音聲周波多重電信端局裝置（主として十二通信路）の年度別施設數を擧ぐれば次の通りである。

年度別	局數	裝置數
昭和九年度	三	八
十年度	六	八
十一年度	一	一
十二年度	七	一一
十三年度	六	一二
十三年度末現在數	二二	三九

我國電信網の整備擴張を圖るため、この搬送電信を通信路建設の根幹となす方針の下に、昭和十二年度以降五箇年繼續事業として、本邦に於ける電信回線構成の根本的計畫案が樹立せられ、將來に於ける電信事業の動向を明かにされた。然るに偶〻支那事變勃發するや、時局の急迫に卽應するため國防及軍事的計畫に伴ふ重要施設の急施に迫られ、一般擴張に對する經費は大削減を加へられたので、前述電信整備五箇年計畫も自然後年度に繰延べらるるの止むなきに至つた。然れ共回線整備の目標は電話と同樣に回線構成の理想的帶域制の軌道にあることは變りはない。卽ち本邦電信取扱局所の位置竝に電報取扱量等より

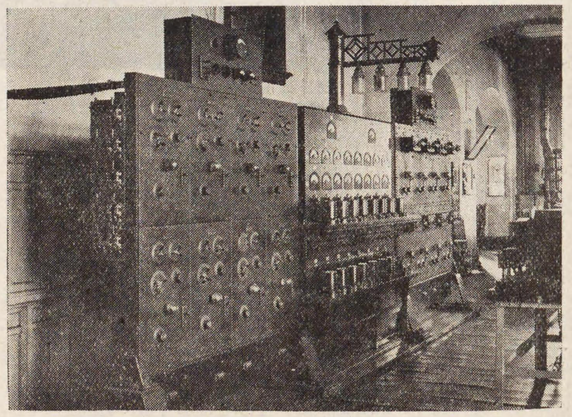

昭和三年青函間に使用したる八チヤンネル搬送電信端局裝置

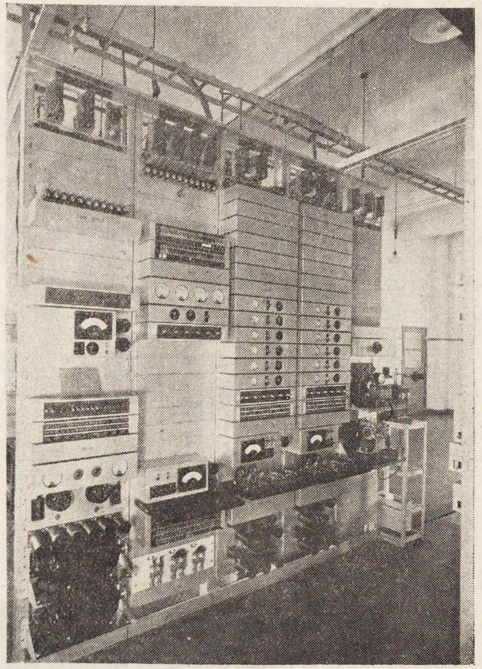

最新の十二チヤンネル搬送電信電話局装置

斯くして回線負擔の均衡を計り、人手中繼の煩を省き電報の速達化を圖らんとするものである。

斯かる回線網を構成するための幹線としては線路の安定性及高速度通信に對する適應性が最も必要なる條件である。然るに之等の要求を滿足するのはケーブル線路であつて、現今全國の幹線路は殆どケーブル化せられつつある實狀で見て、之を中心局と總括局の二帶域に區分し、將來に於いては府縣を一單位とする一圓の地域內にある小局に發著する電報は先づ中心局に集中し、中心局よりは更に廣い地域の總括局に對して之れを集中すると云ふ態樣にするのである。而して總括局相互間は三角形或は星形のルートを以て必ず二以上の連絡路線を構成せしめ、總括局相互間及總括局中心局間、又は中心局相互間は電信自動交換によつて接續し局相互間の直通通信を行ひ、

あるから、電信回線はケーブル搬送によるのを其の原則とするに至つた。而して端局と中心局間の通信には專ら電話機を利用し、止むを得ざる場合に限り裸線單線式のモールス通信を採用するやうにならうと思はるるのである。

一方機械方面に於いても幾多の技術的試練が繰り返された。先づ我國に於ける電信裝置上の改革の跡を見るに、大正九年電信擴張計畫實施以來、電信機關が著しく舊套を脫却して新技術の應用の下に機械化に向つて努力が拂はれたことは注目すべきである。

このことは前後五箇年の歲月を費し大正十五年七月漸く其の工を完成した本邦電信の中樞局たる、東京中央電信局の設備に於いて明瞭に看取されるのであつて、同局が全く舊態を改め、高度に機械化され、新技術の效果を遺憾なく發揮してゐる事は特筆すべきである。

第一に局內布線のケーブル化である。從來引込線は一々試驗函內に排列された各端子に收容され、それよりゴム線を以て局內各機械に配線されてゐたので、線路の切換及試驗には其の都度端子より線を取り外す不便があつた。仍つてこれを凡て電話の配線盤と同樣に彈器とジヤック式に改裝し、配線には百對、五十對、二十五對、十三對、七對等各種ケーブルを採用したことである。

又自働通信に於ける杵鑽孔は鍵盤鑽孔に、自働送受信機の重錘式動力はそれぞれ電動機式に改められ、印刷電信機としては「テレタイプ」WE式多重機、モルクラム式多重機、ボドー多重機等の採用、又手送通信の受信は筆記受信を廢し、全部タイプライター受信に改變され受信速度を高め、且つ通信者の書體匡正等の煩を救つたことは、電氣時計に依つて動作する自動時分記錄器の採用と共に、機械化に因る通信業務上に及ぼした大改革の主たるものであつた。

其の他共同電池式の採用により通信電壓の統一と電池裝置の床面積の節約を圖り送信及受信配電盤の操作を簡便ならしめた利益も亦尠くなかつた。

又局内經過時分の短縮を圖るため、電報の集、配信を機械的に運行するラムソンキヤリヤー、ベルトコンベヤー等が採用され、自動的運信系統を整備して、局内裝置は全く其の面目を一新するに至つた。

次に通信傳送上の改革としては遂に符號通信から文字通信へと進んで來た。

この目的のため考案せられたものが印刷電信機である。

印刷電信機は一八五五年頃からヒューズ Hughes 氏やボドー Baudat 氏に依つて熱心に研究せられ、今日まで多くの考案があるが、いづれの方式に於いても數多の文字或は記號を選出、印字動作せしむるために同期回轉を必要條件としてゐる。

この同期の方式に依つて

(一) ステップ・バイ・ステップ式

(二) 連續同期方式

(三) 調歩式（スタートストップ式）

の三つの方式に類別される。

(一) は送出せられたインパルスが一箇の電磁石を動作せしめ選出せらるべき文字に相當する位置にタイプホヰールを移動せしむる方式で高速度通信が困難なると、動作電流比較的大なる缺點を有し、本邦に於いて東京、大阪株式取引所に採用せるチッカーの如きものも之に屬し、其の使用範圍が局限せられてゐる。

(二) の連續同期方式は送受兩分配機を數セレクターに分割して各セレクター毎に五單位符號の一通信路を構成せらるるやう、分配機面を摺動する刷子を同期回轉せしむる方式で通常多重機械に採用せられてゐる。

現在、東京、大阪、神戸及長崎に於いて歐文通信に使用せられてゐるWE式多重機が本方式のものであるが、調歩式印刷機の勢力に押され漸次其の影を沒する傾向にある。

(三) 調歩式印刷電信機は五單位或は六單位符號インパルスの前後に、起動及停止兩インパルスを附加し、起動インパルスに依つて受信機を起動し、一符號インパルス終了と共に停止インパルスにて之を停止せしむる所謂一回轉毎に同期修正を行ふ方式で、多重機に於ける手數を要した同期樣式を全く改革し、其の取扱を容易ならしめ運用には殊に高級技術を要せず、動作も確實で用途も廣いため國際標準電信機として認められるるに至つた。

我國に於ける國產印刷電信機もまた、本方式に據ることになり、研究の結果昭和九年に鍵盤鑽孔機及送信機の完成を見、更に受信機は昭和十年にテープ式の完成を見てゐる。茲に示したるものは現在電信界の寵兒として全國の重要回線に活躍し又將來本邦電信更生のため貢獻せんとする國產印刷電信機にして、その施設數は既に數百に及んでゐる。

以上電信技術は通信路の研究と通信機械裝置の研究と相併行し多くの技術者に依つて研鑽せられ、我邦電信界の多彩な歷史を飾つて來た。而も最近に於ける電信技術は茲數年間に於いて特に急轉歩に發達を遂げ、外國技術を完全に驅逐し、我國獨自の技術により多くの新機軸を有する國產品を出し國際通信上異常の躍進を遂げつつある。

我國電信幹線網の擴充、整備計劃に於いては上述の如く通信路は搬送式により、又通信機械は印刷機に依るを原則とし、其の他は電話機によつて電信通信をなすことになつてゐる。斯くして本邦電信の將來の動向を確立するに至つたが、今この經緯を綜合して見るに、明治時代に於ける電信は何と云ふてもモールス單信の全盛期であり、二重機や自働機の如きは明治末期に於いて漸く增加の動きを示してゐるに過ぎない。この現象は日清、日露の兩戰役の影響として激增した電信の需要に對する當然の現はれであつた。大正に入つては彼の歐洲大戰を契機として商工業の發展と

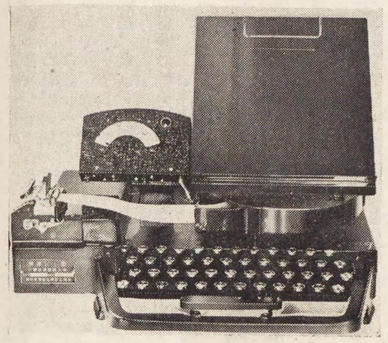

國產和文印刷鍵盤穿孔機

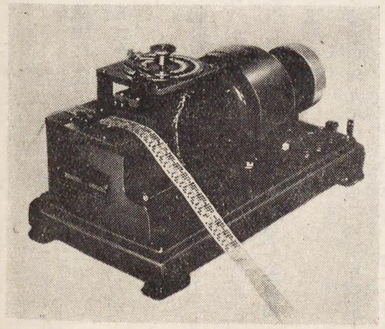

國產和文自動送信機

經濟界の躍進に伴ひ稍〻活發な動きを見せ二重機、四重機、自働機等の如きは從前の二倍乃至三倍の增加ぶりを示してゐる。かくして電信は時代の伸展と國運の隆盛に便乘して益〻其の需要を增加し、國家的事業として、その價値を改めて深く認識せらるるに及んで電信技術の研究に一層拍車をかくるに至り、昭和に入つては正に一新生面を啓くの機運に到達し、茲に前人幾多の努力に依つて築き上げた我國電信事業に一段と光彩を添へるに至つたのである。殊に昭和九年に至つて電信の起死回生策が計畫され、豫算化されたのである。偶〻同年五月プラーグに於いて開催された第四回國際電信諸問委員會には、豫てから我國に於ける電信の振起、更生を提唱してゐた遞信技師白井武氏が本邦委員として出席することとなり、同氏がこの會議に於いて受けた印象は各國の電信に對する研究と認識の一段と進んでゐることであつた。殊に同氏が當時約六箇月間倫敦に在留せる期間に見聞調査したものは誠に貴重なもので、立ち遲れた我國電信事業の上に示唆すること尠くなかつた。

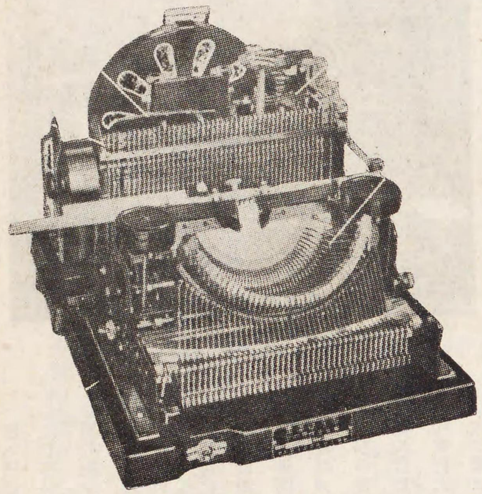

國產和文印刷受信機

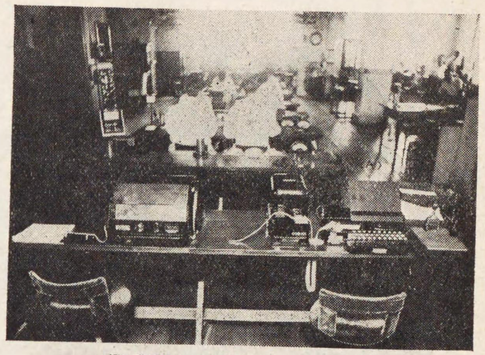

最新の國產印刷電信機裝置（A）　置孔鑽盤鑽機
機信受刷印（C）　機信送働自（B）

即ち同氏は歸朝後英國が早くも英斷的に電信不振の打開策に著手して、僅か數年間にして完全に舊套を脫し、多年繼續してゐた營業缺損曲線を降下せしむるの曙光を見出した事績を詳細報告し、我國電信更生は(1)電線路のケーブル化、(2)大局プリンター化、(3)搬送電信の擴張、(4)電信帶域制の確立、(5)交換集信の普及、(6)小局電話化等の促進にあることを力說し、更生の指針を明かにしたのである。更にまた昭和十一年十月ワルソーに於いて開催せられた第五回の國際電信諸問委員會には多年我國電信技術の研究に努力を拂つて來た遞信技師大內誠三氏が出席したが、其の際同氏もまた歐米諸國の電信施設の實狀を具に視察し、其の後展開した新分野に對する研究等多數の貴重な資料を蒐集歸朝し、曩に白井氏提案に基く電信更生方策の實行に一段と拍車をかくるに至つたのである。

次の圖は英國に於ける電信機械の發達と我國のそれとを比較したもので、彼我の懸隔の如何に大であるか、また我國の電信の發達が如何に遲々であつたかが窺知される。

これを打開するには尙幾多の困難と段階を踏まねばならぬことは勿論である。更に是等通信網が新技術の應用に依り漸次强化整備せらるるに伴ひ、通信機械の運用上及設備の維持上に於いて幾多の研究事項が殘されてゐる。

就中長距離自動交換の問題、長距離海底線の大都市集中問題、有無線の連絡機構の完備、高速度通信の問題等は其の代表的のものである。又電信の實用的分野の研究として期待されるものに、寫眞電信、模寫電信、加入者電信、氣送官通信等が擧げられてゐる。

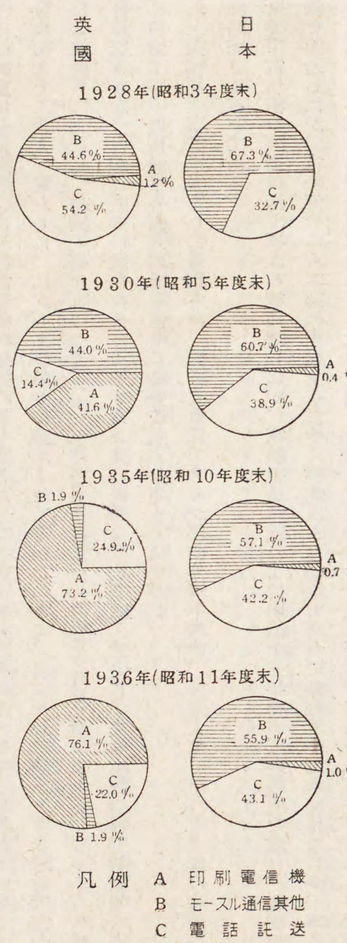

第二節　本邦に於ける電信機械の製作

明治六年（一八七三年）初めて製機場を設け、普魯西人セイフエルを招聘し技手職工等を養成すると共に電信機械器具の製造を開始した。邦人にして之等の業務に從事したのは星野親敦氏であつた。又此の外丁抹人ステグリック、英人ドナルドソン等相繼いで招聘され機械の製作修理に當つた。當時電信首腦者石丸安也氏は或る機會から久留米の傑士田中久重氏を見出し、これに電信機械製造の事を託した。田中氏は生來發明の才ありて、維新前より早くも諸種の發明をなして世人を驚かした。氏が石丸の熱意に動かされて奮起したる時、已に八旬に垂んとする老翁であつたが、ために過直ちに上京して製機工場を設け（明治二十三年設立の電信燈臺用品製造所の前身）初めは主としてモールス機等の模作に努ぎなかつたが、次第に製作技術の上達すると共に優秀なる技手職工輩出し、之等相共に研究新機軸を出し、遂に明治十年頃には最早外國人の手を借りる必要が無くなるまでに至つた。

以上機械製作事業に從事した殊勳者は、田中久重氏であるが此の外田中精助、沖牙太郎、川口市太郎の諸氏の功績も亦銘記さるべきである。

斯くて電信機の製造は漸く獨立の域に達したが、電線製造に就いては明治十三年初めて製線所を設け、電信用八番鐵線を製造したが、當時何分にも本邦は產鐵量甚だ少く製煉法また幼稚であつて製線所の運營容易ならず、寧ろ之を海外に求むる方遙かに經濟的だつたから此の製線所の經營は明治二十年限り廢し、有志の民間企業者に其の經營を移した。其の後銅線の製造事業は長足の進歩を遂げ漸次外國製品を驅逐したが、鐵線の製造には前揭の困難あり、普通品に於いては內地品も外國品に拮抗して相當數量の產出を見たが、特殊優良品にあつては長くこれを海外よりの供給に俟たなければならぬ狀況であつた。

單信機や音響器の如き比較的單純なる機器は早く既に、獨立製造し得るに至つたが、技術の發達に伴ひ通信方式も二重となり、四重となり、更に自働通信方式となるや、自働中繼法も採用せられ、又海底電信ケーブルの發達に伴ひ「アンヂユレーター」「サイフオンレコーダー」の如き精巧なる裝置も必要となるに至つた。其の他チッカー機印刷電信機、氣送管等特異性ある機械が用ひらるるやうになつたが、何れも當初は外國製品を購入使用する外途が無かつたのである。然るに現在に於いては大規模の完備した通信機械製造會社が出來、我國獨自の技術政策に應し研究及製作に邁進しつつあるので、印刷電信機を始め搬送電信機等高等優秀なる國產電信機械の製作に成功してゐる。斯くの如く我國の電信界は其の技術に於いて全く外國に依存する要なく獨立して、其の擴充整備をなし得る現狀である。

第三節　機械裝置及方式別より見たる發達

第一款　電信機械裝置法の制定

明治二年電信創業の際、初めて裝置せられたブレゲー指字機の取扱に關する規程が、同年九月に制定された。それは十三項から成つてゐる。

一、傳信機を使用せざるときの方法

二、送信合圖の方法
三、受信返答の方法
四、英語送信の方法
五、六、假名送信の方法
七、聯送する方法
八、數字を送る方法
九、ハンドルの廻し方
十、送信濟の信號
十一、針のクルイたるときの直し方
十二、不良機械の措置
十三、毎朝機械檢査

等であつた。これは主として、機械の操作方法を示したもので、技術的規程としては、幼稚のものであつたが、其の後明治二十一年六月電線建築法と共に電機裝置法が制定せられた。其の第一章は電信機、第二章は電話機となつてるるが、電信機に對するものは次の如く、三十二條から成つてる。續いて電線引込の方法、地中導體の埋設法、ダニエル電池の組立法、機械の裝置、接續法等が制定されたが、之等が現今の技術心得の前身をなしてる。

電線建築法及電機裝置法（明治二十一年六月五日公達第百拾六號）

第一章　電　信　機

第一條　護謨線ヲ室内ニ引入ルルニハ極柱ヨリ試驗箱及ヒ機械臺ニテ細長キ線匣ヲ設ケ其中ニ線條ヲ納メ其匣蓋ハ眞鍮螺旋銕ニテ締付ケ開閉ヲ便ナラシムベシ、但護謨線ハ雨露又ハ日光ニ觸ルル處ハ「ストツクホルム・タール」ヲ塗リタル麻或ハ木綿ヲ以テ卷包スベシ

第二條　極柱ヨリ室内ヘ渡スノ線匣ハ水平ナラス少シク極柱ノ方ヲ下クル樣ニ取付クヘシ

第三條　護謨線ヲ堅ク取付ケントスルトキハ皮ノ小切レ又ハ麻、木綿切レノ類ヲ線ノ上ニ置キ護謨ヲ損傷セサル樣注意シテ其兩端ヲ釘ニテ打付ケ決シテ鉤釘ヲ用ユヘカラズ

第四條　護謨線ハ何等ノ用ニ供スルモ地線若シクハ瓦斯管、用水管ニ接近セシムベカラズ

第五條　極柱等ニ取付クル護謨線ハ茶臺碍子其他ノ留碍子ニ少クモ一回繞シ置クヘシ

第六條　護謨線ヲ接クニハ先ヅ接クベキ線ノ兩端ヲ溫メ凡二寸許リ護謨ヲ扱キ上ケ磨キ紙ヲ以テ能ク銅線ヲ磨キ之ヲ捻合セ低溫度ニテ溶解スベキ錫鑞ヲ以テ接續シ護謨ヲ伸ハシテ銅線ヲ覆ヒ其表面ヲ圓滑ニシ其上ニテ「テープ」ヲ卷クヘシ

第七條　銅線ヲ接クニハ必ズ松脂ヲ用ヰ決シテ酸類ヲ用ユヘカラス

第八條　護謨線ノ「テープ」ハ決シテ剝去ルヘカラス、又護謨線ハ決シテ小ク卷クヘカラス、若殘餘アレバ大輪トナシ麻又ハ絲等ニテ縛リ置クヘシ

第九條　地板ヲ埋ルニハ能ク地質ヲ撰ミ水氣アル場所ヘ堅ニ埋ムヘシ

第十條　地板ト機械トヲ連絡スルニハ二三條合セタル強キ銅線ヲ用ユヘシ、但室内ニハ護謨線ヲ用ユヘシ

第十一條　地板ト銅線トノ接目其他濕氣ニ觸ルル接目ハ必ス封蠟松脂等ヲ以テ之ヲ塗リ地上ノ銅線ハ線匣ヲ以テ之ヲ覆フヘシ

第五章　電　信　機　械

第十二條　電池ハ「グニエル」電池ヲ用キルヲ通常トス但電鈴等ニハ時宜ニ依リ「レクランシェー」電池ヲ用キル事アルベシ

第十三條　新ニ「グニエル」電池ヲ組立ントスルトキハ內外瓶ヲ精密ニ檢査シ破損等ナキモノヲ擇フヘシ

第十四條　電池板ハ孰レモ清潔ニシテ光澤アルヲ要ス、且其接目ハ決テ急ニ曲クベカラス、蠟脂ノ剝ケサルヤウ徐々ニ之ヲ撓曲シ銅板ハ內瓶、亞鉛板ハ外瓶中ニ釣下シ亞鉛板ハ決テ內瓶ニ觸レシムヘカラス

第十五條　內瓶中ニハ丹礬ノ粒蠶豆大ノモノヲ撰ミ瓶內三分ノ二許ニ塡入スヘシ決テ細粒ヲ入ルヽヘカラス而シテ他ノ溶動物ヲ注入セサル前丹礬溶液ヲ內瓶中五分ノ四許注入スヘシ

第十六條　電池ニ注ク水ハ清淨ナルモノヲ撰ミ之ヲ外瓶中ニ注入スヘシ若シ新ニ組立タル電池ヲ急ニ用キント欲セバ少量ノ皓礬液ヲ外瓶ノ清水中ニ混和スヘシ決テ食鹽等ヲ投入スヘカラス

第十七條　新ニ電池ヲ組立タルトキハ少クモ二十四時間兩極ヲ接續シ置キ後試驗スヘシ、之ヲ試驗スルニハ小線ヲ以テ電池ノ兩極ヨリ小驗電器ノ短線部ニ連結シ電氣ヲ流通セシメ指針傾斜ノ度ヲ檢シ其善良ナルヲ認メ、然後實用ニ供スヘシ

第十八條　電池室ハ極メテ清潔ニシテ溫暖ナル場所ヲ撰フヘシ

第十九條　電池臺又ハ電池箱ハ乾燥ニシテ濕氣ヲ帶サルモノヲ用ユヘシ

第二十條　一度使用シタル電瓶ヲ再用セントスルトキハ皓礬又ハ銅ノ付着シタル內瓶ハ一日以上水ニ浸シ置キ後徐々ニ之ヲ拭ヒ又ハ搔キ落スヘシ

第二十一條　送信電池ハ回線ノ碍力及導力ノ良否ニ因ルト雖モ概ネ線路（八番鐵線）三里ニ一個ト定ム又機械、繼電器ノ抵抗三百オーム迄ハ三個トシソレ以上二百オームヲ增ス每ニ一個ヲ加フルモノトス、然レトモ其實況ニ因テ電池ノ數ヲ增減シ通信ノ適度ヲ得セシムヘシ、但シ回線中數局アルトキハ電池ノ數ハ何レモ一樣ナルヲ良トス

第二十二條　受信電池ハ七個ヲ用キルヲ通常トス

第二十三條　一回線ノ長サ二十里以上ハ繼電器ヲ用キルモノトス其繼電器ノ抵抗ハ二十里以外百里以內ニシテ三四ノ中間局アルトキハ三百オーム乃至五百オームトシ百里以外ハ五百オーム乃至八百オームノ抵抗アルヲ用ユヘシ

第二十四條　一回線ノ長二十里以內ニシテ將來延長ノ見込ナク中間僅ニ、一二局ニ止マル支線路等ノ如キハ直接印字機ヲ用ユヘシ但電池ハ繼電器ヲ用キルモノヨリモ大約二倍ノ數ヲ用ユヘシ

第二十五條　全國中、幹線ヲ通過スル電流ノ方向ハ必ラス南部ヨリ北部ニ向ヒ陽電氣ノ進行スルモノト定ム、但幹線ヨリ直チニ分レタル枝線ニ於テハ幹線中ニ在ル局ヲ以テ南部ト定メ、又枝線ヨリ分レタル枝線ハ幹線ニ最モ近キ枝線中ニ在ル局ヲ以テ南部ト定ム

第二十六條　二重驗電器付シーメン機ヲ二局以上接續スルニハ第三圖及第四圖ニ依リ唯二局ヲ連結スルトキハ單ニ中間局ヲ除キタル樣ニ裝置ス

通常シーメン機ヲ二局以上接續スルニハ第五圖及第六圖ニヨリ裝置ス

二重驗電器付シーメン機自中繼ノ裝置法ハ第七圖及第八圖ニ依ル通常シーメン機自中繼ハ第九圖及第十圖ニ依リテ裝置スヘシ、但自中繼ニ使用スル受信電池ハ通常ノモノヨリモ多キヲ良トス

第二十七條　本線ヲ機械ニ接續スルニハ必ス其中間ニ避雷器ヲ裝置スヘシ其接續法ハ第十一圖ニ示ス

第二十八條　電機ヲ連結スル護謨線ノ端及ヒ螺旋等ハ能ク磨キ光澤ヲ保タシムヘシ

第二十九條　電線ハ自局ニテ使用セサルモノト雖モ必ス局內試驗函ニ引入レ置クヘシ、又通信機械及ヒ電池用ノ護謨線モ之ニ接續セシムヘシ、第十二圖ヲ參觀スベシ

第三十條　護謨線ヲ通信機及試驗匣等ヘ取付クルトキハ必ス左ヨリ右ニ卷キ挿ムヘシ

第三十一條　試驗匣ハ機械室內適當ノ所ニ裝置スヘシ、但高サ床上凡五尺程ニシテ護謨線ノ多量ヲ要セサル所ヲ撰ムヘシ

第五章　電信機械

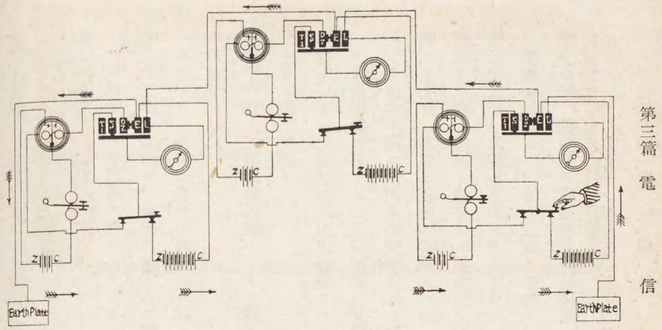

第六圖

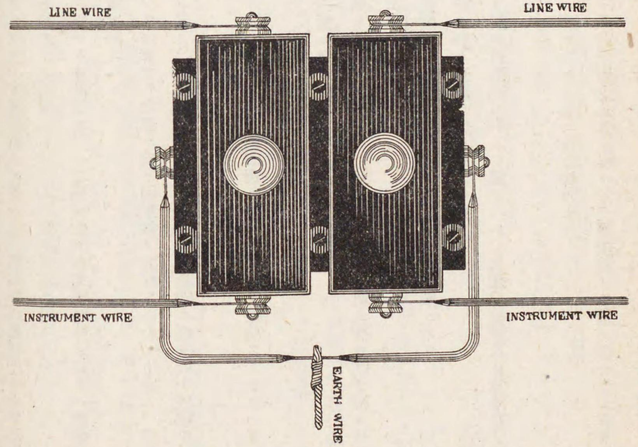

第十一圖

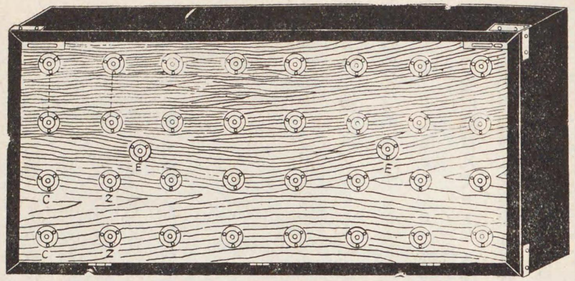

第十二圖

第三十二條　機械臺ハ機械二基以下ヲ裝置スルニハ高サ二尺四寸長サ七尺巾二尺五寸厚サ二寸ヲ通常トス

（註）　此處ニハ第六圖、第十一圖、第十二圖ヲ參考迄示シ他ハ省略スルコトトシタ

其の後明治三十五年七月遞信省に電信電話技術調査會が設立され、電信電話の機械線路の工事及保守に對する技術心得が制定せられ今日に至つてゐる。年年追加されたるもの改正されたるものも尠くないが、現在電信機械に關する技術心得は次の通りである。

抜術心得第　二號　電信用地中導體埋設心得
第　四號　試驗盤使用標準
第一一號　電信線局內保安裝置心得
第一七號　ダニエル電池及重力電池取扱心得
第二一號　一次電池ニ依ル電信共電式ノ竝列個數ヲ定ムル簡便ナル算出法
第二二號　電信電話用乾電池ノ使用範圍ニ關スル標準
第二三號　電信用レクランシエ電池取扱心得
第二五號　電信線局內布線心得
第二六號　線條接續心得

第二八號　電信回線措置ニ關スル用語
第三〇號　蓄電池取扱心得
第三二號　電信機械裝置心得
第三三號　自動電信機械修繕心得
第三五號　電信機械取扱心得
第三六號　自動電信機械取扱心得

第二款　單信機

明治二年十二月、東京横濱間、八里一丁五十四間に亙る線路建築工事竣成し、初めて電信取扱が開始された。當時使用された機械はブレゲー指字機であつた。電信創業時代の機械は、皆此のブレゲー指字機であつたが、此の機械は近距離の通信には適するも遠距離通信には不向で餘り利用されなかつた。其の後、明治四年シーメン・モールス機が採用され、初めてモールスの符號を用ひ遠距離通信にも盛んに實用さるるやうになつた。

當時の受信機は凡てモールス印字機であつたが、明治三十年頃から新設のものは凡て音響機を採用し在來裝置の印字機も漸次音響機に改裝する方針が決定され、著々工事を進めて昭和五年に至り殆ど之れを完了した。

音響通信は、印字通信に比し、裝置及取扱の簡便である點から、通信能率を非常に向上せしめた。

一面又回線の構成上にも、尠からぬ技術的改善が施された。卽ち當初一回線には其の兩端に二局を接續せるに過ぎ

なかつたが、其の後中間に數局を介在接續せしめ、以て線條の利用率を高むる方法、又單流式を複流式に改め、長距離回線殊に、海底線を含む回線に於いて、其の靜電容量の通信速度に及ぼす惡影響を除去する方法、或は回線の中途に自動中繼盤を挿入し、減衰せる通信電流を增勢して傳送する方法が考案せられ、長距離通信に貢獻したことは尠くない。明治十五年、朝鮮事件に際し、外務省、長崎間に直通線を設け、複流式通信法を採用し複流電鍵を使用した記錄が殘されてゐる。

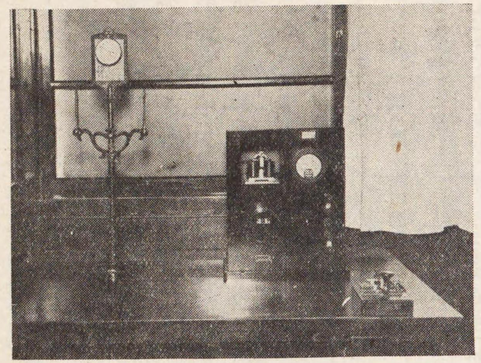

小局單信機の裝置

從來單信機は個々の機械が機械臺上に取付けられ、配線によつて相互に連絡接續されたものであつたが、其の後一つのセットに組立てられた。而して之れに用ひらるる繼電器、電流計等にも相當改良が加へられてゐる。

（註）音響器の主要部は、電磁石及金屬槓杆を有するアーマチュアより成り、アーマチュアは電磁石を通る通信電流に應じ吸引せられ、槓杆は、下部受金物を叩打し、電流絶たれた時は、彈條により、反撥して、上部金物を叩打して、音響を發し、其の下部から上部に至る時間の長短に依つて、長點短點を區別してモールス符號を表はすのである。

此の電磁石捲線は、一般に直徑〇・二九粍の絹捲銅線より成り、其の抵抗四〇オーム、最小感度二〇ミリアンペアである。

第三款　二重電信機

本機は同一線條で、二局が互に干渉すること無く、同時に逆受信を行ふ電信機で、一八五三年ジントル Gintl の發明に係り、其の目的とする處は回線を經濟的に利用せんとするにある。

明治十三年初めて、横濱神戸間に裝置し、次で神戸に裝置した中繼機を通して横濱長崎間に二重電信を採用した。これは當時東京大阪間等よりも、横濱長崎間の通信量が多く、殊に海外通信の往復が頻繁で、當時之れを萬國線と稱し第一の重要線となつてゐたからである。然るに肝心な、二重通信の調度が巧く取れず、實際は單線で叩き通したと傳へられてゐる。其の後明治二十一年大阪市内及札幌小樽間等にも亦使用されたが、然し確實に信賴して使用し得るに至つたのは、明治二十六年に於いて機械の設計、製造に大改良を加へ、且つ自働中繼裝置、複流電鍵及レターデーション・コイル等の使用せられたる以後のことである。明治三十一年以來、音響二重法が採用され、現在も多くの回線に行はれ、極めて確實に働作してゐるが、此の方法は更に長距離線にも適してゐるのである。二重通信方式は線路の電氣的特性に應じて、(イ)差動式二重法、(ロ)ブリッヂ式二重法、(ハ)中央電池式二重法の三種に分類し得る。(ロ)は主に海底線に、又(ハ)は市内通信の如き特種の近距離回線に適用せられ、一般には(イ)の差動式が使用せられてゐる。又本邦獨特の考案に成る三局二重法、結合重單信法は、裝置運用簡便なるため、通信繁忙時や非常時の臨時措置等に利用せられてゐる。

第四款　四重電信機

明治二十三年最初の四重通信に使用した機械は、それぞれ英米兩國より購入したもので、各〻その特長があつた。この年十一月東京名古屋間で初めて兩機の比較實驗をなし、又同時に東京局に自働中繼裝置をなし、日本橋局を接續して、四重電信機自働中繼の試驗を行つた。この試驗成績により明治二十五年六月東京大阪間を銅線を以て連絡し、初めて四重機を實用に供した。翌二十六年三月には、東京仙臺間に、又同年九月には大阪下關間に、四重機を裝置したが、之等の機械は、いづれも電信燈臺用品製造所製造のもので、勘からぬ改良が施されてゐた。其の後交直四重電信法が伏野義雄氏に依つて考案せられ、大正四年京都大阪間、名古屋大阪間、大阪岡山間、大阪廣島間、東京大阪間、横濱大阪間等に裝置され實驗された。其の結果成績頗る優秀で、從來兎角の缺點のあつた四重通信法に革命的結果を齎らした。此の方式は、有極と無極の繼電器を使用し、前者を直流、後者を交流で働作せしむるため、容電量と自己誘導の特性を巧に利用して、直流交流が相互干渉することなく、各〻二重通信の效果を發揮し得るのである。而して本方式に用ひる交流は普通の電燈線から採り得るので、其の裝置は極めて簡單である。尙近年酸化銅整流器の出現に依つて、無極繼電器の代りに有極繼電器を使用して能率を高め、又電燈交流の周波數を倍周波となして、誘導防止の效果を擧ぐる等技術上の改良が施されてゐる。

第五款　搬送電信裝置

本邦に於ける搬送電信は、昭和三年に青森函館間に、昭和七年に朝鮮海峽に施設したのみで全く不振の狀態にあつたが、昭和九年度に於いて名古屋大阪間に既設の電信ケーブルを無裝荷ケーブル回線として搬送式電話に利用せんとする計畫と、電信電話兩施設を共同に計畫せんとする方針の確立とを契機として、この方針に最も適合する搬送電信回線の發達の機運を醸成し、昭和十年三月には名古屋大阪間に、昭和九年七月には東京大阪間に多數の搬送回線が作成せられたのを初めとし、主要電信回線はケーブル回線網を利用して施設される音聲周波多重電信を以て構成さるべきであると云ふ原則の下に、重要幹線の大部分が搬送化せられた。

現在我國で最も廣く用ひられてゐるのは十二通信路の音聲周波帶域を利用する搬送電信裝置であつて、搬送電流周波數は四二五サイクルより一七〇サイクル毎に二二九五サイクルまでの十二種類を用ひ得るものである。此の方式は四線式ケーブル回線に適用するを原則とするのであるが、未だケーブル化されざる二線式架空裸線區間にありては、回線束の大なる區間は搬送電話一通話に音聲周波十二通信路の搬送電信を二重變調して適用し、一般の裸線區間にありては音聲電話回線と第二型搬送電話回線との中間の超可聽周波帶域を用ひ、二重變調に依り送受各六通信路の搬送電信回線を作成し、在來の直流電信を搬送化して電信電話線路を共用せしめてゐる。

特別の地域に實施せられたる特殊な搬送電信としては、朝鮮海峽單心入海底電信ケーブルによる四通信路搬送電信及同區間に直流電信回線に重疊された二通信路の搬送電信があり、又旭川釧路間架空裸線に依る高周波搬送電信、吳松山間四心入海底電信ケーブルに電信電話双信方式としての二重變調に依る搬送電信、宗谷海峽同心ケーブルに依る二周波帶域搬送電信、長崎五島間及下田大島間單心入電信ケーブルに依る電信電話双信方式として二〇〇乃至三〇〇サイクルの周波帶域を用ひる可聽下電信等が實施されてゐる。無線電信のコントロール線も從來は直流電信を用ひてゐたのであるが、昭和十一年以降搬送方式が漸次採用せられるに至つた。

第六款　自働電信機

本法は鑽孔紙に豫めモールス符號に相當する鑽孔をなし置き、是を自働送信機にかけて自働的に符號を送出する方法で、受信局に於いては自働受信機で印字受信するか、又は自働鑽孔機を働作せしめ、送信鑽孔紙と同一の鑽孔を再現せしめるのである。

自働電信機は一八五六年ホヰートストン氏に依つて發明せられ、ホヰートストン自働電信機とも稱せられてゐる。我邦に於ける自働通信は、英國から購入したホヰートストン自働機を用ひ、明治十五年東京大阪間に試用したのを以て嚆矢とする。

其の後更に自働電信機を購入して、明治二十二年之れを東京大阪二番線に裝置した。是れは二五ミリアンペアの複流單信法により一分間四〇〇假名を送受し得、相當改良を施されたものであつた。受信能率を高めるためにシヤンテッド・コンデンサーを使用したのも此の時である。次で明治二十四年六月大阪下關間に自働機を裝置し、二重法を實施したが、自働機による二重電信法はこれを以て最初とする。尚此の時二重平衡裝置に遲流抵抗を用ひ改善することが出來た。

此の二重自働電信機は、日清、日露の兩戰役其の他國家的事變に際し電報のラッシュに備へ、東京を中心として大

阪、廣島、下關、長崎、其の他樞要都市間に採用され、電信通信の偉力を發揮し、高級電信機として尊重さるるに至つた。

鑽孔紙は防濕のため植物性油（椿油或はオリーブ油）又は鑛物性油（主としてパラフィン油）を含浸せしめた細長い紙片で、用途に依つて厚さ幅を異にしてるるが、これに鑽孔するは最初杵鑽孔器を用ひてるた。大正十一年八月大阪に於いて歐文クラインシュミット鍵盤鑽孔機（ストローの發明）を使用し著しく能率を增進し得たので、更に和文用のものを試作し、大正十四年四月東京及大阪に於いて之を試用し、良好なる結果を得て益々好評を博し、其の能率は二倍以上となることが確められた。後大局に於いては專ら之を使用するに至つた。このクラインシュミット鍵盤鑽孔機は一一〇ボルトの直流電源を必要とするが、其の後製作せられた自働送受信機も從來の人手運轉を廢し、電動機運轉に改め、前記電源を共通利用するやうになつた。斯くの如くして自働通信の能率は著しく向上せしめ得た。

第七款　自働中繼機

線路の長さが長遠になると、通信電流傳送上種々缺陷を生ずる。殊に裸線路に於いては降雨時に際し絶緣不良を來し、通信電流の漏洩多量となり遂に通信不能に陷ることがある。それがため長距離回線は適當に其の長さを制限し中途に於いて人手中繼をなす必要が生じたが、其の後之等の不便を除くため自動中繼機が生れた。

自動中繼機は前に述べた通り明治二十年頃から神戸局に設置、横濱長崎線の中繼に、又青森局に設置、東京函館線の中繼に供した。然し當時の中繼機はいづれも普通のシーメン・モールス機を連結構成したもので、通信速度遲く、

中繼法の效果は殆ど顯れなかつたが、明治二十六年三月に至り青森局に現今の所謂單流式單信自動中繼機を裝置し實驗せるに、通信速度も稍向上し自動中繼法の效果を認むるに至つた。

前記中繼機は同年七月更に複流式二重自動中繼盤に改めらるるに及んで著しくその效果を發揮した。

爾來產業の發達に伴ひ、電信の利用益々旺盛となり、明治二十三年に至り電話交換開始されたるも、之れは主として通話を扱ふもので市外通話は極めて短距離のものに限られてるたので東京、大阪を中心として全國樞要都市を連絡する長距離通信は電信に俟つ處愈〻大となり、之が普及發達を圖るは當時最も急務とするところとなつた。斯くて技術當局は長距離電信通信の整備に對し先づこの自動中繼機挿入法に依る回線構成に力を注いだ。

其の結果として明治三十六年八月上田局に叉形中繼裝置を取付、高崎長崎線に使用し、又明治四十一年四月下關局に四重中繼盤の試驗裝置をなして、大阪大根占間の回線に使用した。

長距離電信回線の構成には必ず自動中繼機を要するので、當時の大阪札幌線には、名古屋、東京、仙臺、青森、函館の五局に中繼機を置き、線長約四〇〇里に相當する通信能力を昂上し得た。又大正八年五月開始された東京大連線の如きは、大阪、下關、釜山、京城、安東、奉天の六局に中繼機を置き七五二里の陸上線（京城、安東間一三三里の四百磅鐵線を除き他は二百磅銅線）と一二〇海里の海底線とを直通としてるる。そして同線には通信速度の低下を防止するため振動式自動中繼盤が採用された。

現在に於いては裸線は殆どケーブル化し、直流通信は漸次搬送化されつつあるので直流中繼機は漸減の趨勢にあるも、過渡期に於いては搬送と直流との接續點に於いて尙相當使用せられる見込である。

目を一新してゐる。

現在の中繼機は寫眞に見る如く、ベー式となし一臺につき二回線を收容し得るやう改裝され、舊來のものに比し面

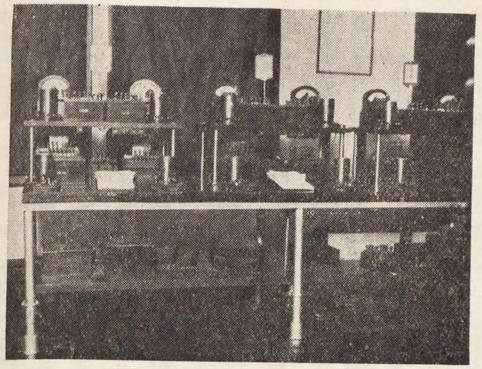

在來の直流中繼機（三臺にて三回線收容）

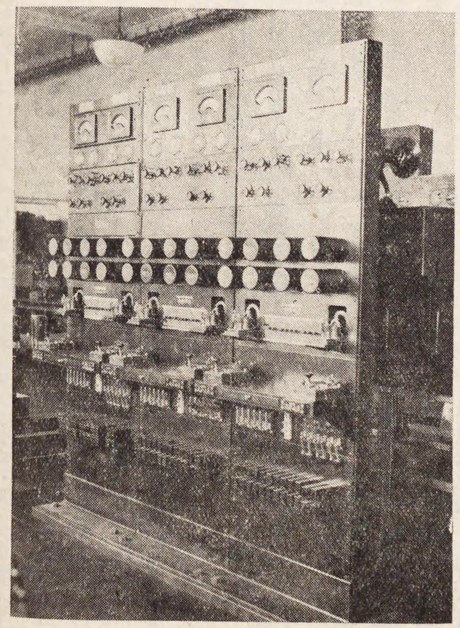

最新の直流中繼機（三臺にて六回線收容）

第八款　海底線通信機

本邦に於ける長距離海底線の布設は明治三十年大隅、臺灣間の八七〇海里を以て嚆矢とする。海底ケーブルは一般に其の長さ長遠であつて、而も途中に中繼機を挿入することは不可能であること、及その構造上單位長の靜電容量が陸上裸線に比し約二〇倍も大なるため、受信電流は著しく減衰され波形も崩さるるため陸上電信のやうに繼電器受信が出來なくなるので、一般に波形を記錄する現波通信法が行はれてゐる。

明治三十年大隅臺灣線布設當時裝置された機械は、單流アンヂユレーターで、是れが本邦に於ける現波機使用の最初であつた。

明治三十二年六月大濱、沖繩、基隆間にミユアヘツド・ダブルブロツク式二重通信法を採用、ダイレクト・レコーダーを使用したるが、後年之は小型サイフオン・レコーダーに改められた。

次で佐世保大連線、松江元山線、長崎淡水線、長崎上海線、長崎大連線等漸次布設せられ、いづれも小型サイフオン・レコーダーを使用したるも、明治三十九年十一月布設の東京グワム線は線長二、七六〇粁（本邦唯一の最長距離海底線である）あり、ために感度高いハイブリッド型サイフオン・レコーダーを採用した。其の後大正十一年十二月より受信部にハートレー・マグニファイヤーを挿入通信速度の增進を圖り、更に又昭和十年（起工十年三月四日、竣工十一年一月二十二日）に至り工費一萬八千圓を投じて、在來のハートレー・マグニファイヤーを眞空管增幅器に變更し、速度の增進と取扱保守の簡便を圖つた。

變更後速度試驗を行つた結果に依れば受信最高一五〇字（送信はグアム側が依然マグニファイヤー使用のため一三〇字内外）、安全速度一四五字迄出し得ることが確められ、變更前に比し約二割の增進を示してゐる。

（註）東京グワム線は對米唯一の連絡海底線で明治三十八年米國商業太平洋電信會社と協定し、本邦では東京小笠原間六百七十三海里を又米國側に於いては小笠原島グワム島間約九百海里を布設し、明治三十九年八月一日以來一般公衆通信を取扱つて來たのである。開設當初の陸揚地は大島新田で、同所より裸線架空及地下ケーブル約二十五粁を經て當時江戸橋なる東京中央電信局に接續された。更に三十九年十二月陸揚地を越中島に變更、地下ケーブルにて中央電信局に連結されたが、其後中央電信局が丸の内に移轉されるに及んで地下ケーブルは四心入ゴムケーブルに改められた。然るに時運の進展に伴ひ、灣内船舶の投錨による海底線の被害や、市内に於ける電車線からの誘導による通信障碍頻發に鑑みて、海底線の移轉及陸揚地の變更の必要生じ大正十四年度末之が實行計畫に著手した。其の結果昭和四年一月陸揚地を鎌倉に決定、同所附近に中繼所を新設して、中央電信局からの送受を自動的に操縱する施設工事が取運ばれ、同六年五月十五日工事を完了、翌十六日から二重通信が開始されて現在に至つてゐる。

海底二重裝置に就いて特筆すべきは梶浦重藏技師の發明に係るセミブリッヂ式である。これは從來のミュアヘッド式に比し、擬似回線に蓄電器及誘導卷線を附加するを要するも、擬似ケーブルの箇數を殆ど半減し得るため創設費を著しく減少することが出來た。この法は佐世保大連線、鹿兒島那覇線其他に利用されてゐる。

次に海底線通信と陸上通信連絡裝置としては、大正十三年十一月以來長崎に於いてクリード受信鑽孔機を實施してゐる。これは東京又は大阪より自動機で送られた符號が此處で受信鑽孔され、更に改鑽機に依つて現波符號に自動的に改鑽され、直ちに海底線送波機によつて海底線に送り出されてゐるので著しく中繼手數が省略されてゐる。

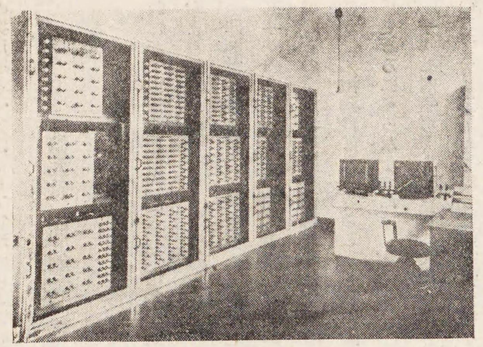

鎌倉中繼所機械室の一部

前述の通り長距離電信通信に最も困難とするところは符號が傳送中歪を受け、受信機の完全な動作を害することで、將來長距離海底線に印刷電信を行ふ場合、現波通信をモールス通信に變更の場合及海底線を大都市に延長集中する計畫實施の場合等に際し、此の點が解決を要する重要問題の一つとなつてゐる。之等の場合歐米の如く再生式中繼裝置

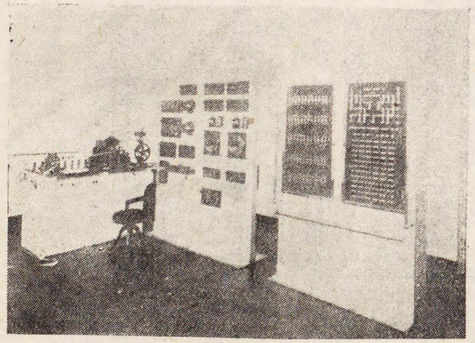

擬似ケーブル裝置

の採用等も一方法として實現せらるることにならう。

第九款　印刷電信機

一八三七年初めて電信符號が送られてから電信技術上には手數の簡略と時の經濟を目標として幾多の改良が加へられたが、電信業務の理想としては特に正確と迅速を尚ぶを以て、之等を解決するためには自然印刷電信機の考案へ進むより外なかつた。

印刷電信機に對して最も大なる貢獻をなしたのはヒューズ Hughes 氏とボードー Emile Baudot 氏である。一八五五年から一八六三年の間に考案された印刷機は現に相場通信に使はれてゐるチッカー通信機の如く、タイプホキール型のもので、現今餘り使用せられてをらない。ヒューズ機は、ステップバイステップ式同期機なること、機體尨大なること、機構良好ならざること、殊に鍵盤がピアノ式で熟練者にても三〇語以上送信困難とさるる點等のため廣く採用さるるに至らなかつた。

一八七四年ボードー氏（氏は一八四五年 Mgneux に生れ一八七〇年佛國電信員となり、一八八二年電信監督技師に昇進し、一九〇三年三月逝去した）は多重印刷電信機を考案したが、本機の特色は五單位符號の採用にある。五單位符號は符號の短いこと。符號と符號との間隔を要せないこと、各符號が同長であること等の利點を有するので本機は此の符號採用のために著しく通信容量を增進することが出來た。現在の歐文印刷電信機は此の五單位符號を基調として發達したもので、ボードー機は今尙歐洲大陸の諸國に於いて實用され、殊に佛蘭西に於いては國內通信、數百回線に運用され、比較

的低速度なるも確實に動作してゐるとのことである。

其の後一八九九年―一九〇一年マレー Murray 氏はホキートストン送信機からヒントを得て送受兩局の多重通信用分配機を同期運轉するため電氣音叉とホニツクホキール電動機を用ひたる高速度單一通信路式自動印刷電信法を考案した。又之と前後して米國の發明家ローランド Rawland は通信電流として交流を用ひテープ式を頁式に改め、モールス通信に於ける二重通信の原理を此の印刷電信機に應用する等の考案をなしたが、機構複雜となりために實用せらるるに至らなかつた。然しながらこれは其の後一九一〇年同國のモルクラム會社に依つて鍵盤頁式印刷電信機の製作に役立ち實用の曙光を見るに至つた。

一九二〇年市販に供せられた同社製のタイプ機は小形タイプホキール型の精巧なもので印刷電信機として一新紀元を劃するものであつた。

本邦に於いては明治十一年東京電信局開式の時ヒューズ機の實驗を觀覽に供してより長い間實用的に採用されなかつたが、其の後明治四十三年に至り獨逸のシーメン製造の「フエルンドルッカー」を購入して、試驗的に、東京横濱間歐文電報通信用に供したのを以て嚆矢とする。

次で大正九年電信の擴張計畫が實施せらるるに及んで俄かに活氣を呈し、大正十一年三月テレタイプ（調步式）を短距離線に實驗し、又繼電器を用ひて長距離線にも二重通信の實驗をなす一面、同年五月よりは東京大阪間にウエスターン電氣會社製のペーヂ式複四重印刷機、大阪長崎間に同じく複二重印刷機を實用することとなつた。

又大正十四年三月十一日から東京中央電信局、横濱局間にボードー式多重印刷電信機が試設せられた。

和文印刷機に就いては、六單位符號に依るべきか、濁點、半濁點の活字を如何に處理すべきか等の問題に關し、愼重考究の上外遊中の稻田三之助氏及岡本雄一氏を通じクラインシュミツト會社と直接折衝の結果、同氏等の指示による同會社製作の鍵盤手送のものを得るに至つた。之は大正十四年に二重法にて實驗し（ローカルトランスミッターとして繼電器使用）好成績を得た。

次で之を自動化すべく、試作の鍵盤鑽孔機と、自動送信機を加裝し、一分間二七〇字の速度を以て昭和三年名古屋大阪間に實驗して好成績を得たので、御大禮當時之れを東京京都間に使用一日取扱通數二千通を超過し優秀なる機能を遺憾なく發揮した。

然るに邦文鍵盤鑽孔機の指定製造會社たる米國テレタイプ・コーポレーションでは其の製造を躊躇し、ために其の供給意の如くならず、本省に於いても專心之が對策に腐心し遂に島田新次郎氏等の研究により、昭和四年五月歐文用を和文用に改造することに成功し二十餘臺の試作品を得た。依つて之れを重要都市間九回線に卽時適用して事業上多大の貢獻をなした。併しながら之等は一時的の彌縫策であつて、我國電信界の將來を思ふときは何時までも外國品の供給に依存してゐることを許されないのであつた。茲に於いて當時の電信技術者は專ら國產印刷機の完成に努力したのである。當時研究、指導の任にあつた遞信省の島田新次郎氏や長谷米次氏又設計、製作に沒頭した黑澤工場松尾俟太郎氏黑澤商店主黑澤貞次郎氏等の苦心は又格別のものであつた。其の苦心遂に酬ゐられ昭和九年には和文鍵盤鑽孔機と送信機の完成に成功し、昭和十二年には最も困難とされた印刷受信機が見事國產機として現用第一線に登場することとなり、電信人多年の要望が實現したのである。

本邦印刷機の沿革年表を示せば次の通りである。

明治十一年三月二十五日	本邦電信開業式の際工部大學講堂にヒューズ印刷電信機を陳列し一般の觀覽に供した。
明治四十三年十月一日	フェルンドルツカーを東京、横濱に試驗す。
大正十年十月	米國に於いて鈴木壽傳次技師テレタイプ（米國モルクラム會社製）四臺購入のもの到着。
大正十一年四月一日	テレタイプを東京、葵町局間に實驗す。
大正十一年四月	ウエスターン・エレクトリツク會社複四重及複二重歐文印刷電信機に就いて會社技師エフ・ラツク氏指導の下に講習を行ふ。
大正十一年四月七日	WE式スタート・ストップ印刷機を東京橫濱間に實驗す。
大正十一年五月二十五日	WE式複四重印刷機を東京大阪間に實驗す。
大正十一年七月十一日	テレタイプを東京警城無線局間に實驗す（繼電器使用）。
大正十一年八月二十八日	WE式複二重印刷機を大阪長崎間に實驗す（下關に在來の自動中繼盤を使用）。
大正十三年八月二十五日	モルクラム複二重印刷機を東京大阪局間に實驗す。
大正十四年三月十一日	ボドー四重印刷機を東京橫濱間に實驗す。
大正十四年五月二十日	和文印刷電信機（本省より米國クラインシュミツト會社に對し、テレグラフ・タイプライターに基き本邦假名文字殊に濁點の機構に關し指示製作せしむ）を東京大阪間に實驗す。
大正十四年九月九日	WE式複二重印刷機を東京警城間に實驗す。
昭和二年四月	長崎局に於てモルクラム・プリンターに電鈴信號裝置を附加しWE式印刷電信機に使用實驗す。
昭和三年六月二十三日	初めて自動和文印刷機通信を大阪名古屋局間に實驗す。

昭和三年十一月　和文印刷機紙切取ナイフの位置及マージンランプ點火位置の變更を行ふ。
昭和四年八月五日　東京名古屋間WE式スタート・ストツプ印刷機通信開始。
昭和四年九月　和文印刷機複流送信部を大阪及東京試驗に於いて試作實驗す。
昭和四年十二月　和文印刷電信用再生式自動中繼裝置を大阪中央電信局電信試驗に於いて試驗。
昭和五年七月二十日　WE式エキステンション裝置を東京、大阪、神戸局間に實驗す。
昭和七年二月四日　神戸、長崎間WE式複二重印刷機通信開始。
昭和七年二月十六日　大阪、名古屋間WE式スタート・ストツプ印刷機通信開始。
昭和七年五月五日　東京、神戸間WE式スタート・ストツプ印刷機通信開始。
昭和八年九月一日　名古屋、神戸間テープ式自動歐文印刷機通信開始。
昭和九年一月　國產和文印刷機納入之が審査を行ふ。
昭和十年八月三日　テープ式和文印刷受信機の第一回試作完成品の試驗着手、試驗の結果相當改善を要する點あるを認めた。
昭和十二年十一月三日　改善をなしたる第二回の試作品を以て東京中央電信局にて東京大阪一番線にて實施す、結果良好なる成績を得た。

第十款　チツカー通信機

各加入者へ株式相場を同時に通信するため使用する電信機であつて、明治四十三年九月初めて東京株引所内に、又明治四十五年大阪株式取引所内に之れを裝置した。此の機械は英人ジョン・バレー氏の考案に係り加入者はいづれも株式取引所を中心とし四町以内に店舗を有する仲買人であつて、東京、大阪とも加入者數は夫々百名内外である。

其の設備の概要は次の通りである。線路は地下線とし、株式取引所内に設備せる送信裝置は送信機、送信用電鍵盤及電動發電機から成つてゐる。其の電鍵盤には羅馬字及數字の電鍵があつて、其のいづれかを押すと送信機の働きで各加入者の受信機即ちチツカーに同時に相當する羅馬字又は數字が現字紙上に印出さるるやうになつてゐる。

通信速度は約一分間八〇乃至九〇文字である。

受信機は加入者の店舗に裝置され、一回線に一五、六名分の受信機が直列に接結し得られる。各回線に送信機から電流を送るため、直流二〇〇ボルト一〇アンペアを發生する電動發電機三臺及附屬の配電盤を備へてゐる。

其の後東京に於ける是等の裝置は大正十二年の震火災のため全滅の厄に遭ひたるため、新に復舊用として米國ストツクコーテーション・テレグラフ會社製バリー式改良D型が採用された。そして同裝置には加入者二十六名、回線數十回線が收容され、線路は地下線とし一心入鉛被ゴム線が使用された。

第十一款　寫眞電信機

寫眞、書畫等を電氣的に傳送せんとする最初の研究は一八四三年―一八五〇年當時に遡る。然し寫眞電送が廣範圍に渉つて實用化されたのは玆十數年の歷史である。

一八四七年英人ベークウエル C. Bakewell 氏が電氣化學電信の原理を應用して畫像電送を思ひ立つたのを初めと

し、種々考案が試みられたが好成績を得るに至らなかつた。

降つて我國に於いては慶應三年（一八六八年）卽ち將に大政奉還の時期に當り、曩に幕府から派遣された使節の一人、向山黄村が佛國に於いて此の機械を購入し、田邊太一、箕作麟祥の二人にその技術を傳習させたと云ふことである。

寫眞電送が試驗期を脫し實用期に入つたのは彼の歐洲大戰後のことである。卽ち一九二四年獨逸に於けるコルン式がパリ、リヨン間に實用されたのを初めとし、一九二七年には米國のA・T・T式又一九二八年にはシーメンス會社とテレフンケン會社共同研究に成るS・K・T式等は代表的の寫眞電送機として歐米諸國に普及實用された。當時これ等は盛んに新聞事業に利用された。而して此のことが此の特殊電信の著しい發達をなさしめたものと認められる。

本邦に於ける上述維新當時の研究は餘りにも古い。其の後何等の消息はなかつたが歐洲大戰後に至り、泰西文獻に就いて竊かに研究する向もあつて、一の電信制度として利用の可能性あることを認めたのは最近十年來のことである。卽ち大正十四年五月（一九二五年）東京、大阪間の電話線を利用して獨逸のコルン博士の發明したコルン式寫眞電送機で、同博士の製作した二種の寫眞電送機の內テレオートグラフに依る實驗をなしたのを以て本邦寫眞電送の最初と認むべきである。此の實驗の衝に當つた大內誠三技師等の努力と苦心も亦尠くなかつた。

當時の試驗記錄には線路距離一〇五里、使用回線の線種四百磅銅線、回線導體抵抗一九四〇オーム、絕線抵抗〇・一二メグオーム、送信電壓六〇ボルト着流二〇ミリアンペア、電動機及磁界勵磁用等には一〇〇ボルト電源で約三アンペアの電流を使用し、同期性は最も完全なる狀態に調整し、斯くして東京から大阪へは婦人水泳選手の畫像及後藤象次郎伯の筆蹟「無腔走千里」また大阪から東京へは當時但馬地方震災に際し大阪測候所地震計に現はれた震動竝に

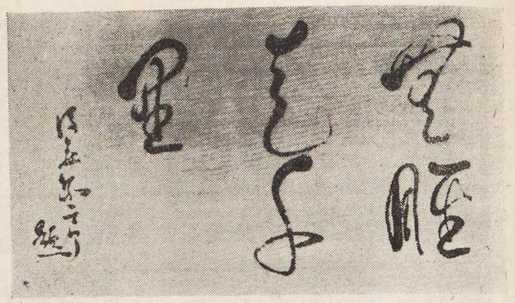

豐岡燒失區域の地圖等が電送されてゐる。電送時間はいづれも約一五分であつた。玆に揭げた寫眞は當時に於ける實驗的電送の一つである。

其の後佛國のベラン氏は氏の發明に係るベラン式寫眞電信機を携帶し來朝、大正十五年十二月これが實驗を有線及無線によつて施行して良好な成績を得てゐる。

是等の成績に徵し、又他面新聞社或は通信社に於いては歐米新聞界に寫眞電送が盛んに利用さるる狀況を座視するに忍びず、中には逸早く機械を購入して專用に供したいとの請願をなすものあるに及んで、遞信省としても寫眞電送を電信の一制度として開始するの必要を認め、其の開始準備が進められた。

斯くして偶〻昭和三年十一月御大禮の擧行せらるるに際し遞信當局は專用寫眞電送の施設を認むる省令を昭和三年七月二十日公布した。（寫眞電報が國際的に認められるやうになつたのは一九三二年マドリツドに開催せられた國際電信會議に於いてである）これに依つて許可された朝日新聞社及日本電報通信社は「シーメンスカロルス」式により、又大阪每日新聞社はベラン式及NE式によりいづれも各自の專用電話線を用ひて東京、大阪、名古屋其他主要都市間に始めて寫眞電送を實施した。

其の成績は豫想通り極めて良好で京都に於ける御大禮の御盛儀の寫眞が東京、大阪は勿論岡山、廣島、福岡等に電

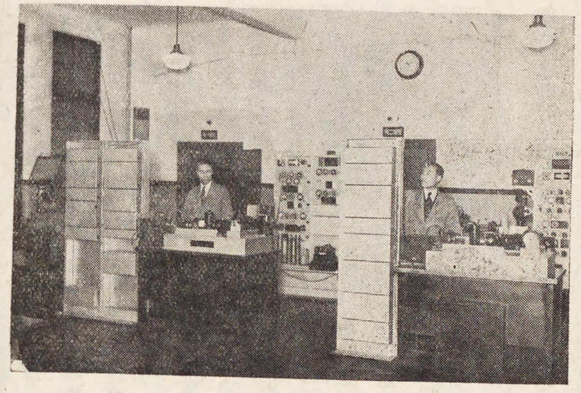

東京大阪間に於ける寫眞電送裝置
左一號機（架空線用）　右二號機（ケーブル用）

送され迅速に幾百萬の新聞讀者は親しく當時の御模様を拜することが出來、寫眞電送の便益を如實に味ひ著しく其の感興を惹いた。

一般公衆用としては昭和五年度に於いて東京大阪間に之を施設する計畫を定めた。而して使用機械は丹羽保次郎博士及小林正次博士の研究に成る國産品ＮＥ式に決定され、これに寫眞の大さ、電送速度其他の點に於いて若干の改良を施したるものであつた。尚機械は裸線用とケーブル用の二種を裝置し平常は主として通信速度大なる架空裸線用の機械を用ひ架空裸線障碍の場合ケーブル回線用のものに切替使用することにした。昭和十一年には伯林よりオリンピックの實況を此のＮ・Ｅ寫眞電送機で送つて我國産技術の優秀さを世界に誇つた。

尚寫眞電信の開始當日東京局に於いて深更の午前零時から受付を開始した處正午迄に約六〇通の寫眞電報受付があつた。

昭和五年八月一日、寫眞電信實施以來毎年取扱はれた其の電報通數は

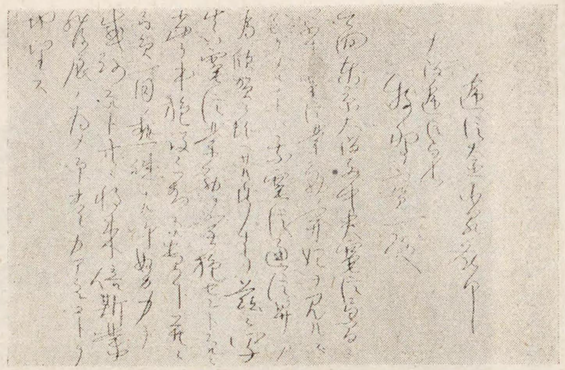

東京大阪間寫眞電業信電務業開始當日當時の遞信大臣小泉又次郎氏よりデーセツメたれら逆へ長局信遞大阪

昭和五年	六七八通（一ヶ月平均	八四）
昭和六年	一、五八九通（一ヶ月平均	一三二）
昭和七年	一、二四二通（一ヶ月平均	一〇三）
昭和八年	一、六六八通（一ヶ月平均	一三九）
昭和九年	一四、〇〇二通（一ヶ月平均	一、一六七）
昭和十年	二九、六四〇通（一ヶ月平均	二、四七〇）
昭和十一年	四七、七八二通（一ヶ月平均	三、九八二）
昭和十二年	六四、五六〇通（一ヶ月平均	五、三八〇）
昭和十三年	七〇、六一八通（一ヶ月平均	五、八八五）

現在、東京大阪間の寫眞電信取扱通數は一日平均約二〇〇通で、其の内九〇％は最小型Ｔ號を利用してゐる。然も其の内九五％以上は書字通信文が占めてゐる。

一般電信方式に比し寫眞電信の有する利點は

(イ)　書畫、寫眞等の形象階調を忠實に迅速に傳送し再現し得ること

(ロ)　誤謬なく且一切の飜譯を要しないこと

(ハ)　通信内容に制限を受くること勘きこと、卽ち一般の電信は

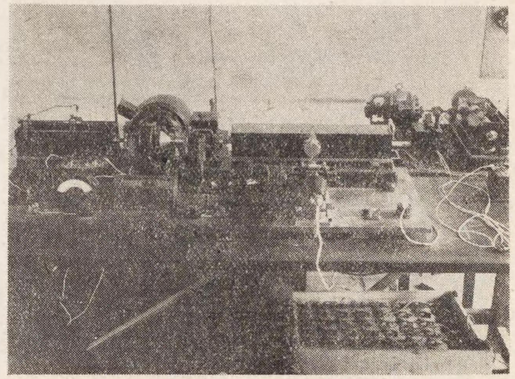

機送電眞寫式ンルコるせ置裝に阪大

寫眞電送の一例

同上コルン式に依り
大正14年3月10日
電話線大阪三番線及
東名一番線を使用し
たる場合
ループ全距離
202 里
抵抗 3,800 オーム
絕緣抵抗
1里16 メグオーム
電壓 71V
電流 20.m.a

片假名のみに制限されてゐるが、寫眞電送は漢字、片假名、平假名、ローマ字其の他の記號や書體の如何を問はず自由である。

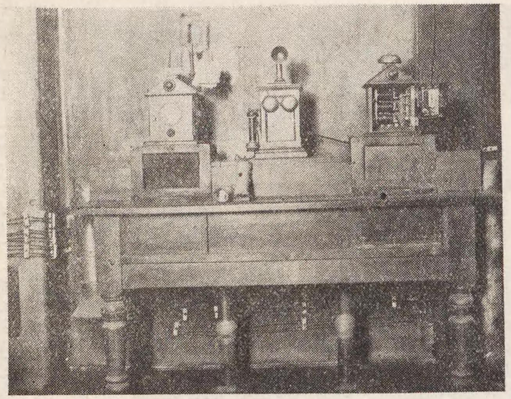

施設當初に於ける氣送管支局通用電信機

等であるが、施設の運營及其の經濟的關係に於いて遞信省の採るべき將來の施設方針に就いては、遽に之を決定するは困難である。

第十二款　氣送管通信機

取引所、中央市場、又は商業中心地等に在る局に於いては、一定時に限り電報が輻輳するので、ここでは普通の通信法を以てしては、多數の回線及機械設備、更に多數の從事員を要し甚だしく不經濟となるが、之を氣送管で行へば數十通の電報を一纏にして迅速に送受出來るし、送受兩局とも各一人の從事員で足りるのである。元來氣送管は古く獨逸などでやつてゐた、ロールポストが其れに近いものであるが、電信の一制度となつたのは一八五三年英國倫敦でラチマー・クラークの設計に係る氣送管を中央電信局と株式取引所間に施設し電報を送受した時に始まると云はれてゐる。

本邦に於いても歐米各都市の氣送管施設狀況から見て、急速之が調査の要を認め、明治四十一年五月英米兩國に留學中の遞

信技師稻田三之助氏に命じて、此の空氣傳送式電信の研究調査をなさしめた。同氏は歸朝するや直ちに設計に著手し關係當局者と協力して、工事を起し茲に本邦最初の氣送管設備を見ることとなつた。

即ち明治四十二年十二月十五日東京中央電信局と兜町株式取引所及神田郵便局間に開始されたのがそれである。

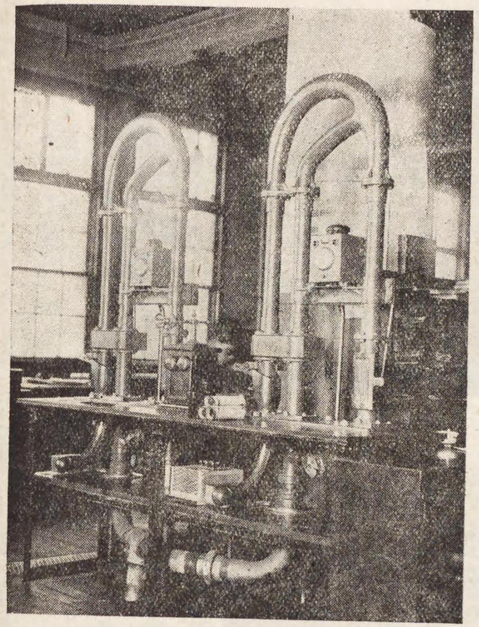

最新に於ける氣送管支局用通信機

當時の記錄によれば中央局と神田局間の管路長十八丁二十間（二粁）であつて、動力は中央局に設備され、送信には一〇磅壓力、受信には六磅半の稀薄空氣を使用し、東京局より神田局へ三分十五秒、神田局より東京局へ三分四十五秒を以て傳送し得た。

次で明治四十四年には大阪中央電信局と北濱株式取式所及北濱局間にこれを施設した。この管路の亙長は二、四五八碼（約二、二粁）であつた。其の後漸次管路の增設を圖り、大正五年度末迄に東京に於いては神田、京橋、深川、駿河町各郵便局、遞信省構內郵便局、兜町株式取引所、蠣殼町米穀取引所等に施設し管路の延長は一八、三九〇碼（一六、二粁）に達した。

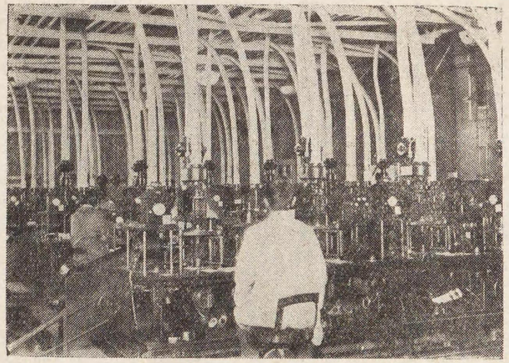

東京中央電信局に於ける氣送管通信室の裝備

現在本邦に於ける氣送管通信取扱局は大阪市內四局、神戸市內二局、東京市內二十二局で、內小管路（管內徑五七粍）のもの十八局其の他は大管路（管內徑七六粍）のものである。而して現在の送信及受信機械は寫眞に見る如く、舊來のものに比し全く其の面目を一新し機能も著しく改善されたものである。

大管では信筒一個當り電報紙收容能力は、送信、受信、平均四〇枚又小管では二〇枚を標準としてゐる。東京市內最長の管は牛込局（昭和十三年七月局舍移轉と共に氣送管通信機廢止され印刷電信機之に代つた）の小管路で、亙長四粁、信筒の到達時分約九分三十秒、最短のものは室町局の亙長〇、六七粁で到達時分三十五秒である。

機械の改良として特筆すべき點は、在來の裝置は一つの信筒が先方に到達後でなければ次の信筒を送り出すことが出來ない所謂單送式のものであつたのを、電報疏通量の增大を目的とする連送式氣送管に改めたことである。連送式氣送管は大阪中央電信局と北濱郵便

局間互長一・九粁に亘り施設することとなり、昭和十一年十二月から實施されてゐる。本施設に依るときは一分間隔に信筒を送り出すことが出來るから此の場合同一管路で三又は四箇の信筒を連送することが出來る。從つて一時間の信筒發射能率は連送式は六〇本電報疏通量は發信著信合計二、五〇〇通に及び單送式の三倍以上の效果を發揮せしめることが可能である。

併し是等氣送管通信機は其の設備が餘りに大袈裟なのと建設及維持に多額の經費と人手を要する點から我國に於ける市街氣送管の將來は印刷電信機の飛躍的發達に依り、漸次其の勢力を奪はれ、電信としての進展性は極めて乏しい動向を示しつつある。

歐米各國に於ける大都市氣送管の如く、郵便と電信とに併用し局相互間の自由速達交換に迄進展するものとすれば、此の方面に新しき分野を開拓し得る可能性を考へ得るも、其の實施に就いては尙多くの技術的及業務的の研究問題が殘されてゐる。

第十三款　自働電信交換機

本機は中央局から同一市内、若くは近郊地の各局に至る多數の回線を收容して、之等の局相互間に直接通信をなし得るよう、隨時各回線の接續交換を行ふこと恰も、電話交換機の一般加入者に對すると同樣の動作をなすものである。

電信交換は明治三十三年以來、東京局に於いて採用された所謂ランプ式電信交換機で、交換取扱者が手働的に之を施行したのを以て最初のものとしてゐる。次で大阪に於いても同樣の方式が實施せられた。

然るに關東大震災後、其の復舊に當り、東京局はリレー式に依ることとなり、英國リレー・オートマチック・テレフオン會社のPAZ、三二ボルト型を此の目的に改造し、大正十五年九月起工、同年十一月据付を了し更に各種部分機械の試驗をなし、一面取扱の手續を制定し昭和二年六月十一日より實施した。

當時開通のものは東京市內及廣く近郊各地に亘る八十餘局百六十餘回線であつた。

電信用として此種方式の採用は、世界に於いても我國が本裝置により先鞭を著けたものと謂へる。

續いて大阪中央電信局の新局舍に於いても此の方式が實施せられた。

東京局に裝置せられた機械は實裝二〇〇回線、最終三〇〇回線の容量を有し、ダイヤルに依つて相手局を自働的に選出し、凡てリレーの關聯動作に由つて目的の選擇接續をなすもので、通信用として單信通信機又は電話機を用ひてゐる。

尙リレー式自働交換機は其の機構が專ら繼電器の複合動作に依るため、小容量の交換に適するものである。

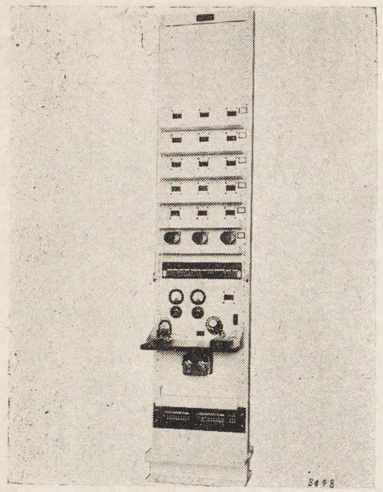

遠距離自動交換用中繼裝置

其の後東京近郊の急激なる膨脹發展に伴ひ、電信交換回線の增設の必要に迫られたが、在來の交換機には增設の餘裕なく、又長年使用の結果、各部に機能の缺陷を生じたので全面的に改裝を行ふこととなつた。

此の改裝には國產品のストロージヤー式を採用することとなり、昭和十年十一月二十三日滯りなく工事竣成し切替を了した。

又將來長距離電信の自働交換網實施を目標として、試驗的に大阪局交換機加入回線を名古屋に延長し、名古屋市內局と大阪加入局との自動交換を計畫し、昭和十四年度中には開通の見込である。

名古屋大阪間の中繼線には搬送電信が使用せられることになつてゐる。これが實施の曉は本邦に於ける長距離自動電信交換のトツプを切るわけで其の成績は大に期待せられてゐる。

寫眞は此の目的のため、大阪に設備せられた中繼線裝置である。

第十四款　電信集信機

中央電信局、竝に主要電信局に於ける電信機械室の面積及機械の節約を圖る一面通信從業員の取扱能率を昂上し得る特殊裝置である。

本邦に於いても明治三十三年電信交換機を施設すると共に、直接通信竝に集信方式を取扱はれたが、集信方式の本格的のものではなかつた。爾後電信集信制は殊に交換集信の形式に於いて機械技術の進歩と共に其の眞價を確證せられ、今日、米國に於いては自働電話交換技術の應用によるステップバイ・ステップ方式の印刷電信交換及集信を極めて廣い範圍に實施するに至つてゐる。

本邦に於いては稻田三之助氏の研究に依り、昭和六年度に收容量二〇回線、附屬通信座席十二座席の電信集信機を設け試驗的に東京中央電信局に施設の上、昭和八年四月以來實驗中で成績頗る良好である。

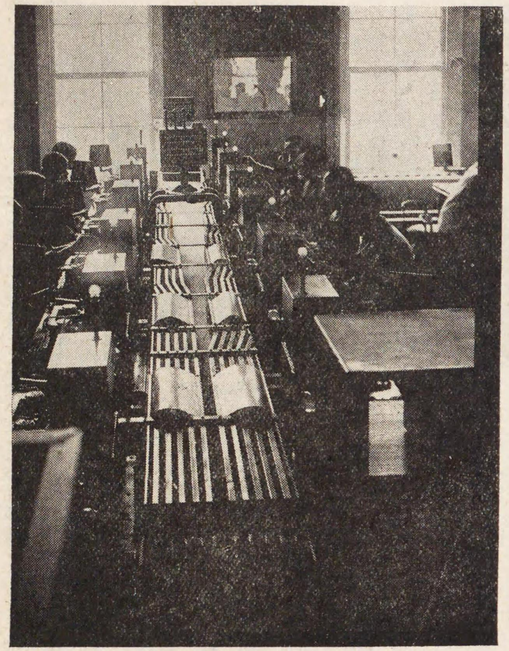

集信機運用狀況

これが成績を基礎として集信機施設の標準的設計を樹て昭和九年に廣島局に設置した。これは最終容量六〇回線で內晝夜間集信二〇回線、夜間集信四〇回線とし、之に對し集信附屬機は晝夜間集信用十座席を設け其の中夜間閑散時集信用に兼用するもの五座席を設備する設計である。

そして印刷通信を除く全回線の集信を同年七月十一日から開始した。方式は半自働式の最新のものでロータ

リー・ライン・スイッチを利用し取扱上に便せしむるやう各種の信號ランプが具備されてゐる。尙各回線の受信繼電器、擬似回路等は在來裝置に於いては通信座席に裝置し、其の席で調整をなすものであつたが、新裝置に於いてはこれ等の部分を凡て試驗室の本線繼電器盤に一括して收容した。之れもまた機械裝置上の新軸である。

大阪中央電信局に於ける電話託送裝置室信通遞郵

此の集信機は其の後昭和十年八月橫濱局に、翌十一年二月福岡局に夫々裝置され、漸次技術的の改善が加へられて、目下有效に活用されてゐる。寫眞は東京中央電信局に於ける集信機運用狀況である。

第十五款　電話託送裝置

電話加入者が電話で電信局に電報を賴信し、まだ電話加入者名宛の電報を電信局から電話で加入者に傳達する所謂電話託送制度は可成り古くから行はれてゐた。然るに此の取扱は豫め電信官署に請求書を差出し、託送加入者たることを登記し置くものに限られ一般電話加入者は自己の電話からでも電報を託送することが出來ない不便があつた。是をいづれの加入者からでも託送出來るやう設備の擴張改善をなすこととなり、先づ六大都市より實施の計畫を立て昭和十年度に於いては東京、橫濱、名古屋に工事を施行し、制度も昭和十一年四月改正された。

東京中央電信局に於ける電話託送通遞信狀況の一部

續いて大阪、京都、神戸に於いても同樣の工事が運ばれ、大阪は昭和十二年十一月二十八日、神戸は同年十二月十日、京都は同じく十二月十九日夫々工事完了と共に切替實施を見た。寫眞は本裝置に依る東京及大阪局電話託送取扱狀況である。

第十六款　自働報時機

遞信省に於いては本省施設の有線電信回線により全國電信官署に一齊に正午の報時をなしてゐる。

報時の順序としては東京天文臺の報時用標準時計から送り出される信號電流に依つて先づ東京中央電信局に裝置してある報時機を動作せしめ、之に依つて全國の樞要局所に連絡してゐる。電信回線を介して信號電流が電氣的に中繼せられ、更に此の信號を受信せる局所に於いては自局の自働報時機を動作せしめて、其の局から分岐せる各局所に對して報時電流を送る。斯くして大局から中局へ、中局から小局へと順次中繼報時が行はれてゐる。

我國電信機による正午時報は創業後間もなき明治五年東京、沼津、

靜岡、豊橋、名古屋、彦根の六局に開始されたが、正式に正午報の設備を見たのは大日本電信沿革史にある「明治八年三月工部省と築地局間に一線を增加し正午報辰の用に供す」とあるのが最初であらう。

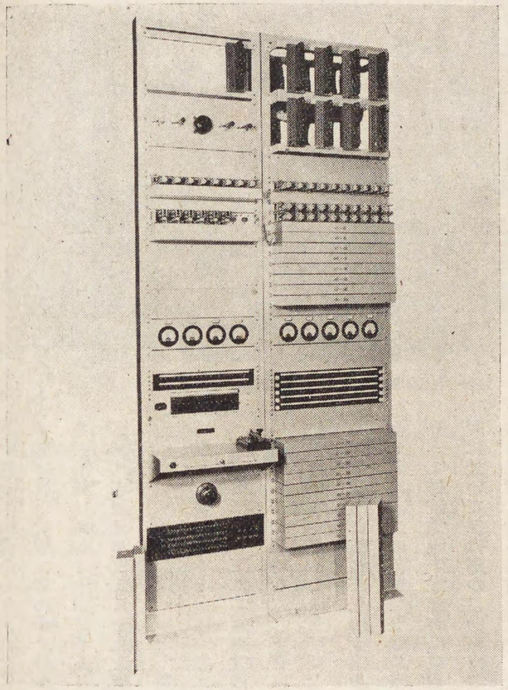

東京中央電信局に裝置せられたる一號自働報時機

當初用ひた報時機の操作は起動、終止共凡て人手轉換器に依つてゐたが、明治二十八年に至つて初めて自働報時機を採用することとなり、次で三十二年之に改良を加へ、複流式自働報時機となり、同年四月東京、名古屋、大阪の三局に裝置した。

更に又回線の構成に改良を加へたる共電式自働報時機の使用となり、漸次設備が增加せられた。

報時機の動作時間は報時を正確ならしむる上に於いて極めて大切なことである。局で受ける迄の時間は大體次の通りである。今迄調査せられた記錄によると東京から電流を送つてから相手

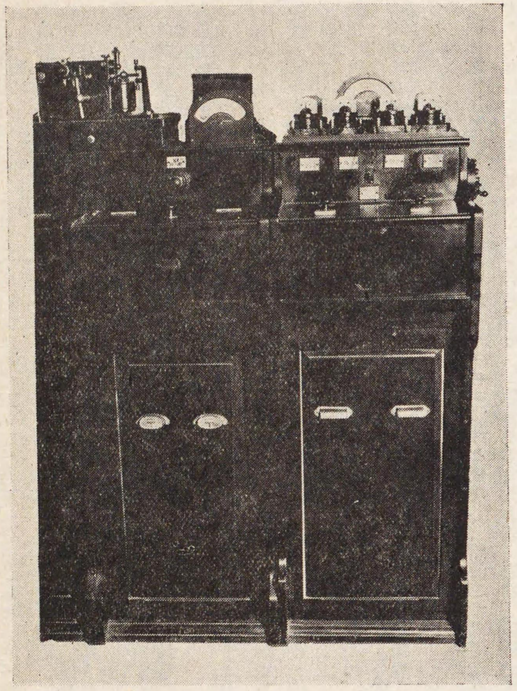

改良前の自動報時機

尤も報時機が改良せられ、線路の構成が變つてゐる現在に於いては多少の相異あることと勿論である。

區　間	時分(秒)	線路の大凡の亙離(粁)
東京青森間	〇・〇一五	八〇〇
東京札幌間	〇・〇五三	一、二〇〇
東京根室間	〇・〇六五	一、七五〇
東京敷香間	〇・一四五	二、二〇〇
東京長崎間	〇・〇五四	一、四六〇
東京元山間	〇・一一九	一、八〇〇
東京小笠原間	〇・〇六〇	一、三〇〇
東京グヮム間	〇・二〇三	三、〇〇〇

在來の報時機は報時電流を

送る起動の操作を凡て手働式で行つたため、正午二分乃至三分前から報時機の準備に取り掛らねばならなかつた。この缺點を除くため、各種リレーの特性を巧に應用して、完全な自働式に改良した。この機械は昭和十二年東京に、又十三年大阪に設置せられた。この報時機は回線の收容能力に依り四種に區別されてゐる。一號は實裝四〇〇回線、二號は二〇〇回線、三號は六〇回線、四號は實裝三二回線になつてゐる。

本機は從來のものに比し特に機能が優秀であるから、將來は漸次此の改良報時機に依つて整備を進める方針で在る。寫眞左は在來のもので右は東京に設置された改良型である。

第十七款　電信用電池

一八〇〇年電氣實驗家として有名なアレッサンドロ・ヴオルタ Alessandro. volta がコップの中に海水又は稀薄な酸類、例へば硫酸等を入れこの液中に亞鉛と銅とを交互に連結した、所謂ヴオルタ電堆なるものを創造して電池發見の萌芽となしたことは有名である。其の後一八三六年にダニエルが之と同原理に基く實用的の電池を作つた。これが今日のダニエル電池の前身である。

我國電信用電池も創業以來專ら此のダニエル電池を使用し、明治二十六年に至つては、其の數も四八、一九一箇の多きに達してゐる。明治二十四年度に要した電池材料は丹礬約一萬貫、亞鉛板一萬箇、銅板八千箇、亞鉛銅板六萬五千箇、楕圓瓶四萬三千箇、長平瓶二萬六千箇であつたと記錄されてゐる。又明治七年には電池の保守に就いて次の樣な通牒が發せられてゐる。恐らくこれが保守に對する最初の心得であつたことと思はれる。

從來電槽ヘ硫酸ヲ灑キ鉛板ヘ水銀ヲ塗抹シ來候處衰議ノ次第有之候間將來使用不致樣可取計此段相達候也

明治七年十二月十一日

長崎局詰中

芳川電信頭

其の後回線の增加、通信距離の延長に伴ひ電池の需要增加著しく、ために多額の經費を要することとなつたので、之を救濟するため、技術的研究が進められるやうになつた。卽ち一群の電池を多數回線で共用するところの共同電池式又內部抵抗の比較的少いグラビチー電池の採用、又用途によりレクランシー、フーラー又は乾電池等を採用する方針が樹てられ、明治三十六年にはダニエル電池一四六、〇四七箇に對し是等異種の電池は二、三三三箇、又大正二年にはダニエル電池一一〇、八七一箇に對し六、三二二箇の多數を算ふるに至つた。

又一方二次電池は電氣量の蓄積可能であること、電池の內部抵抗の極めて低きこと、又大容量のものが得らるるので箇數の減少により、保守の手數が一次電池より遙に輕減されること等の特徵があるので電信用としても頗る好適であるから、相當多數の一次電池を必要とする場合は、漸次二次電池に置換する計畫が立てられ、先づ東京大阪等の大電信局に實施することとなり、明治三十五年にこの工事が著手された。

之等の使用成績良好なるに鑑み、爾來はダニエル電池三千箇以上使用の局の電池は漸次二次電池に變更することに方針が決定せられ、順次下關、長崎、靑森、廣島、仙臺、札幌、名古屋等の局に變更工事が行はれた。

斯くて二次電池の利用は大局より中局へと普及せられ明治三十六年には其の數六六〇箇、更に大正二年に至つては一、六五三箇に增加した。

二次電池の利用は獨り通信用のみならず一般の文化的施設にも盛んに利用せられ、殊にラヂオの初期時代に於ける普及は目醒しきものがあつた。斯くの如く高度の普及に伴ひ二次電池製作の技術も一段と進歩を遂げ、裝置及取扱の簡易な小型蓄電池が製作せられ、一般大衆に廣く愛用せられるやうになつた。

これ等の情勢から電信用としても電氣的及經濟的見地から、其の利用範圍を擴大して一次電池二百箇以上の裝置局は、之を小型二次電池に變更するの有利なることが確められ、昭和十年度以降に於いて此の計畫が實施せられて、電信用電源の整備、强化が實現せられるやうになつた。

この計畫に於いては充電用に發電機を用ひず十五アンペア、又は六アンペアのタンガー整流器を用ひ、更に又配電盤も從來の充放電相互切替用輪轉器を廢して全部スヰッチ式に改裝する等、設備、操作を著しく簡易ならしめた。

この方針の下に小型二次電池に改裝せられたものは昭和十年度工事に於いて東京中央電信局及釧路の試驗用電池、高知、富山、千葉、和歌山、津、豐橋、鳥取、佐賀、直江津の各局に於ける送受信用電池で、之に使用された二次電池は一樣に容量二四アムペア時のもので、其の箇數は合計一、四四七箇であり、これに伴つて撤去されたダニエル電池の總數は六、〇三七箇であつた。

又十一年度工事として施行されたものは岡山、新宮、豐岡、根室、水戸各局の送受信用及岡山、下關、廣島、長崎、鹿兒島各局の試驗用電池で、之に使用した二次電池は大體二十四及十二アンペア時のもの（岡山の送受信用は六〇アンペア時）で其の數六九三箇またこれにより撤去された一次電池は三、四六二箇であつた。次で十二年度に入り甲府、尾ノ道、福井、岐阜、若松、酒田、小倉、久留米、濱松、姫路、德島、以上十一局の送受信用に大部分二十四アンペア

時のものを使用、合計一、二八〇箇を設備し、これにより撤去された一次電池は四、六七五箇に達した。卽ち此の三箇年間に於いて二次電池に變更された局は三十一局に上り、之れがため撤去された一次電池は實に一四、一七四箇の多數に上つた。斯くして在來一次電池二百箇以上設備せる局の大部分は二次電池に變更され、電信用電源は著しく改良强化せられた。

註　東京電信局に照明電燈用として蓄電池が利用された事實が明治三十一年遞信大臣官房發行の遞信史要に次の如く揭げられてゐる。

蓄電の研究は明治十七年始めて其の業を起せしか、爾後故有りて中止し、本年（明治十九年）五月に至りて復之を再興せり其の目的たる流電の保續に十分なる時間を得るに在るを以て先生の關係を驗定せんと欲し凡そ五方尺の「ペルカープランテー」電池三箇を製造せり方今電池中改良の名有る者は「セロン」及「ペルカープランテー」電池（プランテー氏の創製にしてペルカー氏の改良したる者）の二種にして就中「ペルカープランテー」電池は最電氣燈に適する者なり其の試驗は先三箇の電池を直行接續とし「プラセン」電池に由りて二時間平均十四「アンペール」の流電を此に蓄へ大小の抗力を挿入して放電し又乙丙二個を直行接續して前法の如くし其の保護時間を比較せしに唯流電の强弱に關して電池の多少に關せるを見たり左の如し

電池數	放電	力	時間
乙　丙	七・〇アンペール	一時	四十分
乙　丙	五・五	一時	四十分
甲　乙　丙	五・五	二時	十分
甲　乙　丙	四・一	二時	十分

次に鉛版面大小の關係を檢定せんと欲し平均十七「アンペール」の流電を以て甲乙丙三箇に蓄へ各同一なる流電を放出し其の時間を驗せしに各二時三十分を得たり。次に前法の如く蓄電し甲乙二箇を平行接續して放電せしに其の時間一箇なる者に二倍し四時四十分餘を得、又甲乙丙三箇を平行接續したるに一箇なる者に三倍し約七時間を保つを得たり。是に於て放電時間の長短は鉛版面の大小に關するを認知し漸次に電池數の增製を計り六月十七日該電池十箇を用ひ二時三十分間平均「六アンペール」の流電を蓄へ平行接續せる二十「ヴルト」の白熱電燈二箇に點火せしに二時十分間平均四「アンペール」の流電を發し十分なる輝光を得たり。而して當時製造する所は凡五方尺なる七十「アンペールアワー」電流（一「アンペール」の流電を以て七十時間放出すへき者）卽ち「イニシアル」流電十八「アンペール」にて電氣を充すに四時間を要すへき者なるが故に「プンセン」電池等にては十分なる研究を得難きのみならず、其の數の增加と共に夥多の失費あるを以て先發電機の排設を計れり。九月二日に至り始めて「シーメンハルスケ」發電機を以て二十四個の電池を試驗したり。爾後稍良果を得自熱電燈及孤線電燈を輝すことを得たりしが、其の保續時間は燈數の多少卽放電の强弱に由るを以て之を概言し難しと雖、放電の勢力は蓄電に比すれば凡百分の四十に過ぎず現今西洋に於て得し所に比すれば凡三分の二に居れり。蓋新舊相混する電池を用ひて此の試驗に供せし故ならん又「フホール」電池數個を造り此の「ベルカー」電池と相比較せしに遂に充分なる結果を見ること能はず又此の「ベルカー」電池を以て、通信用共用電池に應用したるに催に通信を得たるのみ、若之をして良果を呈せしめば大に費用を節減し得べきを以て、尙他日の研究を要せんとす。又該電池を以て發電機の補助に使用したるは十二月十一日電信局長官舍に白熱電燈を點火せし時にして器械回轉の不規則なるも亦適當の結果を得たり。其の十八日又該官舍庭內の綠門に「スオン」白燈十八個を以てT・S・（遞信省）の字形を作り該電池四十八個を二平行とし平均十五「アンペール」の流電を發し凡二時三十分間を輝光し一時又之を孤線電燈に轉用せり。又東京電信分局に設置する所の電燈は夜半後發電機を使用するの不便多きを以て該電池を增設して共用に充さんことを謀り歲末に至るまで總計六十個の電池を製造せり。

第十八款　電信用地中導體

一七四七年ワシントンがロンドンのテームス河に於いて一條の電線を架して實驗をなした際、通路の一方に地氣を用ひたと云ふことであるが、實際電信に於いて通信路の一部として地氣を利用することに先鞭をつけたのは獨逸のスタインハイルである。

電信の地氣の利用は恰も無線の電波電導として空間が利用せられると同樣に世界共有の電導路である。この偉大な發見は電信の長距離通信を可能ならしめたばかりでなく實に近世電氣界隆盛の大動因となつたことは疑もないことである。

我國に於ける電信の地中導體に關する研究は專ら遞信技師鈴木壽傳次氏に依るものが多い。同氏は遞信省電氣試驗所長淺野應輔氏指導の下に地中導體埋設法竝に地中導體と大地との接觸抵抗に就いて數年間に亙つて實際と理論の兩面から種々調査研究を續けられた。

其の結果の一つとして接觸抵抗は地中導體を土壤との接觸面積に必ずしも反比例せざることが解つた。卽ち圓板を埋設した場合と之と同徑の輪徑を有するある太さの銅管、または銅線を用ひた場合とは同じ效果を有することが分つたので、明治二十一年六月五日制定の電機裝置法に依る銅板の埋設法は明治三十九年三月電信電話技術調査會の決議により、六五封度銅線七箇撚線（一四平方粍銅撚線）を直徑凡そ三尺の輪形に約三回捲いて地中八尺の深さに埋設することに改正せられた。

其の後電信用地氣需要の增加と之れが重要性に鑑み、其の研究の必要が認められ屢次研究の結果、大正四年二月二十六日、同五年四月十三日、同五年七月十三日、同十四年七月十三日、昭和二年八月三十日の數次に亙つて夫々電信電話技術調査會決議に基き、電信用地中導體埋設心得の改訂が加へられてゐる。而して現行心得は昭和二年八月三十日の改訂になるもので從來の埋設法に抵抗の標準値竝に其の許容範圍が附加されてゐる。これは大正十四年十一月電信試驗技術官會議に於いて地中導體抵抗の標準値を技術心得電信地中導體埋設心得に明示の要ありとの東京及廣島兩遞信局の提案に基き、各遞信局の實測成績其の他參考資料に據つて本省に於いて研究制定のことに決議されたのである。

この決議に基いて調査、研究された事項の主なるものとしては(イ)地中導體抵抗不適當のため、其の回線又は他回線の通信に及ぼす影響、(ロ)地中導體を通じ他の強電流流入のため通信に及ぼす妨害、これに付當時實例として擧げられた件數は東京一、名古屋一、大阪一、熊本二、仙臺二、計七件であつて、この原因は電鐵によるもの五件、電力線によるもの一件、不明一件であつた。(ハ)地中導體が腐蝕し效果を失つた事例及其の原因、これに該當するものとして、當時擧げられた原因別件數は

一、自然腐蝕

(イ)　地質に關するもの

1　海水浸潤五件、2　地中鹽分一件、3　地中アムモニア一件、4　地中酸類一件、5　溫泉地帶三件、6　火山灰一件、7　灰質一件、8　埋立地一件

(ロ)　其の他

1　地中導體より流出する電流による電氣分解一件　2　地盤コンクリート七件　3　酸化一件

二、人爲腐蝕

1　汚水撒布又は浸潤三件　2　鹽分及丹礬液の浸潤二件　3　漬物置場に接近二件

三、原因不明　三七件

計　六七件

局舍附近に於いて適當なる地中導體得られざる場合相當離隔せる場所に埋設する方法等數項に亙つて種々研究が進められ、其の結果に基づき昭和二年七月十三日遞信技師初見五郎、同鈴木壽傳次の兩氏より電信用地中導體抵抗の標準制定案が電信電話技術調査會に提出された。審議の結果可決せられて現行の心得となつたのである。現行心得の主要條項を摘錄すれば次の如くである。これを明治二十一年當初制定のもの（第六章第一節參照）と比較對照して見ると改良の跡が歷然として充分に窺はれるのである。

電信用地中導體埋設心得

一、電信用地中導體ハ一四平方粍銅撚線ヲ用フルヲ通常トシ古銅線ヲ使用シ得ル便宜アル場合ニ於テハ成ルヘク之ヲ使用スヘシ

但シ同等以上ノ切斷面ヲ有スル他ノ撚銅線ヲ使用スルモ差支ヘナシ

二、地中導體ハ成ルヘク避雷器裝置ノ場所ニ近クシテ岩石砂礫等少ナク濕氣多キ地所ヲ選ヒ乾燥ノ時季ニ於テモ尙充分ナル水氣ヲ有スル穴ヲ掘リ其ノ深サヲ少クトモ二・五米以上トシ撚線ノ一端ヲ直徑凡ソ一米ノ輪形ニ約三回捲キテ之ヲ埋ムヘシ

但シ水氣乏シキ處アル場合ニ於テハ穴ノ深サヲ三・五米以上トシ輪部ノ周圍ニハ木炭若ハ「コークス」ヲ塡充シ埋設スヘシ

三、前條ニ準據シ埋設シタル地中導體ノ電氣抵抗多クシテ通信用ニ使用スルヲ得ス且近傍ニ適當ナル地所ナキトキハ之ヲ避雷器ニ專用シ通信用地中導體ハ成ルヘク近距離ノ岩石少ナク濕氣多キ地所ニ埋設シ四・五〇粍鐵線若ハ二・九〇粍以上ノ硬銅線ヲ以テ局內ニ導クヘシ

通信用地中導體ヲ別ニ埋設シタルトキハ局內ニ於テ避雷器用地中導體ニ接續シ置クモノトス

四、地中導體ハ地上約一米以下ノ所及地中ニ於テハ接續シタル箇所ナキモノタルヘシ

五、地中導體ハ之ニ接續スル回線數約一〇線毎ニ一箇ヲ設置スルヲ通常トス

但シ回線數三〇回線以上ニ於テハ特殊ノ地中導體ヲ埋設スルモノトス此ノ場合ニ於テハ設計書ヲ本省ニ提出シテ其ノ承認ヲ受クヘシ

又電話機二座以上若ハ電話機ト電信機ヲ併用セル局所ニ在リテハ地中導體ヲ兼用スルカ爲メ通信ヲ妨害スル虞アル場合ニ於テハ單獨ノ地中導體ヲ用フルモノトス

六、地中導體ト避雷器トヲ接續スル導體ハ編組地線又ハ八平方粍銅撚線ヲ用ウルヲ標準トシ成ルヘク短ク且屈曲ナキ樣布設スヘシ

但シ已ムヲ得サル部分ニ限リ電信編組「ゴム」線又ハ電話單線室內「ゴム」線一條ヲ使用スルコトヲ得

七、地中導體及導線ハ成ルヘク瓦斯管又ハ金屬體ヨリ隔離セシムヘシ

八、地中導體ハ地下約三〇糎ヨリ地上約三〇糎マテ充分「タール」ヲ塗布シ置クヘシ

但シ特ニ導體ヲ腐蝕セシムヘキ虞アル場所ニ於テハ「タール」ヲ塗布スル代リニ適宜ニ鉛管ヲ嵌入シ「ピツチ」若ハ「アスファルト」ノ類ヲ塡充スヘシ

九、地中導體抵抗ノ最大限ハ機械ヲ裝置セル回線數ニヨリ左表ヲ以テ標準トスヘシ

回線數 ＼ 種別	送信用電池トシテ單獨電池又ハ二次電池共電式ヲ施行セル局ノ場合	送信用電池トシテ一次電池共電式ヲ施行セル局ノ場合	記事
五回線迄	四〇オーム	二〇オーム	試驗施行地及試驗區界ノ如キ試驗上樞要ナル局ノ地中導體ハ成ルヘク抵抗ヲ低カラシムル樣特ニ注意スヘキモノトス
一〇回線迄	二〇オーム	一〇オーム	
二〇回線迄	一〇オーム	五オーム	
三〇回線迄	六オーム	三オーム	
五〇回線迄	四オーム	二オーム	
一〇〇回線迄	二オーム	一オーム	
一〇〇回線以上	右ノ割合ニ準シテ抵抗ヲ遞減スルモノトス	右ノ割合ニ準シテ抵抗ヲ遞減スルモノトス	

第四節　戰時と電信

戰時に於ける通信機關が、軍事行動と相策應して有力な武器となつたことは、過去に於ける幾多の戰爭に於いて證明されたところである。